

資料編

資料編目次

(総務関係)

1 人事委員会規則制定・改廃状況	85
2 歴代人事委員と在任期間	86
3 委員会の開催状況	87
4 歴代事務局長と在職期間	87

(任用関係)

1 採用試験の状況	88
(1) 上級試験	
(2) 中級試験	
(3) 初級試験	
(4) 警察官・交通巡視員採用試験	
(5) 障害者を対象とした採用選考試験	
(6) 上級（民間企業等職務経験者）試験	
2 採用選考状況	102
3 警察官昇任試験実施状況	108
4 昇任選考状況	112
5 臨時的任用承認状況	118

(分限関係)

人事委員会が同意した公共的団体	119
-----------------	-----

(服務関係)

1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号（旧13号）に基づき公共的行事として承認したもの	121
2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号（旧14号）の規定に基づき承認したもの	124

(給与関係)

復帰前の給与関係資料

1 職階制の変遷	127
2 給与勧告の経過と実施状況	131

復帰後の給与、勤務時間関係資料

1 給料表別職員数及び構成比の推移	138
2 職員数、平均年齢、平均経験年数、男女別構成比、学歴別構成比の推移	140
3 平均給与月額等の推移	141
4 給与勧告の経過と実施状況	142
5 国及び県の一般職員の給与改定状況	161
6 初任給の推移	163
7 民間における職種別給与の推移	166
8 諸手当の推移	167
(1) 初任給調整手当	

- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 期末勤勉手当の支給割合の推移
- (9) 寒冷地手当
- (10) 教職調整額
- (11) 医師暫定手当

(勤務時間及び休暇関係)

- 1 休暇制度の変遷……………196
- 2 育児休業者数の状況……………201
- 3 介護休暇取得者数の状況……………202

(公平審査関係)

- 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（県関係）……………203
- 2 不利益処分に関する不服申立て事案一覧表（琉球政府関係）……………205
- 3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（県関係）……………208

(市町村等公平審査関係)

- 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（市町村等関係）……………215
- 2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（市町村等関係）……………217

(労働基準監督関係)

- 労働基準監督機関としての主な職権行使件数……………222

(総務関係)

1 人事委員会規則制定・改廃状況

年度 区分	昭和 28	昭和 29	昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39	昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44	昭和 45	昭和 46	昭和 47	昭和 48	昭和 49	昭和 50
制定	15	7	2	1	1	1	1	1	4	5	7	5	8	2	4	1	5	4	2	27	1	6	2
一部改正		1	1	4	2	3	6	8	12	8	8	12	23	15	22	24	27	25	25	23	33	35	28
廃止													1										
年度 区分	昭和 51	昭和 52	昭和 53	昭和 54	昭和 55	昭和 56	昭和 57	昭和 58	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成 元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10
制定	2	1	2	1	1			1	2	1	2	2	4	1	1	3	3	2	3	1	2	1	2
一部改正	29	22	26	38	18	24	21	23	26	11	32	19	35	23	14	37	26	30	29	24	21	18	20
廃止						1							1			1	2			1	1		
年度 区分	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
制定	2		4	4	2	3	7	2	3	4	3	1	3	1	1	5	5	2	1	1	3	3	2
一部改正	20	28	25	23	26	21	36	27	22	28	25	30	26	20	20	21	25	22	17	23	19	12	15
廃止				1																			

2 歴代人事委員と在任期間（琉球政府人事委員会の期間を含む。）

氏名	委員在任期間	左のうち委員長在任期間	勤務形態
金城増太郎	昭和27. 5. 15 ～ 昭和31. 7. 4	昭和27. 5. 15～ 昭和31. 7. 4 （初代）	常勤
金城寛	昭和27. 5. 15 ～ 昭和31. 7. 4		常勤
三原明夫	昭和27. 5. 15 ～ 昭和29. 3. 31		常勤
大浜政俊	昭和29. 7. 5 ～ 昭和35. 7. 4	昭和31. 7. 12～ 昭和35. 7. 4 （第2代）	常勤
仲嶺康輝	昭和31. 7. 12 ～ 昭和34. 7. 11		常勤
上原仁慶	昭和31. 7. 12 ～ 昭和36. 2. 28	昭和35. 7. 9～ 昭和36. 2. 28 （第3代）	常勤
山城興起	昭和34. 7. 12 ～ 昭和37. 7. 11	昭和36. 3. 8～ 昭和37. 7. 11 （第4代）	常勤
宮城寛雄	昭和35. 7. 9 ～ 昭和41. 7. 11	昭和37. 7. 13～ 昭和41. 7. 11 （第5代）	常勤
宮城久安	昭和36. 3. 7 ～ 昭和40. 1. 31		常勤
津嘉山朝信	昭和37. 7. 12 ～ 昭和40. 7. 11		常勤
棚原勇吉	昭和40. 2. 18 ～ 昭和59. 7. 31	昭和41. 9. 5～ 昭和59. 7. 31 （第6代）	常勤
宮良朝栄	昭和40. 8. 1 ～ 昭和47. 7. 9		常勤
安里松徳	昭和41. 9. 5 ～ 昭和44. 9. 4		常勤
板良敷朝基	昭和45. 5. 1 ～ 昭和47. 7. 9		常勤
宮良寛才	昭和47. 7. 10 ～ 昭和54. 7. 9		非常勤
新垣孝善	昭和47. 7. 10 ～ 昭和57. 7. 9		非常勤
垣花恒行	昭和54. 7. 10 ～ 昭和58. 7. 9		非常勤
玉城榮徳	昭和57. 7. 16 ～ 平成6. 7. 15		非常勤
真喜屋恵義	昭和58. 7. 14 ～ 昭和62. 7. 13		非常勤
上里安儀	昭和59. 8. 1 ～ 平成4. 7. 31	昭和59. 8. 1～ 平成4. 7. 31 （第7代）	常勤
松田幸一	昭和62. 7. 16 ～ 平成3. 7. 15		非常勤
大田朝章	平成3. 7. 16 ～ 平成11. 7. 15		非常勤
久貝誠善	平成4. 8. 1 ～ 平成8. 7. 31	平成4. 8. 1～ 平成8. 7. 31 （第8代）	常勤
浦崎修子	平成6. 7. 16 ～ 平成14. 7. 15		非常勤
大城吉勝	平成8. 8. 1 ～ 平成10. 12. 31	平成8. 8. 1～ 平成10. 12. 31 （第9代）	常勤
武原元省	平成11. 7. 16 ～ 平成14. 5. 31		非常勤
新崎盛善	平成11. 3. 30 ～ 平成16. 7. 31	平成11. 3. 30～ 平成16. 7. 31 （第10代）	非常勤
竹下勇夫	平成14. 7. 4 ～ 平成23. 7. 15		非常勤
島袋京子	平成14. 7. 16 ～ 平成22. 7. 15		非常勤
嘉手納成達	平成16. 8. 1 ～ 平成20. 7. 31	平成16. 8. 1～ 平成20. 7. 31 （第11代）	非常勤
仲吉朝信	平成20. 8. 1 ～ 平成24. 7. 31	平成20. 8. 1～ 平成24. 7. 31 （第12代）	非常勤
長嶺恭子	平成22. 9. 28 ～ 平成30. 9. 28		非常勤
渡久地政實	平成23. 7. 19 ～ 平成27. 7. 18		非常勤
玉城健	平成24. 8. 1 ～ 平成28. 7. 31	平成24. 8. 1～ 平成28. 7. 31 （第13代）	非常勤
宮國英男	平成27. 7. 19 ～ 平成29. 7. 31	平成28. 8. 1～ 平成29. 7. 31 （第14代）	非常勤
比嘉悦子	平成28. 8. 1 ～ 現在		非常勤
島袋秀勝	平成29. 8. 1 ～ 現在	平成29. 8. 1～ 現在 （第15代）	非常勤
金城稔	平成30. 9. 29 ～ 現在		非常勤

3 委員会の開催状況

年度 区分	昭和 28	昭和 29	昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39	昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44	昭和 45	昭和 46	昭和 47	昭和 48	昭和 49	昭和 50
開催回数	17	12	4	8	3	7	7	12	19	14	16	17	35	18	26	25	32	30	27	60	50	52	37
年度 区分	昭和 51	昭和 52	昭和 53	昭和 54	昭和 55	昭和 56	昭和 57	昭和 58	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成 元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10
開催回数	45	38	43	39	40	11	26	28	29	40	45	43	45	53	57	52	43	33	34	22	28	27	30
年度 区分	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
開催回数	36	32	21	29	28	36	32	33	33	20	36	30	34	37	29	39	36	34	30	30	35	30	36

4 歴代事務局長と在職期間

氏 名	在 職 期 間
池宮城 秀 俊	昭和 27. 7. 1 ~ 昭和 35. 9. 12
大 城 擴	昭和 35. 9. 16 ~ 昭和 48. 6. 14
知 花 繁 行	昭和 48. 6. 15 ~ 昭和 52. 4. 30
仲宗根 哲 男	昭和 52. 5. 1 ~ 昭和 55. 3. 31
大 城 實	昭和 55. 4. 1 ~ 昭和 57. 3. 31
押 川 壽	昭和 57. 4. 1 ~ 昭和 60. 3. 31
宮 城 栄 雄	昭和 60. 4. 1 ~ 昭和 62. 3. 31
石 川 廣	昭和 62. 4. 1 ~ 昭和 63. 3. 31
渡名喜 良 康	昭和 63. 4. 1 ~ 平成元. 3. 31
平 良 吉 敏	平成元. 4. 1 ~ 平成 3. 3. 31
又 吉 永 哲	平成 3. 4. 1 ~ 平成 8. 3. 31
川 平 幸 雄	平成 8. 4. 1 ~ 平成 10. 3. 31
安慶名 一 郎	平成 10. 4. 1 ~ 平成 12. 3. 31
新 垣 良 光	平成 12. 4. 1 ~ 平成 14. 3. 31
野 島 拓	平成 14. 4. 1 ~ 平成 16. 3. 31
宮 城 嗣 三	平成 16. 4. 1 ~ 平成 17. 3. 31
瀬 良 垣 馨	平成 17. 4. 1 ~ 平成 20. 3. 31
伊 礼 幸 進	平成 20. 4. 1 ~ 平成 22. 3. 31
岩 井 健 一	平成 22. 4. 1 ~ 平成 25. 3. 31
平 良 宗 秀	平成 25. 4. 1 ~ 平成 27. 3. 31
親 川 達 男	平成 27. 4. 1 ~ 平成 29. 3. 31
池 田 克 紀	平成 29. 4. 1 ~ 令和 2. 3. 31
大 城 直 人	令和 2. 4. 1 ~ 令和 4. 3. 31
茂 太 強	令和 4. 4. 1 ~ 現在

(任用関係)

1 採用試験の状況

(1) 上級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率										
行政	275	90	74	3.1	594	147	4.0	718	64	51	11.2	783	40	34	19.6	762	31	22	24.6	816	35	31	23.3	948	51	39	18.6	1,014	69	55	14.7	862	23	20	37.5		
電気																132	6	5	22.0	134	5	4	26.8	120	9	9	13.3	110	11	9	10.0	108	4	4	27.0		
機械																91	5	4	18.2	86	6	6	14.3	101	5	1	20.2	76	3	3	25.3	61	1	1	61.0		
土木	37	28	28	1.3	53	43	28	1.2	49	32	24	1.5	97	14	8	6.9	105	15	11	7.0	94	33	30	2.8	123	22	18	5.6	129	19	17	6.8	95	5	5	19.0	
建築	10	5	5	2.0	15	5	3.0	24	9	7	2.7	42	6	3	7.0	43	5	5	8.6	55	4	4	13.8	59	4	3	14.8	51	5	4	10.2	44	1	1	44.0		
化学	45	12	11	3.8	41	5	8.2					69	3	3	23.0	62	4	3	15.5	69	3	2	23.0	70	4	3	17.5	66	4	2	16.5	55	2	2	27.5		
農業	33	25	24	1.3	44	39	33	1.1	38	15	11	2.5	38	2	1	19.0	28	7	6	4.0	26	9	9	2.9	35	14	14	2.5	40	10	4	4.0	31	4	2	7.8	
農業土木												60	4	2	15.0	50	3	1	16.7	46	3	3	15.3	51	4	3	12.8	50	7	4	7.1	46	2	2	23.0		
農芸化学																																					
畜産																																					
林業																																					
水産																																					
医療保健衛生																																					
農業改良普及員																																					
生活改良普及員																																					
計	400	160	142	2.5	899	294	244	3.1	929	132	104	7.0	1,307	90	69	14.5	514	93	70	16.3	547	118	107	13.1	1,750	144	115	12.2	1,770	186	118	11.3	1,486	53	45	28.0	

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度											
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率								
行政	706	32	28	22.1	677	34	29	19.9	618	59	54	10.5	680	55	47	12.4	725	29	23	25.0	734	18	17	40.8	588	14	12	42.0	480	33	27	14.5	548	28	24	19.6
電気	62	4	4	15.5	39	3	3	13.0	29	3	3	9.7	24	4	3	6.0	18	0	-		24	2	0	12.0	32	1	1	32.0			24	2	1	12.0		
機械	35	1	1	35.0	41	2	1	20.5	39	3	2	13.0	34	2	1	17.0	44	1	1	44.0	31	2	0	15.5	22	1	1	22.0	20	2	2	10.0				
土木	109	7	6	15.6	98	9	7	10.9	216	30	28	7.2	110	16	14	6.9	136	1	1	136.0	104	2	2	52.0	94	2	2	47.0	75	9	8	8.3	87	11	11	7.9
建築	56	3	3	18.7	45	2	2	22.5	43	11	11	3.9	58	5	5	11.6	62	1	1	62.0	57	2	2	28.5					24	2	2	12.0	37	2	2	18.5
化学	42	2	2	21.0	28	2	2	14.0	35	2	2	17.5	39	1	1	39.0					29	1	1	29.0	32	3	3	10.7	31	1	1	31.0				
農業	26	3	3	8.7	23	6	6	3.8	27	9	9	3.0	35	10	9	3.5	35	5	4	7.0	33	5	5	6.6	27	2	2	13.5	32	5	5	6.4	30	6	6	5.0
農業土木	25	5	4	5.0	22	2	2	11.0	23	5	6	4.6	27	3	3	9.0	20	1	0	20.0	25	3	3	8.3	17	4	4	4.3	24	1	0	24.0	16	2	1	8.0
農芸化学	32	4	4	8.0	36	1	1	36.0	29	2	2	14.5	18	4	4	4.5	31	1	1	31.0	22	1	1	22.0	12	2	2	6.0					21	0	-	
畜産	19	1	0	19.0	28	2	2	14.0	32	4	4	8.0	19	3	3	6.3	23	1	1	23.0																
林業	15	2	2	7.5	18	3	3	6.0	19	4	4	4.8	26	3	3	8.7	13	1	1	13.0																
水産	21	2	2	10.5	23	0	-																													
医療保健衛生	46	2	2	23.0	36	2	2	18.0	46	3	2	15.3	37	2	2	18.5	38	1	1	38.0	25	1	1	25.0	27	1	1	27.0	21	1	1	21.0	12	1	0	12.0
農業改良普及員	19	2	1	9.5																																
生活改良普及員	8	1	1	8.0																																
計	1,221	71	63	17.2	1,114	68	60	16.4	1,177	137	129	8.6	1,125	112	98	10.0	1,162	43	35	27.0	1,090	38	32	28.7	857	31	29	27.6	712	55	47	12.9	799	56	48	14.3

年度等 試験区分	平成2年度				平成3年度				平成4年度				平成5年度				平成6年度				平成7年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率																				
行政	590	34	30	17.4	681	29	22	23.5	621	52	50	11.9	1,234	93	86	13.3	1,447	44	43	32.9	1,379	89	85	15.5
心理									23	3	2	7.7	28	3	3	9.3	59	1	1	59.0	41	1	1	41.0
社会福祉	66	5	5	13.2	60	2	1	30.0	46	7	6	6.6	77	5	4	15.4	75	3	3	25.0	89	8	8	11.1
電気					30	2	1	15.0	47	9	7	5.2	70	4	2	17.5	112	3	3	37.3	109	3	3	36.3
機械					24	2	1	12.0	22	5	4	4.4	60	3	3	20.0	84	3	3	28.0	74	3	3	24.7
土木	74	8	7	9.3	64	7	7	9.1	63	9	9	7.0	53	25	21	2.1	80	3	2	26.7	62	18	18	3.4
建築									21	2	2	10.5	29	3	3	9.7	30	1	1	30.0	39	3	3	13.0
化学					16	4	4	4.0	13	4	4	3.3	29	4	4	7.3	43	2	2	21.5	54	2	2	27.0
農業	21	6	5	3.5	23	2	1	11.5	16	4	2	4.0	30	18	14	1.7	52	10	8	5.2	49	17	16	2.9
農林業	7	1	1	7.0	8	0	-	-	2	0	-	-	12	9	8	1.3	24	2	2	12.0	20	5	4	4.0
農芸化学	24	2	1	12.0	5	2	2	2.5	21	1	1	21.0	23	3	3	7.7	17	1	1	17.0	24	3	2	8.0
畜産	5	2	1	2.5	7	1	1	7.0	13	4	4	3.3	12	7	5	1.7	20	1	1	20.0	16	10	10	1.6
林業	3	0	-	-	4	1	1	4.0	5	1	1	5.0	5	2	2	2.5	9	1	1	9.0	15	3	3	5.0
水産	8	1	1	8.0	6	2	2	3.0	12	2	2	6.0	8	3	2	2.7	16	3	3	5.3	18	3	2	6.0
医療保健衛生	15	0	-	-	18	3	3	6.0	22	3	2	7.3	35	2	2	17.5	22	1	1	22.0	28	1	1	28.0
計	813	59	51	13.8	946	57	46	16.6	947	106	96	8.9	1,705	184	162	9.3	2,090	79	75	26.5	2,017	169	161	11.9

年度等 試験区分	平成8年度				平成9年度				平成10年度				平成11年度				平成12年度				平成13年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
行政	1,354	107	96	12.7	1,480	62	56	23.9	1,444	42	41	34.4	1,548	125	114	12.4	1,718	78	72	22.0	1,906	52	49	36.7
行政	6	1	1	6.0	4	1	1	4.0	7	1	1	7.0	17	1	1	17.0	7	1	1	7.0	8	1	1	8.0
心理	44	1	1	44.0	43	1	1	43.0	57	1	1	57.0	48	1	1	48.0								
社会福祉	68	7	6	9.7	110	3	3	36.7	81	1	1	81.0	66	2	2	33.0	64	2	2	32.0	83	4	4	20.8
電気	91	4	2	22.8	91	3	2	30.3	86	3	3	28.7	79	1	1	79.0	62	7	6	8.9	68	3	2	22.7
機械	80	2	2	40.0	60	1	1	60.0	76	2	1	38.0	57	4	4	14.3	62	6	6	10.3	63	3	1	21.0
土木	61	16	16	3.8	81	5	4	16.2	69	12	12	5.8	102	8	8	12.8	100	19	19	5.3	128	11	11	11.6
建築	50	8	7	6.3	40	1	1	40.0	42	2	2	21.0	54	1	1	54.0	49	2	2	24.5	79	5	5	15.8
化学	52	4	4	13.0	55	5	5	11.0	67	2	2	33.5	71	3	3	23.7	75	5	5	15.0	79	6	6	13.2
農業	65	18	17	3.6	72	15	13	4.8	94	16	16	5.9	105	3	3	35.0	83	17	17	4.9	93	10	8	9.3
農林業	17	2	2	8.5	22	10	10	2.2	31	1	1	31.0	19	2	2	9.5	20	8	8	2.5	29	2	2	14.5
農芸化学	33	2	2	16.5	36	2	2	18.0	32	1	1	32.0	27	3	3	9.0	49	2	2	24.5	46	3	3	15.3
畜産	29	4	4	7.3	20	2	2	10.0	12	3	3	4.0	28	1	1	28.0	23	2	2	11.5	28	2	2	14.0
林業	10	1	1	10.0	9	3	3	3.0	16	1	1	16.0	18	2	2	9.0	17	4	4	4.3	13	1	1	13.0
水産	20	1	1	20.0	16	6	6	2.7	21	1	1	21.0	23	4	4	5.8	30	3	2	10.0	27	6	6	4.5
医療保健衛生	36	1	1	36.0	34	1	1	34.0	30	1	1	30.0	23	1	1	23.0	21	1	1	21.0	27	6	6	4.5
計	2,016	179	163	11.3	2,173	121	111	18.0	2,165	90	88	24.1	2,285	162	151	14.1	2,380	157	149	15.2	2,650	109	101	24.3

年度等 試験区分	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度									
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率																						
行政	1,940	127	111	15.3	1,979	107	99	18.5	1,752	66	56	26.5	1,969	29	26	67.9	1,645	39	38	42.2	1,397	40	36	34.9						
心理									84	1	1	84.0	42	1	1	42.0														
社会福祉	113	6	6	18.8	126	6	6	21.0	97	5	5	19.4	128	6	6	21.3	119	6	6	19.8	107	7	6	15.3						
電気	70	2	4	35.0	64	3	3	16.0	74	3	2	24.7	68	1	1	68.0	52	2	2	26.0										
機械	57	4	4	14.3	53	2	2	26.5	46	3	3	15.3	36	1	1	36.0														
土木	155	17	15	9.1	122	4	4	30.5	110	2	1	55.0	124	6	6	20.7	119	6	5	19.8	78	13	12	6.0						
建築	65	5	5	13.0	60	3	2	20.0	71	1	0	71.0																		
化学	67	6	4	11.2	66	3	3	22.0	67	5	5	13.4	48	1	1	48.0														
農業	105	13	11	8.1	87	15	13	5.8	84	1	1	84.0	62	1	1	62.0	77	9	9	8.6	56	16	15	3.5						
農林水産	25	3	3	8.3	27	6	6	4.5	31	1	1	31.0																		
畜産	36	8	8	4.5	47	5	5	9.4	56	6	6	9.3	63	1	1	63.0														
林業	27	2	1	13.5	19	3	3	6.3	19	1	1	19.0	16	2	2	8.0														
水産	17	1	1	17.0	18	2	2	9.0	6	1	1	6.0	16	2	2	8.0														
計	2,707	195	170	13.9	2,688	160	148	16.7	2,523	97	84	26.0	2,572	51	48	50.4	2,012	62	60	32.5	1,796	99	91	18.1						

年度等 試験区分	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率																								
行政	1,318	58	51	22.7	1,470	74	56	19.9	1,498	58	40	25.8	1,395	69	57	20.2	1,455	85	74	17.1	1,496	65	53	23.0	1,351	75	65	18.0
心理	54	2	2	27.0					50	1	1	50.0	36	2	2	18.0	26	2	2	13.0	29	2	1	14.5	24	1	1	24.0
社会福祉	113	6	6	18.8	89	3	3	29.7	93	11	11	8.5	88	8	8	11.0	81	10	9	8.1	69	8	8	8.6	57	9	9	6.3
電気	34	4	4	8.5	48	2	2	24.0	47	2	2	23.5	53	7	7	7.6	47	8	6	5.9	29	5	5	5.8	28	4	4	7.0
機械	12	3	3	4.0	40	1	1	40.0					37	3	3	12.3	37	2	1	18.5	23	4	3	5.8	20	4	3	5.0
土木	63	14	12	4.5	61	19	17	3.2	69	11	9	6.3	41	10	9	4.1	47	11	11	4.3	43	11	9	3.9	63	17	12	3.7
建築	28	4	4	7.0	36	10	10	3.6	38	6	6	6.3	38	3	3	12.7	29	8	8	3.6	29	7	5	4.1	29	7	7	4.1
化学	47	4	4	11.8	40	2	2	20.0	38	3	3	12.7	50	6	6	8.3	32	3	2	10.7	42	3	3	14.0	23	2	2	11.5
農業	78	9	9	8.7	60	4	4	15.0	58	8	8	7.3	61	7	7	8.7	62	4	4	15.5	51	10	10	5.1	34	8	8	4.3
農林水産	16	5	5	3.2	25	8	8	3.1	23	7	7	3.3	23	5	5	4.6	28	7	7	4.0	33	7	5	4.7	36	12	12	3.0
畜産	38	5	5	7.6	47	5	5	9.4	47	8	8	5.9	45	5	5	9.0	50	5	5	10.0	55	4	4	13.8	53	4	3	13.3
林業					15	2	2	7.5	12	2	2	6.0	14	2	2	7.0	16	2	2	8.0	15	3	3	5.0	10	2	2	5.0
水産	16	3	2	5.3	11	3	2	3.7	24	2	2	12.0				8	1	1	8.0	9	1	1	9.0	10	3	2	3.3	
病院									21	1	1	21.0	17	2	2	8.5					13	2	2	6.5	11	3	2	3.7
病院事務									99	12	11	8.3	82	12	12	6.8	160	4	3	40.0	76	5	5	15.2	64	4	3	16.0
病院心理													4	1	1	4.0												
病院精神保健福祉													14	1	1	14.0												
警察事務													14	2	2	7.0												
警察電気									111	4	3	27.8	193	3	3	64.3	195	5	5	39.0	143	9	8	15.9	212	9	6	23.6
計	1,817	117	107	15.5	2,089	150	128	13.9	2,207	137	116	16.1	2,267	137	123	16.5	2,202	160	144	13.8	2,141	146	123	14.7	2,034	164	143	12.4

年度等 試験区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率													
行政	1,256	82	64	15.3	1,194	51	43	23.4	1,011	45	31	22.5	931	58	35	16.1	795	79	56	10.1	845	64	45	13.2	787	90	66	8.7	
心理	15	1	1	15.0				21	1	1	1	21.0	17	1	1	17.0	17	1	1	17.0	14	2	2	7.0	12	3	2	4.0	
社会福祉	68	11	10	6.2	61	10	10	6.1	47	9	9	5.2	51	14	13	3.6	44	6	4	7.3	49	10	10	4.9	51	9	8	5.7	
電気	25	6	6	4.2	30	5	4	6.0	29	7	4	4.1	22	8	6	2.8	15	3	3	5.0	14	6	6	2.3	22	4	1	5.5	
機械	19	5	5	3.8	24	5	3	4.8	21	5	2	4.2	24	10	5	2.4	15	8	5	1.9	22	5	5	4.4	18	2	2	9.0	
土木	61	23	21	2.7	54	17	15	3.2	41	17	14	2.4	55	11	9	5.0	34	20	18	1.7	23	14	11	1.6	35	14	12	2.5	
建築	23	11	7	2.1	16	10	8	1.6	25	9	6	2.8	13	7	5	1.9	12	2	1	6.0	20	16	11	1.3	17	5	4	3.4	
化学	20	4	3	5.0	23	6	6	3.8	22	3	1	7.3	12	5	5	2.4	14	7	6	2.0	13	5	5	2.6	25	5	5	5.0	
農業	43	6	5	7.2	37	5	4	7.4	39	4	4	9.8	34	7	6	4.9	36	3	2	12.0	31	15	12	2.1	27	7	7	3.9	
農業土木	35	15	15	2.3	38	18	15	2.1	18	7	2	2.6	23	8	6	2.9	15	1	1	15.0	22	12	11	1.8	19	9	4	2.1	
農芸化学	42	8	8	5.3	40	3	3	13.3	32	2	2	16.0	24	6	5	4.0	23	1	1	23.0	16	1	1	16.0	14	2	2	7.0	
畜産	8	2	2	4.0	5	2	2	2.5	7	1	1	7.0	11	3	3	3.7	14	5	5	2.8	7	3	3	2.3	9	2	2	4.5	
林業	18	9	9	2.0	13	2	2	6.0	13	5	4	2.6	14	6	4	2.3	4	1	1	4.0	7	2	2	3.5	4	2	1	2.0	
水産	12	1	1	12.0	10	3	3	3.3	13	4	4	3.3	11	2	2	5.5	8	1	1	8.0	14	8	8	1.8	12	1	1	12.0	
病院事務	59	5	3	11.8	82	5	4	16.4	72	8	6	9.0	92	17	10	5.4	137	25	11	5.5	100	30	19	3.3	139	15	6	9.3	
警察事務	224	4	2	56.0	144	10	7	14.4	185	3	1	61.7	95	3	1	31.7	77	7	7	11.0	86	13	10	6.6	135	14	11	9.6	
警察建築																													
計	1,928	193	162	10.0	1,770	152	129	11.6	1,596	130	92	12.3	1,429	166	116	8.6	1,260	170	123	7.4	1,283	206	161	6.2	1,327	184	134	7.2	

(2) 中級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度						
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率				
学校事務				358	63	34	5.7	565	38	24	14.9	665	49	22	13.6	942	23	18	41.0	1,045	24	16	43.5	804	17	14	47.3	573	21	16	27.3
警察事務																															
保母								83	12	10	6.9	112	13	12	8.6	108	2	0	54.0	90	1	0	90.0	86	2	0	43.0			8	31.2
計				358	63	34	5.7	648	50	34	13.0	777	62	34	12.5	1,050	25	18	42.0	1,135	25	16	45.4	890	19	14	46.8	854	30	24	28.5

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	807	14	8	57.6	616	16	11	38.5	629	22	13	28.6	669	17	12	39.4	724	17	11	42.6	850	24	19	35.4	1,001	31	21	32.3	816	20	13	40.8	573	36	31	15.9
警察事務	201	5	5	40.2	254	5	4	50.8	167	7	5	23.9	252	4	3	63.0	147	1	1	147.0	116	1	1	116.0	83	1	1	83.0	82	6	5	13.7	285	3	1	95.0
計	1,008	19	13	53.1	870	21	15	41.4	796	29	18	27.4	921	21	15	43.9	871	18	12	48.4	966	25	20	38.6	1,084	32	22	33.9	898	26	18	34.5	858	39	32	22.0

年度等 試験区分	平成2年度			平成3年度			平成4年度			平成5年度			平成6年度			平成7年度			平成8年度			平成9年度			平成10年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	742	28	23	26.5	638	31	28	20.6	869	40	29	21.7	946	30	26	31.5	1,113	30	23	37.1	1,201	29	22	41.4	1,102	30	27	36.7	922	18	17	51.2	1,067	57	50	18.7
警察事務	106	2	2	53.0	96	2	2	48.0	80	3	3	26.7	107	3	1	35.7	138	4	4	34.5	200	3	2	66.7	175	3	2	58.3	184	4	3	46.0	260	5	4	52.0
計	848	30	25	28.3	734	33	30	22.2	949	43	32	22.1	1,053	33	27	31.9	1,251	34	27	36.8	1,401	32	24	43.8	1,277	33	29	38.7	1,106	22	20	50.3	1,327	62	54	21.4

年度等 試験区分	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	1,208	32	25	37.8	801	17	15	47.1	938	28	23	33.5	796	28	23	28.4	889	26	20	34.2	1,135	28	26	40.5	1,161	21	12	55.3	777	25	11.0	31.1	810	40	23	20.3
警察事務	276	8	5	34.5	298	1	0	298.0	202	11	8	18.4	377	9	9	41.9	279	10	4	27.9																
計	1,484	40	30	37.1	1,099	18	15	61.1	1,140	39	31	29.2	1,173	37	32	31.7	1,168	36	24	32.4	1,135	28	26	40.5	1,161	21	12	55.3	1,029	32	13	32.2	943	50	31	18.9

年度等 試験区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率									
学校事務	818	54	30	15.1	998	72	29	13.9	1,040	47	32	22.1																									
県立学校事務Ⅰ													1,072	78	41	13.7	331	18	11	18.4	336	18	9	18.7	398	15	12	26.5	403	6	4	67.2	305	10	2	30.5	
県立学校事務Ⅱ													78	3	1	26.0	55	4	2	13.8	67	2	1	33.5	66	4	4	16.5	69	3	2	23.0	54	3	2	18.0	
市町村立学校事務																	711	63	40	11.3	665	41	30	16.2	419	14	7	29.9	237	15	6	15.8	317	24	22	13.2	
警察事務	156	4	2	39.0	88	5	4	17.6	156	5	4	31.2	149	3	0	49.7	111	1	0	111.0																	
計	974	58	32	16.8	1,086	77	33	14.1	1,196	52	36	23.0	1,299	84	42	15.5	1,208	86	53	14.0	1,068	61	40	17.5	883	33	23	26.8	709	24	12	29.5	676	37	26	18.3	

年度等 試験区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度																						
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率																			
県立学校事務Ⅰ	273	9	5	30.3	194	16	11	12.1	216	10	3	21.6	276	10	4	27.6	234	12	5	19.5															
県立学校事務Ⅱ	43	3	3	14.3	48	13	10	3.7	44	7	6	6.3	63	4	3	15.8	60	4	4	15.0															
市町村立学校事務	267	15	10	17.8	216	17	10	12.7	124	8	7	15.5	168	9	7	18.7	164	9	7	18.2															
計	583	27	18	21.6	458	46	31	10.0	384	25	16	15.4	507	23	14	22.0	458	25	16	18.3															

(注) 中級試験は、昭和49年度から実施した。

(3) 初級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度														
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率											
一般事務A	140	55	43	2.5	81	65	54	1.2	130	38	17	3.4	208	9	5	23.1	181	6	2	30.2	194	12	10	16.2	291	13	3	22.4	342	12	2	28.5	232	4	4	58.0			
一般事務B	340	21	18	16.2	387	31	26	12.5	538	23	5	23.4	582	10	3	58.2	465	7	2	66.4	429	9	6	47.7	529	10	3	52.9	461	7	2	65.9	352	3	2	117.3			
学校事務	160	35	21	4.6																																			
医療事務																																							
警察事務																																							
土木	16	11	10	1.5	20	12	10	1.7	34	10	8	3.4	44	3	2	14.7	30	2	1	15.0	37	3	3	12.3	40	7	4	5.7	45	4	1	11.3	35	1	1	35.0			
電気																																							
機械																																							
農業土木	20	16	15	1.3	20	15	10	1.3	29	5	4	5.8	33	1	1	33.0	16	2	2	8.0	23	3	3	7.7	47	6	6	7.8	33	0	-	-	23	0	-	-	-		
建築	1	0	-	-																																			
化学																																							
計	677	138	107	4.9	508	123	100	4.1	731	76	34	9.6	867	23	11	37.7	692	17	7	40.7	683	27	22	25.3	1,012	44	18	23.0	1,014	44	19	23.0	805	21	18	38.3			

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度															
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率												
一般事務																																								
一般事務A	185	6	6	30.8																																				
一般事務B	285	5	5	57.0																																				
医療事務																																								
警察事務	74	2	0	37.0	25	5	3	5.0	94	3	3	31.3	48	4	3	12.0	69	4	2	17.3	163	3	3	54.3	127	1	0	127.0	39	6	4	6.5	163	10	8	16.3				
土木	35	3	3	11.7	53	0	-	-	22	5	4	4.4	50	2	2	25.0	30	0	-	-																				
電気	27	3	2	9.0	18	3	2	6.0	14	3	2	4.7	15	2	1	7.5	21	3	3	7.0																				
機械	33	1	1	33.0	20	0	-	-	21	2	2	10.5	16	2	1	8.0	25	0	-	-																				
農業土木																																								
化学																																								
計	639	20	17	32.0	771	21	17	36.7	761	25	18	30.4	788	24	14	32.8	792	17	13	46.6	815	7	5	116.4	573	10	9	57.3	773	23	18	33.6	776	28	21	27.7				

年度等 試験区分	平成2年度			平成3年度			平成4年度			平成5年度			平成6年度			平成7年度			平成8年度			平成9年度			平成10年度											
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率								
一般事務	508	14	11	36.3	569	12	10	47.4	609	44	40	13.8	1,289	30	29	43.0	1,055	13	10	81.2	811	28	23	29.0	779	30	27	26.0	499	10	9	49.9	488	11	6	44.4
医療事務	97	2	1	48.5	39	4	4	9.8	203	2	2	101.5	16	2	2	8.0	193	1	1	193.0	50	1	1	50.0	31	1	1	31.0								
警察事務	132	7	6	18.9	125	6	2	20.8	95	2	2	47.5	27	3	3	9.0	83	5	4	16.6	116	2	2	58.0	48	3	2	16.0	136	6	5	22.7	205	2	1	102.5
土木																																				
電気	7	2	2	3.5	40	8	6	5.0	39	5	5	7.8	68	7	6	9.7	90	11	10	8.2	67	7	6	9.6	29	1	1	29.0	24	2	2	12.0	31	1	1	31.0
機械	12	3	3	4.0	34	8	7	4.3	69	10	8	6.9	32	4	4	8.0	47	6	5	7.8	33	7	7	4.7	14	1	1	14.0	24	2	1	12.0	20	2	2	10.0
計	756	28	23	27.0	807	38	29	21.2	1,015	63	57	16.1	1,432	46	44	31.1	1,468	36	30	40.8	1,077	45	39	23.9	901	36	32	25.0	683	20	17	34.2	744	16	10	46.5

年度等 試験区分	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度											
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率								
一般事務	508	12	9	42.3	413	17	15	24.3	532	8	6	66.5	386	8	6	48.3	433	12	11	36.1	643	7	5	91.9	473	2	2	236.5	190	2	2	95.0	207	2	1	103.5
警察事務	120	9	7	13.3	164	1	0	164.0	39	3	3	13.0	149	5	3	29.8	208	4	2	52.0																
土木																																				
電気	34	1	0	34.0	15	2	0	7.5	15	2	1	7.5	38	1	1	38.0																				
機械	18	1	1	18.0	16	1	1	16.0	7	2	2	3.5	20	1	0	20.0																				
計	680	23	17	29.6	608	21	16	29.0	593	15	12	39.5	593	15	10	39.5	641	16	13	40.1	643	7	5	91.9	473	2	2	236.5	307	8	7	38.4	338	5	2	67.6

年度等 試験区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率									
一般事務	167	2	0	83.5	240	3	2	80.0	288	5	2	57.6	266	9	6	29.6	388	17	10	22.8	383	18	10	21.3	325	19	11	17.1	300	22	12	13.6	298	18	9	16.6	
警察事務	93	3	1	31.0	86	5	3	17.2	129	5	4	25.8	149	3	1	49.7	107	2	1	53.5	60	5	4	12.0	97	8	6	12.1	147	5	3	29.4	107	8	5	13.4	
土木																									6	2	1	3.0	7	2	2	3.5	3	1	1	3.0	
農業土木																		15	2	2	7.5	10	1	1	10.0	5	1	1	5.0	7	2	2	3.5	4	1	1	4.0
計	260	5	1	52.0	326	8	5	40.8	417	10	6	41.7	415	12	7	34.6	510	21	13	24.3	453	24	15	18.9	433	30	19	14.4	461	31	19	14.9	412	28	16	14.7	

年度等 試験区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度							
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率				
一般事務	299	20	18	15.0	364	19	16	19.2	610	1	0	610.0	252	7	2	36.0	236	6	3	39.3
警察事務	95	3	2	31.7	82	2	0	41.0	132	5	3	26.4	130	5	2	26.0	100	3	3	33.3
土木	9	4	4	2.3	11	1	0	11.0	7	2	1	3.5	10	3	2	3.3	11	3	2	3.7
農業土木	2	1	0	2.0	5	2	0	2.5	3	1	1	3.0	6	2	2	3.0	2	2	1	1.0
計	405	28	24	14.5	462	24	16	19.3	752	9	5	83.6	398	17	8	23.4	349	14	9	24.9

(4) 警察官・交通巡視員採用試験

年度等 試験区分		昭和 47 年度				昭和 48 年度				昭和 49 年度				昭和 50 年度				昭和 51 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率																
警察官	警察官 A	305	116	110	2.6	33	20	17	1.7	98	33	26	3.0	94	15	10	6.3	111	20	16	5.6
	警察官 B					223	122	104	1.8	266	112	104	2.4	174	29	27	6.0	209	23	22	9.1
	女子警察官					156	77	65	2.0												
計		305	116	110	2.6	412	219	186	1.9	364	145	130	2.5	268	44	37	6.1	320	43	38	7.4
交通巡視員		38	24	22	1.6																

年度等 試験区分		昭和 52 年度				昭和 53 年度				昭和 54 年度				昭和 55 年度				昭和 56 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率																
警察官	警察官 A	164	44	41	3.7	243	46	39	5.3	255	39	32	6.5	239	51	47	4.7	226	34	31	6.6
	警察官 B	334	50	44	6.7	391	40	36	9.8	328	38	38	8.6	335	50	50	6.7	281	33	29	8.5
	女子警察官																				
計		498	94	85	5.3	634	86	75	7.4	583	77	70	7.6	574	101	97	5.7	507	67	60	7.6
交通巡視員										11	3	2	3.7	24	5	4	4.8	25	1	1	25.0

年度等 試験区分		昭和 57 年度				昭和 58 年度				昭和 59 年度				昭和 60 年度				昭和 61 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	197	30	29	6.6	286	28	21	10.2	461	42	38	11.0	235	25	20	9.4	296	23	14	12.9
	警察官 B	365	45	44	8.1	428	33	30	13.0	401	23	18	17.4	376	22	18	17.1	362	26	20	13.9
	女子警察官																				
計		562	75	73	7.5	714	61	51	11.7	862	65	56	13.3	611	47	38	13.0	658	49	34	13.4
交通巡視員		14	3	2	4.7					14	0	(3)	-	13	1	1	13.0	97	2	2	48.5

年度等 試験区分		昭和 62 年度				昭和 63 年度				平成元年度				平成 2 年度				平成 3 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	310	28	22	11.1	399	52	46	7.7	202	29	22	7.0	187	22	16	8.5	174	32	24	5.4
	警察官 B	308	23	21	13.4	344	22	20	15.6	260	24	20	10.8	262	36	31	7.3	284	53	47	5.4
	女子警察官																	286	6	4	47.7
計		618	51	43	12.1	743	74	66	10.0	462	53	42	8.7	449	58	47	7.7	744	91	75	8.2
交通巡視員		71	3	3	23.7									83	5	4	16.6				

年度等 試験区分		平成 4 年度				平成 5 年度				平成 6 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	165	27	19	6.1	198	46	33	4.3	372	46	31	8.1
	警察官 B	314	29	22	10.8	463	24	20	19.3	694	17	15	40.8
	女子警察官	183	6	5	30.5					455	12	10	37.9
計		662	62	46	10.7	661	70	53	9.4	1521	75	56	20.3
交通巡視員		22	2	2	11.0	71	3	1	23.7				

年度等 試験区分		平成 7 年度				平成 8 年度				平成 9 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	418	47	36	8.9	615	106	84	5.8	569	55	37	10.3
	警察官 B	657	21	19	31.3	723	28	24	25.8	769	28	25	27.5
	女子警察官												
	女子警察官 A	101	3	2	33.7	121	4	2	30.3	144	4	2	36.0
	女子警察官 B	267	2	2	133.5	269	3	1	89.7	258	4	3	64.5
計		1,443	73	59	19.8	1,728	141	111	12.3	1,740	91	67	19.1
交通巡視員													

試験区分		平成 10 年度				平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	586	29	26	20.2	1,140	88	72	13.0	579	27	21	21.4	641	44	33	14.6	1,406	98	82	14.3
	警察官 A (女性)	139	1	1	139.0	183	1	1	183.0	140	1	1	140.0	158	6	4	26.3	362	21	19	17.2
	警察官 A (武道指導)	5	1	1	5.0	9	2	1	4.5	12	2	2	6.0	9	2	2	4.5	7	1	1	7.0
	警察官 B (男性)	741	35	30	21.2	804	28	18	28.7	559	18	13	31.1	731	28	24	26.1	774	36	30	21.5
	警察官 B (女性)	240	4	2	60.0	246	4	2	61.5	160	4	3	40.0	173	6	3	28.8	212	4	4	53.0
	警察官 B (武道指導)	6	3	3	2.0	7	2	2	3.5	8	2	2	4.0	6	1	1	6.0	8	1	1	8.0
計		1,717	73	63	23.5	2,389	125	96	19.1	1,458	54	42	27.0	1,718	87	67	19.7	2,769	161	137	17.2

試験区分		平成 15 年度				平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	1,763	180	151	9.8	1,439	111	81	13.0	1,263	83	68	15.2	1,223	76	60	16.1	715	93	64	7.7
	警察官 A (女性)	427	19	17	22.5	340	13	11	26.2	224	1	0	224.0	159	4	4	39.8	175	4	2	43.8
	警察官 A (武道指導)	13	1	1	13.0	7	2	2	3.5	9	0	-	-	16	1	1	16.0	10	2	2	5.0
	警察官 B (男性)	2,037	69	52	29.5	988	43	37	23.0	845	58	47	14.6	716	49	40	14.6	731	33	23	22.2
	警察官 B (女性)	613	5	3	122.6	262	6	6	2.0	204	3	2	68.0	175	4	4	43.8	164	3	2	54.7
	警察官 B (武道指導)	10	1	1	10.0	8	2	2	4.0	7	2	2	3.5	9	1	1	9.0	3	0	-	-
計		4,863	275	225	17.7	3,044	177	139	17.2	2,552	147	119	17.4	2,298	135	110	17.0	1,798	135	93	13.3

試験区分		平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率																
警察官	警察官 A (男性)	679	74	67	9.2	1,076	79	66	13.6	580	64	59	9.1	527	58	47	9.1	528	73	60	7.2
	警察官 A (女性)	152	6	5	25.3	220	6	6	36.7	72	6	5	12.0	52	7	7	7.4	58	7	5	8.3
	警察官 A (武道指導)	6	2	2	3.0	4	1	1	4.0	4	2	2	2.0	4	2	1	2.0				
	警察官 B (男性)	638	35	27	18.2	730	34	25	21.5	689	37	27	18.6	692	53	43	13.1	350	30	28	11.7
	警察官 B (女性)	140	2	1	70.0	159	2	2	2.0	133	4	3	33.3	127	5	5	25.4	56	9	9	6.2
	警察官 B (武道指導)	1	0	-	-	5	1	1	5.0	5	2	2	2.5	2	1	1	2.0				
計		1,616	119	102	13.6	2,194	123	101	17.8	1,483	115	98	12.9	1,404	126	104	11.1	992	119	102	8.3

試験区分		平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率																
警察官	警察官 A (男性)	510	60	50	8.5	449	55	46	8.2	432	80	62	5.4	401	54	43	7.4	365	51	40	7.2
	警察官 A (女性)	79	7	5	11.3	64	11	10	5.8	69	8	7	8.6	62	8	5	7.8	63	10	8	6.3
	警察官 A (武道指導)					6	1	1	6.0	11	2	2	5.5	4	1	1	4.0	1	0	-	-
	警察官 B (男性)	728	22	17	33.1	622	45	34	13.8	703	75	60	9.4	713	54	45	13.2	647	49	37	13.2
	警察官 B (女性)	149	4	3	37.3	116	9	6	2.0	128	8	7	16.0	160	12	9	13.3	158	10	7	15.8
	警察官 B (武道指導)					5	2	2	2.5	3	1	1	3.0	1	1	1	1.0	4	1	1	4.0
計		1,466	93	75	15.8	1,262	123	99	10.3	1,346	174	139	7.7	1,341	130	104	10.3	1,238	121	93	10.2

試験区分		平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	337	46	37	7.3	280	35	27	8.0	227	42	39	5.4	219	41	28	5.3
	警察官 A (女性)	62	12	10	5.2	58	13	11	4.5	51	16	12	3.2	45	12	9	3.8
	警察官 A (武道指導)	6	2	2	3.0	3	1	1	3.0								
	警察官 B (男性)	535	39	32	13.7	430	35	31	12.3	407	51	41	8.0	403	63	51	6.4
	警察官 B (女性)	144	14	14	10.3	120	12	10	2.0	124	16	12	7.8	136	26	16	5.2
	警察官 B (武道指導)	4	1	1	4.0	5	1	1	5.0								
計		1,088	114	96	9.5	896	97	81	9.2	809	125	104	6.5	803	142	104	5.7

(注)

1. 昭和 47 年度は、警察官 A、B の区別がなかった。
2. 警察官 A については、昭和 48 年度、49 年度、59 年度、63 年度、平成 11 年度、14 年度、15 年度、17 年度、18 年度、21 年度は採用試験を 2 度実施した。
3. 警察官 B については、昭和 48 年度、49 年度、平成 15 年度には採用試験を 2 度実施した。
4. 昭和 59 年度の交通巡視員の採用 (3) は、警察官 B の採用候補者名簿からの採用である。

(5) 障害者を対象とした採用選考試験

試験区分	昭和 57 年度				昭和 58 年度				平成 8 年度				平成 9 年度				平成 10 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	70	7	7	10.0	92	6	6	15.3	64	14	14	4.6	86	10	10	8.6	73	3	3	24.3
あん摩マッサージ指圧師									10	1	1									
計	70	7	7	10.0	92	6	6	15.3	74	15	15	4.9	86	10	10	8.6	73	3	3	24.3

試験区分	平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度				平成 15 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	38	3	3	12.7	45	3	3	15.0	45	3	3	15.0	43	5	5	8.6	51	2	2	25.5
計	38	3	3	12.7	45	3	3	15.0	45	3	3	15.0	43	5	5	8.6	51	2	2	25.5

試験区分	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率																
一般事務	44	2	2	22.0	36	1	1	36.0	27	1	1	27.0	15	1	1	15.0	15	1	1	15.0
学校事務													10	1	0	10.0	6	1	1	6.0
計	44	2	2	22.0	36	1	1	36.0	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	21	2	2	10.5

試験区分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率																
一般事務	14	1	1	14.0	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	16	1	1	16.0	25	2	2	12.5
学校事務	5	2	2	2.5																
計	19	3	3	6.3	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	16	1	1	16.0	25	2	2	12.5

試験区分	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	16	3	3	5.3	21	2	2	10.5	21	1	1	21.0	24	2	1	12.0	14	5	5	2.8
計	16	3	3	5.3	21	2	2	10.5	21	1	1	21.0	24	2	1	12.0	14	5	5	2.8

試験区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	32	8	8	4.0	35	7	7	5.0	39	6	6	6.5
計	32	8	8	4.0	35	7	7	5.0	39	6	6	6.5

(6) 上級（民間企業等職務経験者）試験

試験区分	平成 10 年度				平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
行政	515	5	5	103	296	10	10	29.6	342	5	5	68.4	342	3	3	114	286	3	2	95.3

2 採用選考状況

年度	職種	部	次	課	課	係	主	主	主	主	技	保	研	主	技	研	社	心	児	児	児	母	生	教	保	部		
		長	長	長	長	補	長	任	任	任	師	健	究	事	師	助	主	理	童	童	童	子	活	指	母	長		
		長	長	長	佐	長	師	員	任	事	師	主	幹	員	補	補	手	事	員	社	司	員	員	員	員	母	師	
昭和	47	5		3	4	24		1		43	7		4	60	43	6	19			2				1	6			
	48	2		4	2	11	7			31	39		2	44	29	6	9		1	2						4		
	49		1	4	5	9	3			34	13		2	41	15	2	13				4	10	2			12		
	50	1		3	1	5	1			9	3		1	1	27	3		1					1					
	51	1	2	8	5	7		1		6	1		4	3	6	1												
	52		1	3	4	3		1		2	2			1	3													
	53	2	2	7	4	7		1		12	1		1	2	6	1												
	54	1		6	1	11					9		2	1														
	55	2		3	1	20	1			1	11		3	5	3													
	56		1	3	1	4	3			7	8		1	2	2													
	57	1	1	4	6	7	1			1	7		1	8	1													
	58	1	1	6		10		1		1	5			8	1										2			
	59			5	3	17				3	11		1	2	9										3	1		
60	1	3	4	1	10				1	7														1	1			
61		1	4	2	7				1																2			
62	1		4	2	7					1																		
63			2	3	6				1	2																		
平成	元	1	2	5	2	6	2			2																		
	2	1	1	7	3	9			1	1		1														2		
	3	1	3	1	1	8	1		1	1																		
	4	1	2	5	1	7			1			1														1		
	5	1	1	7	1	9		1																		1		
	6		3	5	2	6		1	1																	1		
	7	1	1	4		7	1		2			2																
	8	1	2	6	1	10		1		3	13	1	5															
	9		3	4		13		2		3	10		4															
	10	2		3	1	4	1	1			21		3															
11	1	4	10	3	7	2		2		9	1	2																
12	1	4	7	2	4			3	3			1																
13	1	1	6	1	3			1																				

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

医 長	看 護 教 諭	主 任 医 師	医 師	歯 科 医 師	介 輔 師	獣 医 師	看 護 婦	看 護 士	保 健 婦	管 理 栄 養 士	栄 養 士	准 看 護 婦	准 看 護 士	薬 劑 師	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	理 学 療 法 士	視 能 訓 練 士	衛 生 検 査 技 師	作 業 療 法 士	衛 生 監 視 員	薬 事 監 視 員	臨 床 工 学 士	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士	農 業 改 良 普 及 員
			16				100	16		2	11		8	2						8	3					2	7
	3		17		1		67	17		1	26		4	2						1	2						15
	1		36				48	10		7	22		4		2	7				1							3
	2		23			6	63	2		6	13		11		4	11				1						2	
			18			6	44			3	2	1	5		3	5											4
2	1		21			5	35	3		2	3		10		6	8											1
	1		14			8	24	1		1	5		4		3	5											
	1		29		1	8	50	1	2	3	3	9	8		4	3										1	
			37			1	95	1	4	1		2	3		5	7											
			31	2	1	2	53		5	6		1	2		1	5											
			33	1		3	174		6	1		1	7		2	13											
2			26	1			111	4	6	1			4		3	3	2										
3			38	1			117	2	11	1		4			1	1	1	1									
1			54	1			159	4	2	1		1	2		2	7	1					1				1	
2			47	1		2	101	6	4	3			3		3	7	1										
1			49			4	99	10	2	3	1		5		2	2	4	1								1	
3			37	2		4	117	7		9			3		2	6	3	1						1			
1			47			7	77	8	6				2		2	2											
			53			3	76	5	2				2			3	2	1									
1			64			4	113	8	8				2		3												
2			55			6	107	12	2	4			2		2		1	1									
5	1		48			7	101	12	4	5			3		1	2					1						5
2			49			5	72	17	6	5			4		3	3	1				1				1		
3	1	1	52			6	63	4		3			3		2	5	1									2	
2	1		44	1			35	12	1																		
5			38				41	8	1																		
3			51				44	5	1																		
1			41				38	8						1		1	2				1						
3			48			1	57	5						3			1	1			2						
10			46			2	30	6		1				2		1	3				1						

職種	年度	生活改良普及員	職業訓練指導員	企業診断員	職能判定員	主任指導主事	指導主事	社会教育主事	主任研究主事	研究主事	主任専門職員	主任専門職員	司書	専門職員	専門職員	事務主事	社会教育主事補	学芸員補	司書補	事務主事補	学校栄養職員	警視	警部	警部補	巡查部長
		昭和	47	3	3											2				1	1				
	48	10	2										20	4					4						
	49			1	1								4						1						
	50		3																		7				
	51	4	4											2							15				
	52	4	1								2	1		1							2				
	53										3	1	5		10				4	7	1				
	54										8	1		1							7	1			
	55												1								8				
	56										4	5	1	1								1			
	57										4											1			
	58									4				3					4			1			
	59										3			1								2			
	60								1	5							1					1			
	61		2						2	3												2			
	62		1						2	3			1									2			
	63		2						1	2			1									1			
平成	元					1	1	2		3		6										7	3		
	2						1	11		3		3	1									6	1		
	3						1					5		2									4		
	4								3		4			1								1		2	1
	5	2	1						2		4											2	2	1	1
	6	2	1					1	2		5											2		2	1
	7	1	1				6	9		2	5											1	1		1
	8						2	5		2	4												2	2	5
	9							5	10		3											1			
	10							7	4		2				2							2			
	11								2			3													
	12		2					3	2		5			4	4										
	13													3	3										

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

巡査長	巡査士	航空操縦士	涉外事件調査員	交通巡視員	船長	機関長	一等航海士	二等航海士	二等機関士	機関士	機関員	通信士	船員	司厨長	司厨員	甲板員	速記士	タイピスト	キーパンチャー	技手	看護人	公文書専門員	修復士	農業技術補佐員	交通管制官
			1				1			1							1		64	4					
			2	5			2					1				3		1	1						
			3			2	1	1		1			9					1	2	1					
			1				1	2		2		1	2								1				
							1		1				1								2				
									1				2												
													4												
													1				1								
									1			2	1	1											
		1							1						1										
												2													
										3		4													
					1					1		1													
										1		3													
												3													
													2				1								
												2													
			1									2													
	3		1		6																				
	3										1														
	3		2		1																				
	3		1																			2	1		
1	6																							2	
			1		2																				1
						1																			
			2																						
			2																						

職種	年度	部長	統括監	課長	班長	主査	主事・主任	主任保健師	保健師	精神保健福祉士	職業訓練指導員	主任専門員	専門員	主任専門職員	学芸員	児童自立支援専門員	司書	主任研究主事	研究主事	獣医師	診療科部長	診療科副部長	医長	主任医師	医師	歯科医師
		級	級	級	級	級	級	師	師	士	員	員	員	員	員	員	書	事	事	師	長	長	長	師	師	師
平成	14	1	2	6	4	9	4	2					6							8	2	2	2		43	
	15		3	9	7	12	18	2					3					1	2	8	2		6		55	
	16	3	3	11	3	8	16		5			1	1	5	2				4	6	1		2		51	
	17		3	8	7	16	6													6			1		47	
	18	1	1	9	1	5	2							1					1	8	3	1	14	1	44	
	19		2	8	2	4	6						2	8					3	7	3	2	7		41	
	20			10	5	6	3		1					4					2	5	1	1	5		32	
	21		3	11	5	11	5		5											4			3		30	1
	22		4	6	5	13	9		3											4	1	1	7		36	
	23	1	4	11	4	13	8		7											3			6		36	1
	24		4	6	8	11	6		3											8	2		7		56	1
	25	1	1	7	6	14	2		3				3							7	3	1	4		61	
	26		1	5	6	11	3		6		2									8	2	1	6		50	
	27	1	1	4	7	10	13		15		3									6	5	2	2		43	
28		1	5	5	12	6		7		2		4				1			5			4		51		
29	1		7	4	10	3		7		3			2						8	2	3	5		46		
30			9	4	16	10		8	1			1	5	1					6					48	2	
令和	1		3	14	9	20	20	5	6							1				3			1		57	2
	2	5		8	11	13		7	1				1							3		3	3		44	
	3		2	18	6	12	11		7	2	2		3							5	1	3	4	1	36	2

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

看護師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	視能訓練士	管理栄養士	栄養士	学校栄養職員	病院心理師	船長	機関長	一等航海士	航海士	機関士	機関員	通信士	船員	司厨員	甲板員	警察官	涉外事件調査員	航空操縦士	航空整備士	研究員
54	4	3							2	8														1			
64	8	5	4																	3				1			1
68	2	3	6						2															1			
58	3	4	3								10																
71	9	3	1			1					3													3			1
135	1	2							1		4													2			3
106	4	1							2		7									1							3
142	4	2	3	8					1		6											2					
161	6	1	4	3							8											3					
191	4	4	4	1							16																
146	3	3	7		4	2	1		1		13									1							1
117	6	2	6	1	6	8	2		5											3			4	1	2		2
120	4	3	8	2	6	6	3	1	3		4				4								3				
107	8		1	1	5	14		1			5		1				1	1				1	5				2
130	5	1	17	11		5	1		2		3				1	2							6	2			
159	7	7	4	14	3	4	3				5					3			1			2	6	2			
129	7	7	8	3		3	1		1		3			1		2	2				1	1	15	1		1	2
140	4	8	10	1	1	2	1	1	1		4					1					1						
113	7	9	10	4	2		2		6		6				3	2	2					2	5				
140	14	7	6	2	1	5	2		7		4	2		1			1					1		1			

3 警察官昇任試験実施状況

年度	実施月日	警 部			警 部 補			巡 査 部 長			
		受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	
昭 和	47	1次 2次									
	48	1次 2次									
	49	1次 2次									
	50	1次 2次									
	51	1次 2次									
	52	1次 9月17・18日 2次 11月1～5日	59	16	3.7	121	28	4.3	414	68	6.1
	53	1次 10月7・8日 2次 12月18～21日	65	26	2.5	211	36	5.9	444	71	6.3
	54	1次 2次									
	55	1次 10月18・19日 2次 11月27～29日	59	10	5.9	245	25	9.8	518	46	11.3
	56	1次 5月30・31日 2次 6月29日～7月1日	57	13	4.4	243	28	8.7	676	55	12.3
	57	1次 5月22・23日 2次 6月28～30日	58	12	4.8	253	30	8.4	845	61	13.9
	58	1次 4月16・17日 2次 5月23・24日	61	5	12.2	263	13	20.2	440	37	11.9
	59	1次 7月6・7日 2次 7月24日 1次 4月14・15日 2次 5月17・18日	62	11	5.6	220	21	10.5	450	36	12.5
	60	1次 7月17・18日 2次 8月6日 1次 4月17・18日 2次 5月22・23日	79	12	6.6	223	23	9.7	477	35	13.6
	61	1次 7月18・19日 2次 8月8日 1次 4月26・27日 2次 5月20・21日	75	6	12.5	218	14	15.6	448	25	17.9
	62	1次 12月5日 2次 12月18日 1次 11月18・19日 2次 12月9・10日	66	10	6.6	212	10	21.2	478	19	25.2
63	1次 7月7日 2次 7月28日 1次 4月27・28日 2次 5月23・24日	95	9	10.6	146	27	5.4	249	50	5.0	
平 成	元	1次 9月21日 2次 10月17日 1次 4月25日 2次 5月22日	88	9	9.8	180	21	8.6	291	32	9.1
	2	1次 9月11日 2次 10月19日 1次 4月27日 2次 5月18日	70	7	10.0	162	18	9.0	264	37	7.1
	3	1次 9月12日 2次 10月3・7日 1次 6月28日 2次 7月17・18日	113	27	4.2	184	29	6.3	265	49	5.4
	4	1次 11月16日 2次 12月3・7日 1次 4月16日 2次 4月30日・5月1日	104	16	6.5	81	23	3.5	123	33	3.7
	5	1次 11月25日 2次 12月14・15日 1次 7月22日 2次 8月6・9日	104	24	4.3	100	37	2.7	118	28	4.2

年度	実施月日	警 部			警 部 補			巡 査 部 長				
		受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率		
平成	6	1次 9月22日 2次 10月17・18日 1次 4月28日 2次 5月30日・6月1日	100	22	4.5	122	37	3.3	131	35	3.7	
	7	1次 9月22日 2次 10月12・13日 1次 4月27日 2次 5月16・17日	103	23	4.5	119	34	3.5	126	31	4.1	
	8	1次 9月20日 2次 10月17・18日 1次 4月25日 2次 5月20・21日	101	19	5.3	88	30	2.9	113	38	3.0	
	9	1次 9月17日 2次 10月14・15日 1次 4月30日 2次 5月20・21日	75	15	5.0	74	30	2.5	107	50	2.1	
	10	1次 9月24日 2次 10月15・16日 1次 4月30日 2次 5月18・19日	69	17	4.1	118	50	2.4	146	67	2.2	
	11	1次 10月25日 2次 11月15・16日 1次 6月8日 2次 6月29・30日	57	16	3.6	82	52	1.6	121	64	1.9	
	12	1次 12月7日 2次 12月21・22日 1次 10月27日 2次 11月14・15日	45	14	3.2	55	30	1.8	102	61	1.7	
	13	1次 10月30日 2次 11月14・15日 1次 6月25日 2次 8月6・7日	67	24	2.8	62	39	1.6	78	55	1.4	
	14	1次 10月16日 2次 11月14・15日 1次 7月10日 2次 7月25・26日	63	35	1.8	87	46	1.9	159	103	1.5	
	15	1次 9月22日 2次 10月9・10日 1次 6月17日 2次 7月8・9日	80	23	3.5	93	57	1.6	100	75	1.3	
	16	1次 9月10日 2次 10月12・15日 1次 5月21日 2次 6月17・18日	51	11	4.6	102	66	1.5	132	91	1.5	
	17	1次 9月7日 2次 10月6・7日 1次 6月13日 2次 7月20・21日	67	19	3.5	81	30	2.7	126	58	2.2	
	18	警部	1次 4月8日 2次 4月19日 3次 6月13・14日	281	20	14.1	382	46	8.3	421	68	6.2
		警部補	1次 4月29日 2次 5月17日 3次 6月27・28日									
巡査部長		1次 6月10日 2次 6月26日 3次 7月27・28日										
19	警部	1次 4月28日 2次 5月11日 3次 6月11・12日	276	19	14.5	866	50	17.3	1047	98	10.7	
	警部補	1次 5月19日 / 9月30日 2次 6月14日 / 10月16日 3次 7月10・11日 / 11月5・6日										
	巡査部長	1次 6月9日 / 10月13日 2次 7月5日 / 10月23日 3次 7月18・19日 / 11月13・14日										

年度	実施月日			警 部			警 部 補			巡 査 部 長		
				受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率
平成	20	警部	1次 4月12日 2次 4月21日 3次 5月19・20日	304	15	20.3	831	58	14.3	1071	68	15.8
		警部補	1次 4月19日 / 9月27日 2次 4月30日 / 10月8日 3次 5月26・27日 / 10月30・31日									
		巡查部長	1次 4月26日 / 10月4日 2次 5月8日 / 10月21日 3次 5月29・30日 / 11月10・11日									
	21	警部	1次 4月25日 2次 5月18日 3次 6月4・5日	326	15	21.7	367	29	12.7	525	56	9.4
		警部補	1次 5月2日 2次 5月19日 3次 6月11・12日									
		巡查部長	1次 5月9日 2次 5月26日 3次 6月15・16日									
	22	警部	1次 4月29日 2次 5月11日 3次 6月3・4日	281	16	17.6	398	45	8.8	428	52	8.2
		警部補	1次 5月1日 2次 5月18日 3次 6月10・11日									
		巡查部長	1次 5月8日 2次 5月26日 3次 6月14・15日									
	23	警部	1次 4月23日 2次 5月9日 3次 6月6・7日	281	17	16.5	392	57	6.9	468	60	7.8
		警部補	1次 5月7日 2次 6月13日 3次 7月13・14日									
		巡查部長	1次 4月30日 2次 6月2日 3次 6月20・21日									
	24	警部	1次 4月28日 2次 6月1日 3次 7月18・19日	297	13	22.8	391	65	6.0	487	99	4.9
		警部補	1次 4月30日 2次 5月21日 3次 6月14・15日									
		巡查部長	1次 4月21日 2次 5月17日 3次 6月12・13日									
	25	警部	1次 4月20日 2次 5月8日 3次 6月7・10日	301	18	16.7	353	36	9.8	468	70	6.7
		警部補	1次 4月27日 2次 5月20日 3次 7月4・5日									
		巡查部長	1次 5月3日 2次 5月27日 3次 6月20・21日									
	26	警部	1次 5月3日 2次 5月20日 3次 7月15・16日	306	22	13.9	356	30	11.9	459	60	7.7
		警部補	1次 5月10日 2次 5月29日 3次 7月22・23日									
		巡查部長	1次 5月24日 2次 7月2日 3次 7月29・30日									

年度	実施月日			警 部			警 部 補			巡 査 部 長		
				受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率
平成	27	警部	1次 5月23日 2次 6月9日 3次 7月21・22日	318	26	12.2	388	44	8.8	460	83	5.5
		警部補	1次 5月9日 2次 5月26日 3次 7月13・14日									
		巡查部長	1次 5月2日 2次 5月19日 3次 6月15・16日									
	28	警部	1次 6月11日 2次 6月27日 3次 7月25・26日	336	23	14.6	402	49	8.2	465	57	8.2
		警部補	1次 5月7日 2次 6月1日 3次 6月29・30日									
		巡查部長	1次 4月30日 2次 6月6日 3次 7月1・4日									
	29	警部	1次 6月3日 2次 7月4日 3次 8月8・9日	487	75	6.5	413	45	9.2	345	15	23.0
		警部補	1次 5月20日 2次 5月30日 3次 6月26・27日									
		巡查部長	1次 4月29日 2次 5月18日 3次 6月15・16日									
	30	警部	1次 7月14日 2次 7月26日 3次 9月3・4日	352	16	22.0	444	40	11.1	499	61	8.2
		警部補	1次 6月12日 2次 7月10日 3次 8月27・28日									
		巡查部長	1次 5月18日 2次 6月11日 3次 7月12・13日									
令和	元	警部	1次 7月27日 2次 8月8日 3次 9月5・6日	360	21	17.1	456	32	14.3	503	63	8.0
		警部補	1次 6月4日 2次 7月9日 3次 8月22・23日									
		巡查部長	1次 5月16日 2次 6月11日 3次 7月11・12日									
	2	警部	1次 7月18日 2次 8月4日 3次 9月3・4日	387	26	14.9	504	46	11.0	528	67	7.9
		警部補	1次 6月13日 2次 6月28日 3次 8月6・7日									
		巡查部長	1次 6月13日 2次 6月27日 3次 8月5・6日									
	3	警部	1次 4月24日 2次 5月24日 3次 7月8・9日	401	23	17.4	511	40	12.8	546	60	9.1
		警部補	1次 4月17日 2次 5月18日 3次 6月17・18日									
		巡查部長	1次 4月10日 2次 5月10日 3次 6月16・17日									

実施月日上段の1次・2次は警部試験、下段の1次・2次は警部補・巡查部長試験の実施月日である。

4 昇任選考状況

年度	職種	部	次	課	課	係	主	主	研	主	専	研	医	保	保	保	主	病	副	病	病	薬	主	主	科	主	
		長	長	長	長	長	任	任	究	任	門	究	療	健	健	健	任	院	院	院	院	局	幹	幹	医	任	
		級	級	級	級	級	主	技	主	技	術	室	技	所	所	主	保	院	院	部	部	部	科	科	科	医	師
昭和	47		3	19	18	63						1						1									
	48	4	11	34	85	153		6																		2	
	49			10	15	170		25	27										1							2	
	50	1	4	23	45	78		52	6									1					1			5	
	51	4	9	15	23	23		10	18				1					1								1	
	52	1	12	43	104	178			2					1							2					7	
	53	4	12	22	11	27	1	3	5						1			1	2							8	
	54	1	11	41	96	70	7	63	1									3								3	
	55		8	32	64	58	1	25	8										1	1						11	
	56	4	10	28	50	66			4																	2	
	57	3	12	26	67	89			3						2				1	2			3			18	
	58	8	21	39	81	110								2				2								1	
	59	8	21	54	84	159																				11	
60	6	20	40	84	99	39		5										1				1			12		
61	4	22	24	90	73		54	9				1					1	1				3			9		
62	6	23	40	59	118		44	4									1	2	2						6		
63	10	21	43	133	110		65	7									2								35		
平成	元	8	37	41	85	112		58	7																	3	
	2	15	25	60	97	121		66	14								1									9	
	3	22	39	68	113	195		99	7	1															3	7	
	4	12	38	64	136	293		97	5											18					2	15	
	5	14	45	86	117	123		94	16											4						14	
	6	24	42	74	190	182		119	10											4						9	
	7	18	55	88	162	174		100	4	30						2	8			6					3	1	
	8	26	79	120	178	245		144	9	13										6						12	1
	9	13	42	78	221	206		112	6	7										3						12	
	10	12	37	73	160	180		56	1	7							2			4						14	
11	9	53	110	176	130		39		7							1		1		4					17		
12	13	43	102	140	111		31		4									1	2		25				7		
13	24	47	115	140	106		30	2	1							7		3	4		7		1				

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

總 看 護 婦 長	副 總 看 護 婦 長	看 護 部 長	副 看 護 部 長	看 護 婦 長	看 護 教 務 課 長	看 護 主 幹	看 護 教 諭	主 任 看 護 師	主 任 看 護 婦	主 任 看 護 士	看 護 婦	看 護 士	准 看 護 婦	准 看 護 士	主 任 保 健 婦	主 任 專 門 技 術 員	專 門 技 術 員	機 關 長	船 長	艇 長	甲 板 長	主 任 船 員	一 等 航 海 士	一 等 機 關 士	航 海 士
				1															1						
1				1		3												1							
				5		4				32		4													
	2			6		2				73	1	9						1		1					
				2						70															
2				2		6				78															
				2						64		17							1						
3				4		1				74	1		6					1							1
				4		3				24	1		1												1
1	2			3							1							1	1		1			1	
				11		5												2	2					1	
				8		5				1									1						
				2		1					1														
		7	9	4							1														
		3	4	5							1							1	2						
				3																					
				4							1							1							
																		1							
				8		11												1	3				1	1	
		1		1	1	1					2				4										
		1		7		1									3		1		1						
		1		5		5									7				1						
			1			2			15								3					1			
		1				8	2		14								9								
		1				1	4										12								
		1				1	4										12	1							
		3				5	2										5	1							
		2				3	1		3								3	2							
		4						1	1								9	2							

職種	年度	操	操	司	三	主	主	主	主	主	主	技	副	科	主	調	主	技	司	研	研	主	司	技
		舵	機	厨	等	任	任	任	任	任	任	師	技	師	技	師	查	事	師	書	究	究	事	書
		手	長	長	機	指	社	社	社	社	社	師	師	師	任	員	事	師	書	員	助	補	補	補
昭和	47				1												4	4						6
	48																726	20			2	25		1
	49			1													134	15	4	7		2	3	
	50																31	19		8				
	51	2	2														18	9		9		1		
	52																53	24		4				
	53									7	6	1	3			1	50	53		4				
	54												6				22	12						
	55																27	4						
	56																6							
	57												2				1	38						
	58				1												34	1		1		2		
	59																13	14		1				
	60								1			1					26	21	2					
	61																52	29	18					
	62																38	8	3					
63				1												45	32	1						
平成	元					1	1	2													1			
	2					2	1	1							1			1						
	3					1	2																	
	4											1	1											
	5						1	3			3													
	6						1																	
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
11																								
12																								
13														4										

(2-2)

参 事 官	調 査 官	警 視	次 席	次 長	警 部	警 部 補 長	巡 査 部 長	機 動 隊 副 隊 長	免 許 試 験 長	少 年 補 導 官	刑 事 官	上 席 渉 外 事 件 調 査 員	タ イ プ 主 事	学 校 栄 養 主 査	合 計
			5	2					1	2					132
			3	2				1			1		1		1083
		13													474
		6													375
		8													226
		4													523
		9													315
		3													430
9		6													289
															181
2		8													298
5	1	5													329
3		5													373
4		8													374
3		8													422
		7											1		378
4		9													521
		5													367
4		8													427
5		15													602
					10	10									712
		12			24	37	28								635
		16			22	37	35								784
		14			29	95	85								896
		12			25	92	82								1078
		17			15	30	50								830
		13													578
															563
															493
														18	526

職種	年度	部長	統括監	課長	班長	主査	主任技師	主任研究員	主任専門技術員	教授	助教	看護教諭	主任医師	主任歯科医師	保健主幹	主任保健師	院長(部長級)	院長(次長級)	母子センター長	副院長(次長級)	副院長(課長級)	総合診療部長	診療科部長		
		級	級	級	級	級	任	師	幹	員	授	授	論	師	師	師	師	師	長	長	長	長	長	長	
平成	13	12	40	100	127	48		34	1	3		2				8					1		4		
	14	13	41	77	118	60		46	2	6	1	1			1	8	1	1		1	1	2			
	15	12	34	82	104	86		57		4		1		1	2	18	1			1	1		3		
	16	11	28	64	95	142		90	1	9		1	1		5	5				2	1		2		
	17	6	23	70	123	96		42	6	15		1				6		2			1		2	3	
	18	12	27	61	117	148		65		15		1	2	4	1	1				1			2	7	
	19	9	32	83	152	127		76		10		3	1	2		6	1			1			1	4	
	20	14	36	85	150	109		56	6	17			6			1	1	1	1				1	1	
	21	14	40	128	171	83		68	2	13		1		1		2				1				1	
	22	11	40	112	164	166		40	7	5		3		1										8	
	23	6	24	88	155	161		73	7	8		1						1	1	1		1	1	3	
	24	16	43	74	138	110		60		9								1	1		2	1		3	
	25	11	33	86	156	195		74	8	13												1		1	
	26	16	32	78	144	239		66	3	7		2		1		3	4				8		2	5	
	27	9	34	91	152	108		49	3	4		1		1		1	2		1	3	1		4	1	
	28	5	29	76	100				2									2	1		5			1	
	29	8	27	88	105				1									2			7			1	
	30	10	30	94	105							1						1			3			2	
	令和	1	16	44	92	137			1									2			3			2	1
		2	15	39	95	92			2			1									3			3	1
3		11	35	81	130		1	1									1	1		4	1		2	1	

(注) 昇任についての選考を委任した分は除く。

(注2) (2-1) 及び(2-2) は昇任の発令日を基準に、(2-3) は昇任の審議を行った日を基準に集計し、平成13年度は集計方法を変えて再掲した。

診療科 副部長	医 長	看 護 部 長	副 看 護 部 長	看 護 主 幹	看 護 師 長 (班 長 級)	副 看 護 師 長	主 任 看 護 師	藥 局 長	副 藥 局 長	技 術 師 長	副 技 術 師 長	室 長 (班 長 級)	室 長 (主 查 級)	船 長 (班 長 級)	船 長 (主 查 級)	機 関 長	一 等 航 海 士	通 信 長	主 任 機 関 士	主 任 航 海 士	航 海 士	主 任 指 導 主 事	主 任 研 究 主 事	主 任 社 會 教 育 主 事	主 任 專 門 員	主 任 專 門 職 員	主 任 學 芸 員	学 校 栄 養 主 査	
2	13	2		4		8	1	1		2													1	1					1
5	14			5		8		1		1		2							1				1						3
19	11	4		10		16		1	1	2		1																	3
8	9	1		5		17	1	1	2	3		1	1	1												1			
8	20			4		10				1			1	2		1										1			2
10	11			6		17				1													2						3
6	13	6		6		14	1			1						1										2			
4	7			7		10				1		1		2															
9	8	4		6		26		1		1								1								2			
4				2		1	1			2																			
11	16	1		4		19	1	2	1	2		1	1	1					2							3			
7	11			5	26			5	2	11				1												2		1	
9	18			8	19			1		5		1		2									1						
10	7	2		11	13	1		1				1											2						
7	3	6		9	31	3		1		1			1							1						2		1	10
9		3		6						4	1											1	1						
9		4		13				1		8	1		1									1	4						
6		2		8						7	2					1							3						
7		1		5						5																			
3		4		11				1		3			1																
9		3		11	63					7													2	5					

5 臨時的任用承認状況

任命権者年度	知事部	教育委員会	警察本部	企業局	病院事業局	県議会事務局	人事委員会事務局	その他	合計
昭和	47	234	138	6	9			1	388
	48	272	46	27	6				351
	49	169	53	7	6		1	1	237
	50	5	39	3	5				52
	51	14	29	0	9				52
	52	21	17	0	40				78
	53	68	22	1	48				139
	54	71	27	4	47				149
	55	53	26	2	22				103
	56	83	18	3	14				118
	57	80	30	7	7				124
	58	102	64	1	3				170
	59	185	63	2	8		1		259
	60	31	61	2	12		1		107
	61	65	63	1	17		1		147
	62	77	67	2	23		1		170
63	82	57	3	24				166	
平成	元	104	61	3	23		1		192
	2	126	59	13	21				219
	3	117	76	7	22				222
	4	188	75	8	16		1		288
	5	188	54	7	9		1		259
	6	159	59	9	5		1		233
	7	270	66	10	17				363
	8	279	70	14	12				375
	9	202	55	9	14				280
	10	270	66	10	17				363
	11	255	83	29	22		2		391
	12	243	78	26	25				372
	13	198	78	10	18				304
	14	240	66	13	13				332
	15	242	82	12	9		1		346
	16	175	88	8	10				281
	17	165	84	13	11				273
	18	43	98	16	8	169			334
	19	54	105	25	14	220			418
	20	54	134	12	14	258		1	473
	21	78	119	11	22	227			457
	22	104	149	12	10	219			494
	23	126	142	18	11	132			429
	24	9	6	8		49			72
	25	2	3	9		65			79
	26	5	3	16		18			42
	27	5	4	8		10			27
	28	15	4	10		15			44
	29	2	1	10		5			18
	30	16	1	11		2	1		31
令和	元	3	1	11					15
	2	52	2	10					64
	3	31	2	10		5	2		50

(分限関係)

人事委員会が同意した公共的団体

	団体名	人事委員会が同意した日
1	市町村職員共済組合	昭和47. 6. 1
2	(財) 沖縄国際海洋博覧会協会	昭和47. 12. 14
3	(財) 沖縄県開発公社 (後の沖縄県土地開発公社)	昭和47. 12. 14
4	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団	昭和48. 3. 29
5	那覇地区医師会立夜間急病センター	昭和48. 5. 8
6	伊江村営診療所	昭和48. 7. 2
7	(財) 沖縄県農業開発公社	昭和48. 7. 30
8	沖縄県漁業信用基金協会	昭和48. 9. 13
9	(財) 沖縄県リゾート開発公社	昭和49. 1. 11
10	(財) 沖縄県観光開発公社	昭和49. 1. 11
11	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	昭和49. 3. 30
12	(財) 沖縄県労働福祉公社	昭和50. 3. 15
13	(財) 沖縄県戦没者慰霊奉賛会	昭和50. 4. 26
14	沖縄県国民健康保険団体連合会	昭和50. 5. 31
15	(財) 沖縄県畜産公社	昭和51. 3. 25
16	沖縄県農業会議	昭和51. 4. 1
17	(財) アクアポリス管理財団	昭和51. 4. 26
18	沖縄県土地改良事業団体連合会	昭和51. 4. 26
19	沖縄県住宅供給公社	昭和51. 5. 29
20	(財) 海洋博覧会記念公園管理財団	昭和51. 7. 29
21	公立学校共済組合沖縄支部	昭和52. 3. 19
22	(財) 沖縄県医療福祉センター	昭和52. 4. 25
23	(社) 沖縄県肉用牛生産供給公社	昭和52. 12. 22
24	(財) 沖縄県漁業振興基金	昭和53. 12. 14
25	沖縄県信用保証協会	昭和54. 6. 11
26	(財) 沖縄県社会福祉振興基金	昭和55. 9. 25
27	(財) 沖縄県水産公社	昭和56. 1. 14
28	(社) 沖縄県対米請求権事業協会	昭和56. 6. 29
29	(財) 沖縄県国際交流財団	昭和57. 3. 24
30	(財) 沖縄県育英会	昭和57. 3. 24
31	(財) 沖縄県人材育成財団	昭和57. 4. 28
32	沖縄天然ガス開発 (株)	昭和58. 3. 2
33	(財) 沖縄県建設技術センター	昭和58. 3. 29
34	(財) 沖縄県工芸振興センター	昭和58. 3. 29
35	(財) 郵便貯金住宅等事業協会	昭和58. 3. 29
36	(財) ダム技術センター	昭和58. 3. 29
37	(財) 総合研究開発機構	昭和58. 3. 29
38	沖縄県森林組合連合会	昭和58. 7. 29
39	沖縄海外漁業 (株)	昭和58. 9. 13
40	(財) 沖縄県中小企業振興公社	昭和58. 10. 14
41	沖縄県職業能力開発協会	昭和58. 11. 14
42	社会福祉法人沖縄社会福祉協議会	昭和60. 3. 23
43	(財) 地域産業技術振興協会	昭和60. 8. 13
44	(財) 沖縄コンベンションセンター	昭和61. 4. 1
45	日本赤十字社沖縄県支部沖縄県赤十字血液センター	昭和61. 4. 30

	団体名	人事委員会が同意した日
46	(財) 沖縄県農林漁業技術開発協会	昭和 61. 9. 9
47	日本赤十字社沖縄県支部	昭和 62. 3. 27
48	(社) 沖縄県物産振興会	昭和 63. 3. 25
49	オキナワコンベンションビューロー	昭和 63. 3. 25
50	(社) 沖縄県観光連盟	昭和 63. 3. 25
51	(財) 沖縄県公園・スポーツ振興協会	昭和 63. 3. 25
52	(財) 沖縄県長寿社会振興財団	平成元. 3. 22
53	(特殊法人) 地域振興整備公団	平成元. 4. 25
54	沖縄県卸商業団地協同組合	平成 2. 3. 27
55	(財) 沖縄県水源基金	平成 2. 3. 29
56	(株) トロピカルテクノセンター	平成 3. 1. 14
57	(特殊法人) 日本下水道事業団	平成 4. 2. 18
58	(財) 暴力団追放沖縄県民会議	平成 4. 3. 17
59	(財) 沖縄県環境科学センター	平成 4. 3. 19
60	(社) 沖縄県漁業無線協会	平成 4. 3. 19
61	那覇空港ビルディング (株)	平成 4. 11. 20
62	(株) 沖縄県物産公社	平成 5. 2. 2
63	(財) 沖縄県文化振興会	平成 5. 3. 16
64	(社) 沖縄県青少年育成県民会議	平成 6. 4. 1
65	(財) 沖縄県ビジターズビューロー	平成 6. 4. 26
66	(社) 沖縄県緑化推進委員会	平成 6. 4. 26
67	沖縄県中小企業団体中央会	平成 6. 5. 31
68	(社) 沖縄県糖業振興協会	平成 6. 12. 6
69	(財) 沖縄県労働者信用基金協会	平成 7. 3. 30
70	国際協力事業団	平成 7. 3. 30
71	(社) 沖縄県工業連合会	平成 7. 6. 22
72	(社) 沖縄産業開発青年協会	平成 8. 3. 28
73	沖縄都市モノレール (株)	平成 8. 3. 29
74	(財) おきなわ女性財団	平成 8. 3. 29
75	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	平成 8. 3. 29
76	(財) 沖縄県いきいきふれあい財団	平成 8. 3. 29
77	沖縄県町村会	平成 8. 3. 29
78	(財) 沖縄駐留軍離職者対策センター	平成 8. 3. 29
79	(社) 沖縄県税務協会	平成 8. 3. 29
80	(財) 亜熱帯総合研究所	平成 8. 9. 30
81	(株) アクアパーク	平成 8. 12. 16
82	久米島空港ターミナル (株)	平成 9. 2. 5
83	ブセナリゾート (株)	平成 9. 3. 26
84	(財) 国際マングローブ生態系協会	平成 9. 3. 28
85	日本トランスオーシャン航空 (株)	平成 9. 6. 2
86	琉球エアークommューター (株)	平成 9. 6. 2
87	(社) 沖縄県畜産物価格安定基金協会	平成 9. 3. 31
88	(財) 雇用開発推進機構	平成 9. 10. 23
89	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	平成 10. 3. 31
90	(財) 沖縄県交通安全協会連合会	平成 11. 6. 18
91	(社) 沖縄県漁港協会	平成 12. 3. 30
92	(社) 沖縄県農業共済組合連合会	平成 12. 3. 30
93	(財) 沖縄県私学振興会	平成 12. 3. 30

(服務關係)

1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号(旧13号)の規定に基づき公共的行事として承認したもの

第11回精神薄弱者の教育と福祉振興九州大会(沖縄県代表)
ミュンヘンオリンピックアマチュアボクシング調査団(団員)
日本産業人全国男女優勝大会(バレーボール県代表選手)
第20回九州各県対抗陸上競技大会(選手)
第25回沖縄県体育大会(県民体育大会)(競技役員・選手)
第21回全日本精神薄弱者育成全国大会
第10回高等学校ボクシング選手権大会(競技審判)
大沖縄展民族芸能紹介(民俗芸能団団員)
国民体育大会九州ブロック予選大会(選手)
第54回天皇杯全日本サッカー選手権九州大会(選手)
第21回全日本教職員フットボール選手権九州地区予選会(選手)
第24回西日本各県対抗九州一周駅伝競走大会(監督)
第30回九州卓球選手権大会(選手)
第22回全日本一般男子ソフトボール大会九州地区予選(選手)
高松宮賜杯第20回全日本軟式野球大会九州大会(選手)
第25回全国青年大会(県代表選手)
第13回世界ろう者競技大会(役員・選手)
ブラジル移民70周年記念沖縄角力大会(役員・選手)
昭和55年度沖縄県高等学校総合体育大会(競技役員)
全日本都道府県対抗剣道優勝大会(選手)
第8回沖縄県中学校総合体育大会(審判員)
全日本中高年齢者陸上競技選手権大会(選手)
第28回高等学校剣道大会(審判員)
第1回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会(監督)
第34回九州総合バスケットボール選手権大会(審判員)
第19回献血運動推進全国大会(沖縄県開催、招待)
昭和58年度金鷲旗高等学校柔道大会(審判員)
第18回全日本居合道大会(選手)
昭和58年度高等学校新人体育大会(審判員)
第11回アジアアマチュアボクシング選手権大会(運営委員)
第7回沖縄一周市郡対抗駅伝競走大会(選手)
日韓親善沖縄角力対韓国シルム(相撲)大会(監督・審判員・選手)
第42回国民体育大会剣道競技リハーサル大会(審判員)、
昭和60年度全九州高等学校体育大会、第32回全九州高等学校剣道競技大会
第42回国民体育大会、同リハーサル大会、同地区予選及び全国大会(監督、コーチ、選手)
第23回全国身体障害者スポーツ大会、同リハーサル大会、同地区予選及び全国大会(監督、コーチ、選手)
沖縄県競技力向上対策本部実施の事業及び強化事業等(選手)
第23回全国身体障害者スポーツ大会沖縄実行委員会実施の選手強化事業等(選手)
在アルゼンチン沖縄県人会結成35周年記念南米4カ国対抗沖縄角力大会(審判員)
昭和62年度全九州高等学校体育大会第22回全九州高等学校バドミントン競技大会(審判員)
第17回九州中学校剣道競技大会(審判員)
第8回九州ブロックスポーツ少年団剣道交流大会(審判員)
第9回世界空手道選手権大会(日本代表選手)
第31回九州柔道選手権大会(選手)
第25回全国身体障害者スポーツ大会車椅子バスケットボール競技九州地区予選会(役員)
第6回アジアアマチュアレスリング選手権大会(選手)
第15回全九州空手道選手権大会(第45回国体リハーサル大会)(選手)
第6回全国家庭婦人剣道大会(選手)

1989年世界アマチュアレスリング選手権大会（選手）
第23回全日本社会人卓球選手権大会（競技役員）
1989年アマチュアレスリングワールドカップ、アマチュアレスリングハパラダ国際大会（日本代表選手）
第15回九州ママさんバレーボール優勝大会（選手）
平成2年全日本柔道選手権大会（選手）
第24回全日本選抜柔道体重別選手権大会（選手）
第12回全日本クラブ男子ソフトボール選手権大会（選手）
沖縄・台北市親善陸上競技大会（選手）
第12回中倉旗（内閣総理大臣杯）争奪剣道選手権大会（選手）
法務省福岡矯正管区管内矯正職員武道選手権大会（審判員）
第20回全日本空手道選手権大会（選手）
第39回全日本東西対抗剣道大会（選手）
第6回全国スポーツ・レクリエーション祭（選手）
第41回全日本剣道選手権大会（選手）
第42回全日本剣道選手権大会（審判員）
第26回全国家庭婦人バレーボール大会（選手）
太平洋戦争・沖縄戦終結50周年事業「沖縄空手・古武道世界大会プレ大会（役員・選手）
第13回九州高等学校選抜剣道大会（審判員）
第9回世界男子ソフトボール選手権大会（選手）
平成8年度玉竜旗高校剣道大会（審判員）
平成8年度国民体育大会第16回九州ブロック大会（役員・審判員）
平成8年度第16回九州ブロックスポーツ少年団剣道交流大会（指導員）
高松杯第45回西日本各県対抗九州一周駅伝競走大会（選手）
バスケットボール平成9年度全日本男子ナショナルチーム候補選手として各大会への参加（選手）
沖縄空手・古武道世界大会
（教育委員会：監督・コーチ・選手・国際交流演武大会出演者、県警本部長：選手）
日韓スポーツ交流事業における成人スポーツ交歓交流事業（選手）
第18回オリンピック冬季競技大会聖火リレー（聖火ランナー）
日本人ブラジル移民90周年記念及び在伯沖縄県人会創立60周年記念国際親善柔道大会（競技役員）
第32回二輪車安全運転全国大会（県代表）
第8回世界相撲選手権大会（審判及び技術指導講師）
第35回交通安全子供自転車全国大会（監督）
第31回男子・第12回女子九州中学校柔道競技大会（審判員）
第54回全日本ハンドボール総合選手権大会（審判員）
平成15年度全国高等学校総合体育大会第52回全国高等学校柔道大会（審判員）
第39回交通安全子供自転車全国大会（指導員）
第17回世界空手道選手権大会（コーチ）
平成16年度高松宮杯男子第47回・女子第40回全日本学生ハンドボール選手権大会（沖縄インカレ）
（副審判長）
平成17年度第14回JOCジュニアオリンピックカップハンドボール大会九州地区予選会（審判長）
第60回国民体育大会（審判員）
平成18年度全九州高等学校体育大会（競技審判）
平成18年度国民体育大会第26回九州ブロック大会（選手）
2008年世界ジュニア選手権大会（全日本選手団代表監督）
2008年世界ジュニア選手権大会（コーチ）
平成20年度第37回九州中学校ハンドボール競技大会（審判長）
平成21年度全国高等学校総合体育大会（審判員）
平成21年度全国中学校体育大会第40回全国中学校柔道大会（審判員）
平成21年度第13回九州高等学校新人柔道大会（審判員）
平成21年度全国高等学校ハンドボール選抜大会（副審判員）
2012釜山世界シルム選手権大会（選手）
第42回男子・第23回女子九州中学校柔道競技大会（役員）

＜2012年日印国交樹立60周年記念事業＞平成24年度インド共和国派遣日本武道代表团（団員）
天皇賜杯第67回全日本軟式野球大会（役員・審判員）
天皇杯第18回都道府県対抗男子駅伝競走大会（コーチ）
第137回九州地区高等学校野球大会（審判委員）
第31回リオデジャネイロオリンピック競技大会女子ウェイトリフティング種目（日本代表コーチ）
日本・マレーシア外交関係樹立60周年記念事業平成29年度マレーシア派遣日本武道代表团（団員）
空手1シリーズA 2017 沖縄大会（選手）
天皇盃第23回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（監督）
ロシア武道代表团交流演武沖縄大会（演武者）
第15回全九州高等学校相撲新人選手権大会（役員）
2019年度全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会
兼燃ゆる感動かごしま国体ライフル射撃競技リハーサル大会（競技役員）
ITFBachTennisWorldCup2021大会（日本代表選手）

2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号(旧14号)の規定に基づき承認したもの

昭和47年度青年の船及び同事前研修に参加
妊娠中の女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査の受診
日本青年海外協力隊海外派遣前訓練に参加
昭和48年度第2次派遣日本青年海外協力隊への参加
昭和48年度兵庫県青年洋上大学への参加
昭和48年度九州青年の船への参加
石垣市及び日富町教育委員会管下の学校における学校医又は学校歯科医としての従事
昭和49年度日中友好「九州青年の船」への参加
心臓疾患児の看護
昭和49年度成人病基礎調査追跡調査の受診
県教育委員会主催「昭和50年度青年国内研修」への参加
世界民主婦人連盟主催「国際婦人年世界婦人大会」への参加
第2級無線通信士の受験資格取得のための無線従事者講習会への参加
沖縄芸能海外公演における芸能解説
沖縄戦戦没者遺骨収集への参加
国際婦人年行動計画5カ国訪問婦人国際研修旅行への参加
沖縄県農林漁業友好訪中団への参加
総理府主催「昭和54年度青年海外派遣団」への参加
「第1回沖縄県青年教師の翼」への参加
健康づくり振興財団主催「健康づくり指導者の海外研修」への参加
全日本建設技術協会「第2回友好訪中団」への参加
沖縄県都市計画協会主催「都市計画海外研修」への参加
第17回国際看護婦協会4年毎大会への参加
第2回近畿青年洋上大学への参加
第15回「青年の船」の事前研修への参加
日本応用動物昆虫学会派遣の大量増殖虫の品質管理に関する国際会議への参加
「道路の環境と緑化」第5回海外調査団への参加
全日本建設技術協会第1回ヨーロッパ公共施設視察団に参加
第11回沖縄県・兵庫県親善野外活動冬季スキー大会への参加
日本カヌージュニアレーシング選手権大会視察研修(海邦国体審判員として)
第2回全九州高校選抜剣道大会へ審判員として参加(海邦国体審判員養成のため)
沖縄県婦人海外研修「婦人の翼」への参加
沖縄県婦人国内研修「婦人のつどい」への参加
海外産業経済教育文化事情視察研修(視察研修を含む。)への参加
県の派遣研修実施病院(米国在)における内科医師の研修への参加
JICA依頼のインドネシア職業訓練指導員等養成センター調査団に団長として参加
フランスニースに派遣される日本武道代表団への参加
欧州土地区画整理都市開発事情視察への参加(業務関連)
琉球大学医学部実施の特殊疾病構造に及ぼす環境・生態因子の研究に関する栄養調査への参加
学校5日制の調査協力校として指定された美里高校が4週につき1つの土曜日を休業日とすること
第16回欧米食品衛生事情調査団への参加
第16回欧米食品衛生事情調査団への参加
「21世紀のための友情計画」青年招聘事業の青年フォーラム及び事前研修への参加
第1回沖縄県高等学校PTA連合会「教育の翼」への参加
平成3年度技術協力専門家養成研修への参加
台湾における種苗生産と養殖技術に関する視察への参加
アジア両性・爬虫類に関する国際会議への参加
献血を行う場合

復帰 20 周年記念「中国大陸 3000 キロ踏査行」到着式、合歓芸能交流会への参加
永年勤続職員のリフレッシュ休暇の取得（知事部、教育委員会、警察本部）
平成 5 年度日本青年海外派遣団員事前研修
「名護親方程順則」ビデオ制作中国取材、撮影への参加
ミバエ類に関する国際会議への出席及びイモゾウムシ類根絶実験事業に関連する資料収集への参加
ミバエ類に関する国際会議への出席及びミバエ増殖、ワタミゾウムシ類根絶実験事業に関連する資料収集への参加
第 1 回日中溶射学術技術討論会への参加及び資料収集をする場合
国際協力事業団が実施する海外専門家派遣に伴う派遣前集合研修及びそれに引き続く専門研修を受講する場合
F F T C ・中華昆虫学会共催の難防除害虫の管理方策に関する日台合同研究会及び現地検討会への参加
兵庫県南部地震の被災地に赴いての被災者の救援活動への参加
自発的意思に基づく兵庫県南部地震の被災地に赴いての団体等の指揮下における被災者に対する救援活動への協力（教委）
国連主催の第 4 回世界女性会議に並行する N G O ・民間の自発的交流である「女性 N G O フォーラム ' 95 北京」への参加
世界獣医学大会への参加
石垣市・台湾蘇澳鎮（すおうちん）国際交流事業に係る視察、研修等への参加
沖縄県高等学校野球連盟創立 40 周年記念式典へ参加（各高等学校の校長、野球部長、監督等を務める職員）
永年勤続職員のリフレッシュ休暇取得に関する取扱いについて
女子中学生拉致事件の捜索活動への協力
第 20 回国際昆虫会議への参加
第 13 回タイムス海外ホームステイの高校生引率
経済的に重要なミバエに関する国際シンポジウムへの参加、研究発表
1998 年太平洋島嶼国ゲームフィッシュトーナメントシンポジウムへの参加、研究発表
平成 10 年度 O C D I 海外港湾セミナーへの参加（講師）
妊娠中の女性職員が、母体又は胎児の健康保持のため勤務時間中に休息又は補食する場合
平成 11 年度青年海外協力隊現地視察の旅へ団長として参加
平成 13 年度日本赤十字社第 6 ブロック支部国際交流事業としてのミャンマー赤十字社視察研修への派遣
裁判員制度の試行のため那覇地方裁判所が実施する模擬裁判及び模擬裁判員選任手続・説明会に職員が参加する場合
検察審査会に職員が検察審査員及び補充員として参加する場合
任命権者により兼職許可があり、裁判所から専門員として任命され訴訟手続きに参加する場合
消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定により非常勤の消防団員との兼職を認められた職員が消防団員としての活動を行う場合
沖縄県職員の分限に関する条例第 4 条第 1 項の規定により医師の診断を受ける場合
新型コロナワクチン接種業務のためにワクチン接種施設に派遣される場合
職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合又は当該ワクチン接種に関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある、職員が勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合

2 給与勧告の経過と実施状況

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
1952	1	1952 10. 31	B円 3,670 (\$30.58)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改訂 (626円70銭アップ 20.6%増) 勤務地手当の改正 1級地 5% 奄美群島一円 2級地 10% 平良市、石垣市、 沖縄群島一円 3級地 15% 糸満、越來、石川 市、名護、名瀬市 4級地 30% 那覇市、真和志村 首里市 超過勤務手当の設定 休日給の設定 特殊勤務手当の設定 年末手当の設定 50/100 	可及的 速かに	B円 3,470 (\$28.92)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の全面 引き上げ (425円70銭アップ) 勤務地手当改正 1級地 10% 2級地 20% 	1953 5. 1
1954	2	1954 4. 8	B円 4,700 (\$39.17)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改訂 (1,240円アップ 35.5%増) 一本建を6本建給料 表に改定のこと 勤務地手当改正 1級 10% 2級 15% 年末手当50/100を下 らない範囲で支給の こと 退職者の給与設定 隔遠地手当設定 	可及的 速かに	B円 4,426 (\$36.88)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の全面引き上 げ (956円アップ) 勤務地手当は、廃止 される 給与法全文改正 	1954 7. 1
1955	3	1955 4. 20	B円 4,694 (\$39.12)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改定 (271円アップ 6.2%増) 隔遠地手当の設定 退職者の給与設定 	可及的 速かに			
1956	4	1956 4. 10	B円 4,823 (\$40.19)	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改定 (373円アップ10.8% 増) 隔遠地手当設定 退職者の給与設定 	可及的 速かに		<ol style="list-style-type: none"> へき地手当制度新設 される 	1956 7. 1
1956	5	1956 12. 20	B円 4,783	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改定 (322円50銭アップ) 	可及的 速かに	B円 4,977	<ol style="list-style-type: none"> 基本給の改定 (516円50銭アップ) 	1957 7. 1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
			(\$39.86)	7.2%増) 2. 1本建を6本建給料表に改定のこと 3. 退職者の給与設定 4. 年次休暇買上制度の設定		(\$41.48)	2. 年次休暇買上制度新設される	
1957	6	1957 12.28		1. 勤務手当の設定 2. 期末手当50/100に増額 3. 諸手当の完全支給 4. 源泉所得税の軽減 5. 共済組合制度の早期実現 } 希望意見	可及的速かに			
1958	7	1958 12.17	\$46.10	1. 基本給の改定(3ドルのアップ7.0%増) 2. 給料表の号給の幅を延ばすこと 3. 期末手当50/100に増額のこと	可及的速かに		1. 基本給の改定 最低\$3.55～ 最高\$4.58の 一律アップ 2. 期末手当の増額決定化 (8月10日50/100) (12月10日100/100) 3. 給料表の幅は7号給を15号給までのびる。	1959 7.1
1960	8	1960 1.27	\$48.72	1. 基本給の一部改定(1.2%増)(8級6号給以上の職員に対し平均59セントアップ)	可及的速かに			
1961	9	1960 12.28	\$53.69	1. 基本給の全面改定(平均3ドル64セント7.3%アップ) 2. 1本建を7本建に改定のこと 3. 期末手当夏期の分70/100 20%増 4. 扶養手当の設定 配偶者 1ドル30セント その他1人につき90セント 5. 調整号給制を廃止し給料表にそれぞれ移行のこと	可及的速かに	\$53.69	1. 基本給勧告通り改定(平均7.3%アップ) 2. 7本建給料表に改定 3. 調整号給制の廃止給料表に移行 4. へき地手当の増額	1961 7.1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
				6. へき地手当の増額				
1961	10	1961 12. 28	\$61. 92	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (平均5ドル79セント 10. 3%アップ) 2. 行(-)、医療、技能 労務職関係給料表1 号給加算して改定の こと 3. 扶養手当の設定 4. 給料の調整額制度の 設定 5. 特殊勤務手当制定権 人事委員会へ委任改 正 6. 休職者給与の一部改 正 7. 給料の是正決定設定 	可及的 速かに	\$66. 37	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律15%アップ) 2. 行(-)、医療、技能 労務職関係給料表1 号給加算改正 3. 給料の調整額制度新 設 4. 特殊勤務手当制定権 人事委員会へ委任改 正 5. 休職者給与の一部改 正 6. 給料の更正決定設定 	1962 7. 1 1963 7. 1 1963 7. 1
1962	11	1962 12. 28	\$71. 12	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律4. 6%アップ) 2. 扶養手当の設定 3. 期末手当夏期10%増 額 4. 非常勤職員の給与準 則制定権人事委員会 へ委任改正 5. 給与法の実施、解釈 規則制定権の明確化 	可及的 速かに	\$71. 79	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律4. 6%アップ) 2. へき地手当\$6を\$12に 改定 3. 期末手当10%増額 4. 公安職(二)の関係給 料表1号給加算 5等級段階に改正 5. 非常勤職員の給与準 則制定権人事委員会 へ委任改正 	1963 7. 1
1963	12	1965 10. 25	\$76. 27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給全面改定 (平均3ドル24セント 4. 6%アップ) 2. 期末手当年間300% に増額改定 3. 支給日前30日以内に 退職又は死亡した職 員にも期末手当が支 給されるように給与 法の一部改正 	1963 7. 1 にそ及	\$76. 75	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給全面改定 (5. 1%アップ) 2. 期末手当 8月期100分の120、 12月期は100分の180 以上100分の210以下 で支給の割合は公務 員法第65条の交渉に よって定めるよう改 正 3. 支給日前30日以内に 退職又は死亡した職 員にも期末手当が支 給できるように改正 4. 特別昇給の「若しく はその勤務成績が特 に優秀」を削る 5. へき地勤務手当の額 	1964 2. 1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							を\$15に改正	
1964	13	1964 11. 4	\$83. 24	1. 基本給全面改定 (平均7ドル20セント9.5%アップ) 2. 期末手当年間3.16月増額改定 3. 復職時等における給料月額調整、休日給等給与法の一部改正	1964 7. 1	\$83. 42	1. 基本給全面改定 (9.7%アップ) 2. 期末手当 8月期100分の120 12月期100分の196以上215以下に改正 3. へき地勤務手当額20ドルに改正 4. 給与法の一部改正休日給、復職時等の給料月額調整等新設 5. 特号給新設	1965 4. 1
1965	14	1965 12. 15	\$89. 73	1. 基本給全面改定 (平均5ドル75セント6.8%アップ) 2. 期末手当報告のみ 3. 等級を細分化する	1965 7. 1	\$89. 73 \$92. 66	1. 基本給全面改定、平均6.8%アップ (66. 1. 1適用) 3.5%アップ (66. 7. 1適用) 2. 期末手当 12月期100分の219に改正 (65. 12. 10適用) 3. 期末手当 8月期100分の135 12月期100分の204 (66. 7. 1適用) 4. 基本給の改正は66年1月1日と66年7月1日の2回に分けられて改正	1966 1. 1 1966 7. 1
		1966 5. 26		期末手当に関する報告と勧告 年間339%	速やかな適切な措置			
1967	15	1967 3. 15	\$100. 19	1. 基本給全面改定 (平均5ドル70セント6.03%アップ) 2. 職員の保健及び安全管理の実施に要する経費の確保に関する要望書提出 3. 期末手当報告のみ	1966 12. 1	\$102. 85 \$104. 38	1. 基本給全面改定8.8%アップ (66. 12. 1適用) 1.4%アップ (67. 7. 1適用) 2. 期末手当 12月期100分の247に改正 (66. 12. 1適用) 3. 期末手当 8月期100分の155 12月期100分の227に改正 (67. 7. 1適用) 4. へき地勤務手当30ドルに改正	1966 12. 1 1967 7. 1

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							(67.7.1適用) 5. 給料の特別調整額制度新設	
1968	16	1968 3.15	\$114.87	1. 基本給全面改定 (平均8ドル、7.5%アップ) 2. 全給料表の全等級にわたって号給数を6号(教(二)1等級は3号)増加 3. 離島等に所在する官署に勤務する職員の号給又、は給料月額の設定の特例の新設 4. 特殊勤務手当の一部増額改定(報告)	1967 12.1	\$118.36 \$118.90	1. 基本給全面改定 (10.7%アップ) (11.26%アップ) 2. 勧告どおり 3. 期末手当 イ 12月期100分の280に改定 ロ 8月期100分の170 12月期100分の265に改定 4. 特殊勤務手当の一部増額改定 (人事委員会規則)	1967 12.1 1968 7.1 1967 12.1 1968 7.1 1967 12.1
1969	17	1969 3.15	\$128.63	1. 基本給全面改定 (平均7ドル67セント1.34%アップ) 2. 離島等に所在する官署に勤務する職員の号給又は給料月額の決定の特例の新設 (再勧告) 3. 宿日直手当の増額改定の必要(報告)	1968 12.1	\$128.76 \$131.06	1. 基本給全面改定 (6.45%アップ) (1.90%アップ) 2. 期末手当 12月期100分の265から100分の290に改定 3. 宿日直手当増額 \$1.00から\$1.50 \$1.50から\$2.00 4. 通勤手当の新設 イ バス通勤者支給限度額5ドル。ただし運賃相当額が5ドルをこえる部分については、その2分の1加算(2ドル50セントを限度) ロ 自転車 1ドル50セント(定額) ハ 原動機付自転車 1ドル60セント(定額)	1968 12.1 1969 7.1 1968 12.1 1970 4.1
1970	18	1970 3.14	\$148.52	基本給全面改定 (平均13ドル68セント10.1%アップ)	1969 12.1	\$148.52 \$148.81	1. 基本給全面改定 (10.1%アップ) (0.2%アップ) 2. 期末手当 2月期100分の290から100分の305に増額	1970 1.1 1970 7.1 1969 12.10

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							改定 3. 離島等勤務職員の号給又は給料月額の特例新設 職員の在職期間を通じ、2号給の範囲内 〔在職期間は1967.10.1から通算〕 4. 扶養手当の新設 イ 配偶者\$1.50 ロ 第一子\$1.00 ハ その他\$0.50 5. 通勤手当の増額 イ バス通勤者支給限度額 5ドルを6ドル20セントに改定 2分の1加算 限度額2ドル2ドル50セントを3ドル10セントに改定 ロ 自転車 1ドル30セントを1ドル60セントに改定 ハ 原動機付自転車 1ドル60セントを2ドルに改定	1971 4. 1 1970 7. 1
1971	19	1971 3. 15	\$164.78	基本給全面改定 (平均13ドル29セント8.8%アップ)	1970 12. 1	\$164.78	1. 基本給全面改定 (8.8%アップ) 2. 通勤手当の増額 イ 自転車 1ドル60セントから2ドル50セントに改定 ロ 原動機付自転車 2ドルから2ドル50セントに改定 3. 扶養手当増額 イ 配偶者 1ドル50セント4ドル70セントに改定 ロ 第一子 1ドルから1ドル60セントに改定	1971 1. 1 1971 7. 1 1971 7. 1

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							ハ その他 50セントから1ドル10セントに改定 4. 期末手当 算定の基礎となる給与に扶養手当が加えられた。 5. 退職者に支給する給与に扶養手当が加えられた。	
1972	20	1972 2. 7	\$184.78	基本給全面改定 (平均14ドル50セント 8.6%アップ)	1971 12. 1	\$185.03	1. 基本給全面改定 (8.7%アップ) 2. 期末手当 12月期100分の305から100分の310に増額改定	1971 12. 1

復帰後の給与、勤務時間関係資料
1 給料表別職員数及び構成比の推移

区分	給料表		行政職		公安職		海事職		教育職(1)		教育職(2)		教育職(3)		研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		任期付研究員の職		特定任期付の職		一定期間の業務に従事する職		全給料表						
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比					
昭和47年	4,098	22.3	1,803	9.8	112	0.6	3,300	17.9	8,020	43.6	234	1.3	92	0.5	211	1.1	532	2.9	18,402	100.0															
48年	4,274	22.7	1,898	10.1	112	0.6	3,368	17.9	8,064	42.8	238	1.3	93	0.5	234	1.2	561	3.0	18,842	100.0															
49年	4,609	23.9	1,873	9.7	106	0.5	3,389	17.6	8,121	42.1	242	1.3	98	0.5	262	1.4	595	3.1	19,295	100.0															
50年	4,670	23.8	1,930	9.8	105	0.5	3,479	17.8	8,082	41.2	253	1.3	120	0.6	329	1.7	628	3.2	19,596	100.0															
51年	4,802	24.0	1,980	9.9	112	0.6	3,576	17.8	8,086	40.3	250	1.2	127	0.6	375	1.9	739	3.7	20,047	100.0															
52年	4,858	23.9	1,973	9.7	113	0.6	3,684	18.2	8,049	39.7	264	1.3	136	0.7	390	1.9	828	4.1	20,295	100.0															
53年	4,994	24.2	1,965	9.5	110	0.5	3,833	18.6	8,005	38.8	268	1.3	138	0.7	412	2.0	893	4.3	20,618	100.0															
54年	4,987	23.8	2,066	9.9	107	0.5	3,978	19.0	8,010	38.3	265	1.3	141	0.7	425	2.0	945	4.5	20,924	100.0															
55年	5,123	23.9	2,101	9.8	108	0.5	4,066	19.0	8,080	37.8	266	1.2	151	0.7	448	2.1	1,048	4.9	21,391	100.0															
56年	5,189	23.9	2,140	9.9	105	0.5	4,092	18.9	8,160	37.6	272	1.3	163	0.8	471	2.2	1,114	5.1	21,706	100.0															
57年	5,210	23.8	2,130	9.7	100	0.5	4,103	18.7	8,277	37.8	265	1.2	174	0.8	480	2.2	1,181	5.4	21,920	100.0															
58年	5,232	23.7	2,164	9.8	99	0.4	4,128	18.7	8,269	37.5	258	1.2	185	0.8	496	2.2	1,242	5.6	22,073	100.0															
59年	5,347	24.1	2,166	9.7	96	0.4	4,163	18.7	8,203	36.9	259	1.2	200	0.9	503	2.3	1,291	5.8	22,228	100.0															
60年	5,395	24.1	2,195	9.8	100	0.4	4,195	18.7	8,143	36.4	265	1.2	215	1.0	504	2.3	1,363	6.1	22,375	100.0															
61年	5,380	24.0	2,185	9.7	97	0.4	4,223	18.8	8,127	36.2	263	1.2	224	1.0	520	2.3	1,389	6.2	22,428	100.0															
62年	5,384	23.8	2,190	9.7	98	0.4	4,289	19.0	8,169	36.1	265	1.2	231	1.0	530	2.3	1,438	6.4	22,628	100.0															
63年	5,328	23.4	2,191	9.6	99	0.4	4,375	19.2	8,165	35.9	266	1.2	243	1.1	548	2.4	1,504	6.6	22,761	100.0															
平成元年	5,285	23.1	2,208	9.6	94	0.4	4,466	19.5	8,245	36.0	267	1.2	252	1.1	557	2.4	1,512	6.6	22,928	100.0															
2年	5,290	22.9	2,210	9.6	95	0.4	4,617	20.0	8,240	35.6	261	1.1	255	1.1	565	2.4	1,530	6.6	23,124	100.0															
3年	5,268	22.7	2,201	9.5	91	0.4	4,701	20.3	8,263	35.6	263	1.1	275	1.2	561	2.4	1,499	6.5	23,190	100.0															
4年	5,242	22.5	2,216	9.5	90	0.4	4,683	20.1	8,347	35.9	260	1.1	287	1.2	568	2.4	1,477	6.4	23,248	100.0															
5年	5,288	22.7	2,214	9.5	93	0.4	4,684	20.1	8,334	35.8	261	1.1	288	1.2	570	2.4	1,475	6.3	23,285	100.0															
6年	5,349	22.9	2,218	9.5	92	0.4	4,668	20.0	8,342	35.7	271	1.2	295	1.3	578	2.5	1,505	6.4	23,396	100.0															
7年	5,288	22.7	2,211	9.5	92	0.4	4,649	19.9	8,325	35.7	262	1.1	289	1.2	582	2.5	1,555	6.7	23,332	100.0															
8年	5,281	22.7	2,222	9.5	92	0.4	4,632	19.9	8,277	35.6	263	1.1	298	1.3	586	2.5	1,542	6.6	23,272	100.0															
9年	5,283	22.8	2,270	9.8	91	0.4	4,649	20.1	8,138	35.2	274	1.2	288	1.2	569	2.5	1,507	6.5	23,149	100.0															
10年	5,253	22.7	2,288	9.9	89	0.4	4,705	20.4	8,051	34.9	278	1.2	294	1.3	567	2.5	1,490	6.5	23,094	100.0															
11年	5,177	22.7	2,282	10.0	87	0.4	4,680	20.5	7,875	34.5	282	1.2	289	1.3	555	2.4	1,494	6.5	22,826	100.0															
12年	5,171	22.8	2,328	10.2	85	0.4	4,668	20.5	7,729	34.0	289	1.3	291	1.3	548	2.4	1,484	6.5	22,718	100.0															
13年	5,142	22.8	2,284	10.1	82	0.4	4,647	20.6	7,623	33.9	283	1.3	295	1.3	546	2.4	1,475	6.6	22,507	100.0															
14年	5,060	22.7	2,274	10.2	78	0.3	4,593	20.6	7,539	33.8	284	1.3	310	1.4	549	2.5	1,507	6.8	22,325	100.0															

区分	給料表		行政職		公安職		海事職		教育職①		教育職②		教育職③		研究職		医療職①		医療職②		医療職③		任期付研究員の職		特定任期付の職		一定期間の業務に従事する職		全給料表	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
平成15年	5,050	22.9	2,301	10.4	76	0.3	124	0.6	4,559	20.6	7,396	33.5	280	1.3	309	1.4	526	2.4	1,479	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,100	100.0
16年	5,042	22.8	2,425	11.0	74	0.3	120	0.5	4,509	20.4	7,372	33.3	274	1.2	317	1.4	529	2.4	1,467	6.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,129	100.0
17年	5,015	22.7	2,473	11.2	71	0.3	123	0.6	4,466	20.2	7,343	33.2	277	1.3	320	1.4	528	2.4	1,469	6.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,086	100.0
18年	4,812	24.2	2,504	12.6	64	0.3	122	0.6	4,421	22.3	7,269	36.6	273	1.4	32	0.2	249	1.3	119	0.6	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,866	100.0
19年	4,727	24.1	2,521	12.9	62	0.3	113	0.6	4,375	22.3	7,159	36.5	262	1.3	32	0.2	230	1.2	116	0.6	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,599	100.0
20年	4,623	23.9	2,519	13.0	57	0.3	113	0.6	4,293	22.2	7,098	36.7	263	1.4	28	0.1	215	1.1	108	0.6	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,319	100.0
21年	4,517	23.6	2,525	13.2	56	0.3	119	0.6	4,286	22.4	7,007	36.7	258	1.4	26	0.1	212	1.1	96	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,104	100.0
22年	4,409	23.3	2,541	13.5	53	0.3	117	0.6	4,254	22.5	6,954	36.8	250	1.3	25	0.1	190	1.0	96	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,891	100.0
23年	4,354	22.9	2,550	13.4	50	0.3	117	0.6	4,274	22.5	7,085	37.3	236	1.2	26	0.1	194	1.0	92	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,980	100.0
24年	4,406	23.1	2,552	13.4	45	0.2	119	0.6	4,245	22.2	7,204	37.7	231	1.2	26	0.1	183	1.0	92	0.5	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,106	100.0
25年	4,418	23.1	2,570	13.4	42	0.2	119	0.6	4,228	22.1	7,247	37.8	224	1.2	23	0.1	197	1.0	82	0.4	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,154	100.0
26年	4,445	23.1	2,577	13.4	44	0.2	119	0.6	4,263	22.1	7,322	38.0	216	1.1	19	0.1	191	1.0	81	0.4	5	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,282	100.0
27年	4,437	22.8	2,595	13.3	47	0.2	122	0.6	4,352	22.4	7,386	38.0	215	1.1	22	0.1	193	1.0	83	0.4	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,456	100.0
28年	4,492	22.9	2,630	13.4	47	0.2	121	0.6	4,378	22.3	7,456	38.0	213	1.1	21	0.1	187	1.0	86	0.4	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	19,633	100.0
29年	4,556	22.8	2,733	13.7	49	0.2	125	0.6	4,405	22.1	7,556	37.9	214	1.1	20	0.1	195	1.0	85	0.4	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	19,939	100.0
30年	4,585	22.9	2,740	13.7	49	0.2	121	0.6	4,406	22.0	7,646	38.1	212	1.1	20	0.1	190	0.9	88	0.4	0	0.0	1	0.0	2	0.0	0	0.0	20,060	100.0
31年	4,625	22.9	2,755	13.6	52	0.3	116	0.6	4,406	21.8	7,759	38.4	203	1.0	21	0.1	182	0.9	84	0.4	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	20,205	100.0
令和2年	4,600	22.7	2,892	14.3	43	0.2	120	0.6	4,400	21.7	7,742	38.2	203	1.0	21	0.1	180	0.9	84	0.4	0	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	20,288	100.0
3年	4,632	22.8	2,869	14.1	41	0.2	44	0.2	4,394	21.6	7,846	38.6	207	1.0	20	0.1	176	0.9	113	0.6	0	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	20,345	100.0
4年	4,621	22.8	2,862	14.1	39	0.2	4,362	21.5	7,827	38.6	200	1.0	21	0.1	180	0.9	140	0.7	0	0.0	2	0.0	2	0.0	0	0.0	20,254	100.0		

注1 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年4月1日施行）第3条の規定により採用された職員である。

注2 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年4月1日施行）第2条第1項の規定により採用された職員である。

注3 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員である。

注4 平成15年以降は、行政職、医療職③等に任期付の職員を含む。任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

注5 平成18年4月に県立病院が地方公営企業法の全部適用となったことに伴い、医療職の職員が減少している。

注6 一定期間の業務に従事する職については、令和2年から行政職給料表を適用していることから、行政職に含めて集計している。

注7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ以降したことに伴い、教育職給料表①は令和4年度から廃止。

2 職員数、平均年齢、平均経験年数、男女別構成比、学歴別構成比の推移

区分 年	職員数 全職員	平均 年齢	平均経験 年数	性別人員構成比		学歴別構成比			
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
昭和47年	18,402	36.0		60.4	39.6	41.0	27.9	26.8	4.3
48年	18,842	36.1		60.4	39.6	42.0	26.8	27.8	3.4
49年	19,295	36.0	13.6	59.8	40.2	43.9	30.0	22.5	3.6
50年	19,596	36.4	14.1	59.0	41.0	44.7	30.1	22.0	3.2
51年	20,047	36.9	14.7	58.8	41.2	45.4	29.1	22.5	3.0
52年	20,295	37.5	15.3	58.5	41.5	46.1	28.2	22.8	2.9
53年	20,618	37.8	15.7	58.2	41.8	47.2	27.4	22.8	2.6
54年	20,924	38.3	16.2	57.8	42.2	48.2	26.8	22.7	2.3
55年	21,391	38.6	16.6	57.8	42.2	49.4	26.1	22.4	2.1
56年	21,706	38.9	16.9	57.7	42.3	50.6	25.1	22.4	1.9
57年	21,920	39.2	17.1	57.6	42.4	52.3	24.3	21.8	1.6
58年	22,073	39.5	17.4	57.6	42.4	53.3	23.7	21.5	1.5
59年	22,228	39.8	17.5	57.9	42.1	54.7	22.9	21.1	1.3
60年	22,375	40.3	18.0	57.9	42.1	55.3	22.8	20.7	1.2
61年	22,428	40.8	18.6	57.7	42.3	56.3	23.0	19.7	1.0
62年	22,628	41.3	18.9	57.6	42.4	57.4	22.5	19.2	0.9
63年	22,761	41.5	19.2	57.4	42.6	58.7	21.9	18.6	0.8
平成元年	22,928	41.6	19.3	54.1	45.9	60.0	21.4	18.0	0.6
2年	23,124	41.9	19.4	56.8	43.2	61.2	20.9	17.4	0.5
3年	23,190	41.9	19.5	56.5	43.5	62.1	20.6	16.8	0.5
4年	23,248	42.1	19.6	56.2	43.8	62.9	20.2	16.5	0.4
5年	23,285	42.2	19.7	55.8	44.2	63.4	20.1	16.1	0.4
6年	23,396	42.3	19.7	55.3	44.7	64.0	20.2	15.5	0.3
7年	23,332	42.3	19.8	54.8	45.2	64.5	20.3	14.9	0.3
8年	23,272	42.1	19.1	54.5	45.5	65.0	20.3	14.5	0.2
9年	23,149	42.1	19.1	54.7	45.3	59.5	14.0	26.3	0.2
10年	23,094	42.0	19.7	54.3	45.7	63.6	19.0	17.0	0.4
11年	22,826	41.9	19.7	54.2	45.8	64.7	18.6	16.4	0.3
12年	22,718	41.9	19.6	54.1	45.9	65.1	18.6	16.0	0.3
13年	22,507	41.9	19.6	53.9	46.1	65.8	18.4	15.5	0.3
14年	22,325	41.8	19.5	53.6	46.4	66.4	18.5	14.9	0.2
15年	22,100	41.7	19.2	53.6	46.4	67.0	18.3	14.5	0.2
16年	22,129	41.5	19.0	53.9	46.1	67.7	18.1	14.0	0.2
17年	22,086	41.5	19.0	53.9	46.1	68.0	18.0	13.8	0.2
18年	19,866	42.0	19.4	56.5	43.5	72.2	13.3	14.3	0.2
19年	19,599	42.1	19.5	56.7	43.3	72.6	13.3	13.9	0.2
20年	19,319	42.0	19.5	56.8	43.2	73.7	13.5	12.8	0.0
21年	19,104	42.0	19.4	57.0	43.0	74.7	13.5	11.8	0.1
22年	18,891	42.0	19.4	56.9	43.1	75.3	13.2	11.4	0.1
23年	18,980	41.8	19.2	56.5	43.5	76.2	12.8	10.9	0.1
24年	19,106	41.6	19.0	56.1	43.9	76.9	12.5	10.5	-
25年	19,154	41.5	18.9	56.1	43.9	77.5	12.1	10.4	0.0
26年	19,282	41.6	18.9	55.9	44.1	78.3	11.7	9.9	0.0
27年	19,456	41.6	18.9	55.6	44.4	79.1	11.4	9.5	0.0
28年	19,633	41.5	18.8	55.5	44.5	79.6	11.2	9.2	0.0
29年	19,939	41.6	19.0	55.5	44.5	79.9	10.9	9.1	0.1
30年	20,060	41.8	19.1	55.1	44.9	80.0	10.8	9.1	0.1
31年	20,205	42.0	19.3	54.9	45.1	80.3	10.6	9.0	-
令和2年	20,288	42.0	19.4	55.0	45.0	80.5	10.3	9.1	0.1
3年	20,345	42.2	19.6	54.7	45.3	80.8	10.2	8.9	0.1
4年	20,254	42.4	19.7	54.7	45.3	81.3	9.7	8.9	0.1

3 平均給与月額等の推移

項目 年	平均給与月額 (円)					平均年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	平均扶養親 族数 (人)
	計	給料月額	差額基本手当	扶養手当	その他			
昭和47年	73,201	71,335	669	1,149	48	36.0		1.5
48年	84,145	82,410	406	1,262	67	36.1		1.3
49年	109,281	107,494	52	1,652	83	36.0	13.6	1.3
50年	153,096	150,288	27	2,648	133	36.4	14.1	1.5
51年	174,721	171,205	9	3,360	147	36.9	14.7	1.5
52年	186,133	181,993	-	3,979	161	37.5	15.3	1.5
53年	202,091	197,616	-	4,305	170	37.8	15.7	1.5
54年	212,601	207,483	-	4,936	182	38.3	16.2	1.5
55年	222,419	216,793	-	5,430	196	38.6	16.6	1.5
56年	233,945	227,658	-	6,072	215	38.9	16.9	1.5
57年	246,161	239,627	-	6,272	262	39.2	17.1	1.4
58年	247,762	241,345	-	6,144	273	39.5	17.4	1.4
59年	253,586	246,768	-	6,520	298	39.8	17.5	1.4
60年	265,500	258,080	-	7,094	326	40.3	18.0	1.4
61年	282,841	274,923	-	7,522	396	40.8	18.6	1.4
62年	291,835	283,689	-	7,735	411	41.3	18.9	1.3
63年	296,917	288,799	-	7,679	439	41.5	19.2	1.3
平成元年	303,816	295,590	-	7,763	463	41.6	19.3	1.3
2年	312,848	304,753	-	7,614	481	41.9	19.4	1.2
3年	324,643	316,662	-	7,454	527	41.9	19.5	1.2
4年	338,427	329,736	-	8,111	580	42.1	19.6	1.1
5年	350,784	341,437	-	8,731	616	42.2	19.7	1.3
6年	359,959	350,059	-	9,250	650	42.3	19.7	1.3
7年	367,066	356,910	-	9,505	651	42.3	19.8	1.3
8年	372,292	362,137	-	9,458	697	42.1	19.1	1.2
9年	376,537	366,429	-	9,402	706	42.1	19.1	1.2
10年	382,395	371,790	-	9,833	772	42.0	19.7	1.2
11年	385,925	375,015	-	10,109	801	41.9	19.7	1.2
12年	387,237	376,357	-	10,043	837	41.9	19.6	1.2
13年	388,309	377,026	-	10,417	866	41.9	19.6	1.2
14年	388,616	377,361	-	10,363	892	41.8	19.5	1.2
15年	380,387	369,239	-	10,267	881	41.7	19.2	1.2
16年	375,087	364,141	-	10,069	877	41.5	19.0	1.1
17年	376,058	365,143	-	10,008	907	41.5	19.0	1.1
18年	375,532	365,257	-	10,004	271	42.0	19.4	1.1
19年	394,283	361,096	-	10,244	22,943	42.1	19.5	1.2
20年	379,665	346,808	-	10,583	22,274	42.0	19.5	1.2
21年	380,030	346,922	-	10,694	22,414	42.0	19.4	1.2
22年	377,890	344,504	-	10,693	22,693	42.0	19.4	1.2
23年	385,799	352,599	-	10,585	22,614	41.8	19.2	1.2
24年	383,847	350,183	-	10,467	23,198	41.6	19.0	1.2
25年	381,461	348,880	-	10,415	22,166	41.5	18.9	1.2
26年	381,500	349,002	-	10,376	22,122	41.6	18.9	1.2
27年	382,350	349,972	-	10,240	22,138	41.6	18.9	1.2
28年	379,326	347,021	-	10,138	22,167	41.5	18.8	1.0
29年	380,193	347,079	-	10,820	22,294	41.6	19.0	1.2
30年	381,831	347,924	-	11,899	22,008	41.8	19.1	1.1
31年	382,685	348,780	-	11,833	22,072	42.0	19.3	1.1
令和2年	383,888	349,875	-	11,857	22,156	42.0	19.4	1.1
3年	384,577	350,513	-	11,876	22,188	42.2	19.6	1.1
4年	385,169	351,061	-	11,864	22,244	42.4	19.7	1.0

※ その他は、平成17年までは調整手当、平成18年は地域手当を指しており、平成19年以降は地域手当に加え管理職手当、住居手当等が含まれている。

4 給与勧告の経過と実施状況

回数	勧告年月日	公民較差	勸告	県の決定
			改定の内容	実施状況
1	昭和47. 11.15	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第32条の規定により国に引き継がれた国家公務員に準じて実施	改善額、率、計 8,832円 (12.48%) 給料月額 7,827円 (11.07%) 扶養手当 192円 (0.27%) 通勤手当 95円 (0.13%) 初任給調整手当 142円 (0.20%) その他 576円 (0.81%) 1 初任給調整手当 支給限度額100,000円、支給期間35年 2 扶養手当 配偶者2,400円、子のうち2人各1人800円 (配偶者のない職員の子1人1,600円) 3 通勤手当 (1) 交通機関等利用者 全額支給限度額4,000円、 2分の1加算限度額2,000円 (2) 自転車等使用者 1,000円以上1,800円未満 4 実施時期 47. 5. 15	勧告どおり 自転車等使用者 1,000円～2,000円
2	48. 9. 14	14,952円 (19.51%)	改善額、率、計 14,068円 (15.33%) 給料月額 12,311円 (13.42%) 扶養手当 395円 (0.43%) 通勤手当 87円 (0.09%) 住居手当 227円 (0.25%) 初任給調整手当 54円 (0.06%) その他 994円 (1.08%) 行政職給料表に特1等級を新設すること 1 初任給調整手当 支給限度額110,000円 2 扶養手当 配偶者3,500円、子のうち2人まで各1人 1,000円 (配偶者のない職員の子の1人2,500円) 3 住居手当 基礎控除額4,000円、全額支給限度額3,000円、 2分の1加算限度額2,000円、最高支給限度額 5,000円 4 通勤手当 (1) 交通機関等利用者 全額支給限度額5,000円、 2分の1加算限度額2,000円 (2) 自転車等使用者 1,100円以上2,500円未満 5 宿日直手当 (1) 通常の宿日直1,000円 (2) 特殊な宿日直2,000円 6 実施時期 48. 4. 1	勧告どおり ただし、1、3、 4、5については、 48.10. 1
特別	48.12. 8		昭和48年度における期末手当の支給の特別措置についての意見の申出 昭和48年度に限り、昭和49年3月に支給する期末手当のうち0.3月分を昭和48年12月に繰り上げて支給すること 実施時期 48.12.24	意見の申出のとおり
特別	49. 3. 22		教員給与の改善 給料月額改定8,480円 (8.0%) 実施時期 49. 1. 1	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
特別	49. 4. 12		看護婦給与及び期末手当の改善 給料月額2,294円 (2.7%) 期末手当49年度に支給される期末手当を0.3月分増額する 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり
特別	49. 6. 3		職員給与の暫定措置 給料月額10,388円 (10%) 49年度に限り、民間給与実態調査を基礎とした勧告に基づく給料月額の改定がなされるまでの間100分の110乗じて得た額とすること 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり
3	49. 8. 20	24,773円 (26.62%)	改善額、率、計 28,446円 (30.22%) 給 料 月 額 25,302円 (26.88%) 扶 養 手 当 793円 (0.84%) 通 勤 手 当 260円 (0.28%) 住 居 手 当 939円 (1.00%) そ の 他 1,152円 (1.22%) 行政職給料表、海事職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)に特1等級を新設すること 1 初任給調整手当 支給限度額130,000円 2 扶養手当 配偶者5,000円、扶養親族のうち2人まで各1人1,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人3,500円) 3 住居手当 (1) 借家、借間居住者の全額支給限度額6,000円、2分の1加算限度額2,000円、最高支給限度額8,000円 (2) 自宅居住者 自宅居住者で世帯主の場合1,000円(住宅取得後5年に限り1,500円を加算) 4 通勤手当 国家公務員に準じて改定すること 5 宿日直手当 通常の宿日直1,300円 特殊な宿日直2,600円 6 期末手当 6月期1.4月分、12月期2.1月分 7 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額8,000円、2分の1加算限度額4,000円、自転車等使用者 1,300円～5,000円
特別	50. 6. 21		教員給与の改善 給料月額3,054円 (2.0%) 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)に特1等級を新設 実施時期 50. 1. 1	勧告どおり
4	50. 9. 30	12,056円 (8.80%)	改善額、率、計 14,508円 (10.54%) 給 料 月 額 13,133円 (9.54%) 扶 養 手 当 678円 (0.49%) 住 居 手 当 88円 (0.07%) 通 勤 手 当 69円 (0.05%) そ の 他 540円 (0.39%) 1 初任給調整手当 支給限度額140,000円	50. 7. 1 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額10,000円、2分の1加算限度額5,000円、自転車等使用者 1,600円～7,700円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 扶養手当 配偶者6,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,000円（配偶者のない職員の扶養親族1人4,000 円） 3 住居手当 基礎控除額5,000円、全額支給限度額6,000円、 2分の1加算限度額3,000円、最高支給限度額 9,000円 所要の経過措置を講ずること 4 通勤手当 国家公務員の改定に準じて改定すること 5 実施時期 明示せず	
特別	51. 2. 10		義務教育等教員特別手当を新設 改善額 教育職(1) 6,358円 (4%) 教育職(2) 7,291円 (4%) 教員給与の運用について適切な措置を講ずる必要が ある旨報告 実施時期 明示せず	52. 1. 1
5	51. 11. 1	5,210円 (3.34%)	改善額、率、計 5,520円 (3.53%) 給 料 月 額 4,528円 (2.90%) 扶 養 手 当 528円 (0.34%) 住 居 手 当 187円 (0.12%) 通 勤 手 当 53円 (0.03%) そ の 他 224円 (0.14%) 1 初任給調整手当 支給限度額150,000円 2 扶養手当 配偶者7,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,200円（配偶者のない職員の扶養親族1人4,500 円）その他1,000円 3 住居手当 全額支給限度額7,000円、2分の1 加算限度額3,500円、最高支給限度額10,500円 4 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を 考慮して改定すること 5 宿日直手当 通常の宿日直1,600円 特殊な宿日直3,200円 6 期末手当及び勤奨手当 本年の人事院勧告に準じて改定すること 7 実施時期 51. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者 の全額支給限度額 12,500円 自転車等使用者 1,700円～8,100円 期末手当 12月期 100分の110を、100 分の200に 勤奨手当 6月期 100分の60を、100 分の50に
6	52. 11. 1	9,739円 (5.81%)	改善額、率、計 11,674円 (6.96%) 給 料 月 額 10,539円 (6.29%) 扶 養 手 当 352円 (0.21%) 住 居 手 当 188円 (0.11%) 通 勤 手 当 68円 (0.04%) そ の 他 527円 (0.31%) 1 初任給調整手当 支給限度額160,000円 2 扶養手当 配偶者8,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,300円（配偶者のない職員の扶養親族1人5,000 円） 3 住居手当 基礎控除額6,000円、全額支給限度額7,500円、 2分の1加算限度額5,000円、最高支給限度額 12,500円 所要の経過措置を講ずること	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者 の全額支給限度額 14,000円、2分の1加 算限度額5,500円 自転車等使用者 2,000円～9,300円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			4 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を考慮して改定すること 5 実施時期 52. 4. 1	
7	53. 10. 23	6,878円 (3.78%)	改善額、率、計 7,038円 (3.86%) 給 料 月 額 6,019円 (3.30%) 扶 養 手 当 650円 (0.35%) 通 勤 手 当 68円 (0.04%) そ の 他 301円 (0.17%) 1 初任給調整手当 支給限度額170,000円 2 扶養手当 配偶者9,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,700円 (配偶者のない職員の扶養親族1人5,500円) 3 通勤手当 国家公務員の同手当の改定を基準として、本県の実態等を考慮して改定すること 4 期末手当 国家公務員の同手当の支給の割合に準じて改定すること 5 実施時期 53. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の 全額支給限度額 15,000円、2分の1 加算限度額、上限なし。 自転車等使用者 2,000円～13,500円 期末手当 12月期：100分の200 を、100分の190に
8	54. 11. 1	7,207円 (3.65%)	改善額、率、計 7,342円 (3.72%) 給 料 月 額 6,302円 (3.19%) 扶 養 手 当 632円 (0.32%) 住 居 手 当 81円 (0.04%) そ の 他 327円 (0.17%) 1 初任給調整手当 支給限度額185,000円 2 扶養手当 配偶者10,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 3,000円 (配偶者のない職員の扶養親族1人 6,500円) 3 住居手当 基礎控除額7,000円、全額支給限度額7,500円、 最高支給限度額13,000円、所要の経過措置を講ずること 4 実施時期 54. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 自転車等使用者 2,000円～14,700円
9	55. 10. 31	9,486円 (4.60%)	改善額、率、計 9,571円 (4.64%) 給 料 月 額 8,327円 (4.04%) 扶 養 手 当 778円 (0.38%) 通 勤 手 当 28円 (0.01%) そ の 他 438円 (0.21%) 1 初任給調整手当 支給限度額195,000円 2 扶養手当 配偶者11,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 3,500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人 7,500円) 3 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を考慮して改定すること 4 実施時期 55. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の 全額支給限度額 16,000円 自転車等使用者 2,000円～16,000円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
特別	56.10.5		教員給与の改善 義務教育等教員特別手当の支給月額を20,200円とする。	54.4.1
10	56.11.2	9,876円 (4.60%)	改善額、率、計 10,534円 (4.90%) 給料月額 10,035円 (4.67%) 扶養手当 190円 (0.09%) 通勤手当 34円 (0.01%) 調整手当 21円 (0.01%) その他 254円 (0.12%) 1 初任給調整手当 支給限度額205,000円 2 扶養手当 配偶者11,600円 (配偶者のない職員の扶養親族のうち1人8,000円) 3 調整手当 甲地100分の9、医療職給料表(1)の適用を受ける職員も同様とする 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給限度額17,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とする 5 実施時期 56.4.1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 17,000円 自転車等使用者 2,000円～17,000円
11	57.11.2	10,360円 (4.50%)	改善額、率、計 10,768円 (4.56%) 給料月額 9,539円 (4.04%) 扶養手当 774円 (0.33%) 住居手当 190円 (0.08%) 通勤手当 25円 (0.01%) その他 240円 (0.10%) 1 初任給調整手当 支給限度額215,000円 2 扶養手当 配偶者13,000円、扶養親族のうち2人まで各1人4,000円 (配偶者のない職員の扶養親族1人8,500円) 3 住居手当 基礎控除額9,000円、全額支給限度額7,500円、2分の1加算限度額7,500円、最高支給限度額15,000円 所要の経過措置を講ずること 4 期末・勤勉手当の支給日 支給日を基準日から起算して1か月を超えない範囲内で規則で定める日とすること 5 実施時期 57.4.1	改定見送り
12	58.10.24	13,543円 (5.80%)	改善額、率、計 15,440円 (6.45%) 給料月額 13,636円 (5.70%) 扶養手当 1,209円 (0.50%) 住居手当 213円 (0.09%) 通勤手当 41円 (0.02%) その他 341円 (0.14%) 1 初任給調整手当 支給限度額220,000円 2 扶養手当 配偶者13,000円、扶養親族のうち2人まで各1人4,500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人9,000円)	一部実施 改善額、率、計 4,976円 (2.08%) 給料月額 4,272円 (1.78%) 扶養手当 428円 (0.18%) 住居手当 161円 (0.07%) 通勤手当 8円 (0.00%) その他 107円 (0.05%)

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告		県 の 決 定
			改 定 の 内 容		実 施 状 況
			3 住居手当 基礎控除額9,000円、全額支給限度額7,500円、 2分の1加算限度額7,500円、最高支給限度額 15,000円 所要の経過措置を講ずること 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額19,000円 自転車等を併用する場合も同様とする 5 期末・勤勉手当の支給日 支給日を基準日から起算して1か月を超えない 範囲内で規則で定める日とすること 6 実施時期 58. 4. 1		1 初任給調整手当 支給の限度額 209,500円 2 扶養手当 配偶者12,300 円、扶養親族のう ち2人まで各1人 3,800円(配偶者の いない職員1人 8,300円) 3 住居手当 基礎控除額9,000 円、全額支給限度 額7,500円、2分の 1加算限度額6,800 円、最高支給限度 額14,300円 4 通勤手当 交通機関等利用 者の全額支給限度 額17,600円、自転 車等使用者2000円 ~20,400円
13	59.10.17	14,890円 (6.14%)	改善額、率、計 15,461円 (6.37%) 給 料 月 額 13,844円 (5.71%) 扶 養 手 当 1,022円 (0.42%) 住 居 手 当 64円 (0.03%) 通 勤 手 当 34円 (0.01%) そ の 他 497円 (0.20%) 1 初任給調整手当 支給限度額225,000円 2 扶養手当 配偶者14,000円、扶養親族のうち2人まで各1 人4,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人 9,500円) 3 住居手当 2分の1加算限度額7,500円 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額19,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 5 実施時期 59. 4. 1		一部実施 改善額、率、計 8,916円 (3.38%) 給料月額 7,204円 (2.97%) 扶養手当 565円 (0.23%) 住居手当 37円 (0.01%) 通勤手当 87円 (0.04%) そ の 他 303円 (0.13%) 1 初任給調整手当 支給の限度額 217,600円 2 扶養手当 配偶者13,200 円、扶養親族のう ち1人まで各1人 4,200円(配偶者の ない職員の扶養親 族1人8,900円) 3 住居手当 2分の1加算限 度額7,200円、最高 支給限度額14,700 円 4 通勤手当 交通機関等利用 者に対する運賃相 当額の全額支給限 度額18,300円、 自転車等使用者 2000円~21,700円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
14	60. 10. 28	13, 839円 (5. 43%)	改善額、率、計 12, 791円 (5. 01%) 給 料 月 額 11, 831円 (4. 64%) 扶 養 手 当 458円 (0. 18%) 住 居 手 当 31円 (0. 01%) 通 勤 手 当 35円 (0. 01%) 調 整 手 当 18円 (0. 01%) そ の 他 418円 (0. 16%) 1 初任給調整手当 支給限度額230, 000円 2 扶養手当 配偶者14, 000円、扶養親族のうち2人まで各1人 4, 500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人9, 500円) 3 調整手当 甲地に属する地域のうち人事委員会規則で定める 地域に係る手当の支給割合100分の10、医療職給 料表(1)の適用を受ける職員も同様とする 4 住居手当 2分の1加算限度額7, 500円 5 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額20, 000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 6 実施時期 60. 4. 1	60. 7. 1
15	61. 10. 15	6, 182円 (2. 26%)	改善額、率、計 6, 214円 (2. 27%) 給 料 月 額 5, 708円 (2. 09%) 扶 養 手 当 303円 (0. 11%) そ の 他 203円 (0. 07%) 1 初任給調整手当 支給限度額235, 000円 2 扶養手当 配偶者15, 000円 (配偶者のない職員の扶養親族 1人10, 000円) 3 宿日直手当 支給額の限度を勤務1回につき通常の宿日直勤 務は、2, 300円、人事委員会規則で定める管理又は 監督の業務その他の特殊な業務を主とする宿日直 勤務は、4, 200円 (土曜日又はこれに相当する日に 退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ 3, 450円、6, 300円) とすること 4 実施時期 61. 4. 1	勧告どおり
16	62. 10. 19	4, 101円 (1. 43%)	改善額、率、計 4, 125円 (1. 44%) 給 料 月 額 3, 720円 (1. 30%) 扶 養 手 当 306円 (0. 11%) そ の 他 99円 (0. 03%) 1 初任給調整手当 支給限度額239, 000円 2 住居手当 2分の1加算限度額8, 500円 3 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額21, 000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 4 実施時期 62. 4. 1	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告		県 の 決 定
			改 定 の 内 容		実 施 状 況
17	63. 10. 18	6,577円 (2.23%)	改善額、率、計 給料月額 扶養手当 住居手当 その他	6,820円 (2.32%) 6,098円 (2.07%) 309円 (0.10%) 197円 (0.07%) 216円 (0.08%)	勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額246,000円 2 扶養手当 子、孫及び弟妹について満18歳に達した日以降の最初の3月31日までは扶養親族とすること 配偶者16,000円、配偶者がいない職員の扶養親族1人10,500円 3 住居手当 2分の1加算限度額11,500円 4 寒冷地手当 北海道に在勤する職員の基準額に加算される額 (1) 世帯主である職員 (扶養親族のある職員) 51,600円 (2) 世帯主である職員 (扶養親族のない職員) 34,400円 (3) その他の職員 17,200円 5 実施時期 63. 4. 1		
18	平成元. 10. 9	9,199円 (3.01%)	改善額、率、計 給料月額 通勤手当 その他	9,031円 (2.96%) 8,459円 (2.77%) 280円 (0.09%) 292円 (0.10%)	勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額255,000円 2 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額30,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とする。 3 期末手当及び勤勉手当 6月に支給される期末手当及び勤勉手当の額をそれぞれ0.1月分増額する。 4 実施時期 元. 4. 1		
19	2. 10. 19	11,001円 (3.45%)	改善額、率、計 給料月額 住居手当 その他	10,862円 (3.41%) 10,380円 (3.26%) 126円 (0.04%) 356円 (0.11%)	期末・勤勉手当に係る新たな加算措置の対象範囲を除き勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額265,000円 2 住居手当 全額支給限度額10,000円、2分の1加算限度額13,000円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合5.35月分 (1) 期末手当 6月期：1.6月分 12月期：2.0月分 3月分：0.55月分 (2) 新たな加算措置の導入 係長級以上の職員に職務段階等に応じ、手当額算定の基礎額に給料及びこれに対する調整手当の合計額の20%以内の額を加算 4 その他 通勤による災害を受けた者に対する給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とする 5 実施時期 2. 4. 1	※副主査以上の職員で実施 ※3. 5. 1から主任以上の職員で実施	

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勧 告		県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況	
20	3. 10. 11	11,901円 (3.571%)	改善額、率、計 11,625円 (3.49%) 給 料 月 額 10,678円 (3.21%) 扶 養 手 当 541円 (0.16%) 通 勤 手 当 91円 (0.03%) そ の 他 315円 (0.09%)	1 初任給調整手当 支給限度額276,000円 2 扶養手当 子等配偶者以外の扶養親族2人まで1人につき 5,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人11,000 円)、児童手当との調整措置を廃止 3 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給の限度額40,000円、交通機関等と交通用具を 併用する場合も同様とする 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務2,900円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務5,100円 5 期末手当及び勤勉手当 12月期に支給される期末手当の額を0.1月分増額 する 6 実施時期 3. 4. 1	勧告どおり
21	4. 10. 9	9,922円 (2.81%)	改善額、率、計 9,122円 (2.58%) 給 料 月 額 8,257円 (2.34%) 扶 養 手 当 515円 (0.14%) 住 居 手 当 106円 (0.03%) そ の 他 244円 (0.07%)	1 初任給調整手当 支給限度額285,000円 2 扶養手当 子、孫及び弟妹について、満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までは扶養親族とすること 3 調整手当 東京都(特別区)の支給割合100分の12 (ただし、平成6.3.31までは100分の11) 4 住居手当 基礎控除12,000円、全額支給限度額11,000円、 2分の1加算限度額15,000円、最高支給限度額 26,000円 5 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,200円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務5,600円 6 実施時期 4. 4. 1ただし5については平成5. 1. 1、3 については、平成5. 4. 1から実施	勧告どおり
22	5. 10. 7	7,032円 (1.91%)	改善額、率、計 7,215円 (1.96%) 給 料 月 額 6,248円 (1.70%) 扶 養 手 当 746円 (0.20%) 住 居 手 当 30円 (0.01%) そ の 他 191円 (0.05%)	1 初任給調整手当 支給限度額294,000円 2 扶養手当 子等配偶者以外の扶養親族のうち3人目以下1 人につき月額2,000円とすること 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき1,000円を加算すること 3 住居手当 2分の1加算限度額16,000円、最高支給限度額 27,000円	勧告どおり ただし、公安職給料表 の10級の改定につい ては、6.11. 1

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			4 単身赴任手当（加算額） 交通距離の区分：8区分、最高1,500km以上支給額：4,000円～29,000円 5 時間外勤務手当及び休日勤務手当 国家公務員の超過勤務手当及び休日給の改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。 6 期末手当 3月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.5月分及び2.0月分とすること 7 実施時期 5. 4. 1ただし、公安職給料表の改定のうち10級に係る部分については、平成5.11.1、5については、平成6.4.1から実施	
23	6.10.6	4,356円 (1.15%)	改善額、率、計 4,470円 (1.18%) 1 初任給調整手当 医師等の最高支給限度額299,000円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき2,000円加算 3 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,300円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,000円 4 期末手当（年間支給割合1.9月） 5 実施時期 6.4.1	勧告どおり
24	7.10.5	3,435円 (0.89%)	改善額、率、計 3,154円 (0.80%) 給 料 月 額 2,812円 (0.72%) 扶 養 手 当 201円 (0.06%) そ の 他 141円 (0.02%) 計 3,154円 (0.80%) 1 初任給調整手当 支給限度額302,000円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各1人2,500円を加算すること 3 住居手当 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する借家・借間に対し、現行手当額の2分の1を支給 4 宿日直手当 通常の宿日直勤務3,400円 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,400円 5 実施時期 平成7年4月1日。ただし3及び4については平成8年1月1日から実施すること。	勧告どおり
25	8.10.4	3,632円 (0.93%)	改善額、率、計 3,320円 (0.85%) 給 料 月 額 3,005円 (0.77%) 諸 手 当 225円 (0.06%) そ の 他 90円 (0.02%) 計 3,320円 (0.85%) 1 初任給調整手当 支給限度額 307,500円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき3,000円を加算すること。	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			3 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 45,000円 4 宿日直手当 通常の宿日直勤務 3,600円 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,600円 5 実施時期 平成8年4月1日。ただし、4については平成 9年1月1日から実施すること。	
26	9.10.3	3,881円 (0.99%)	改善額、率、計 3,665円 (0.93%) 給 料 月 額 3,145円 (0.80%) 扶 養 手 当 402円 (0.10%) そ の 他 118円 (0.03%) 計 3,665円 (0.93%) 1 初任給調整手当 支給限度額 312,200円 2 扶養手当 (1) 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 の扶養親族に係る手当の月額を6,500円とす ること。 (2) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末ま での子1人につき4,000円を加算すること 3 特地勤務手当に準ずる手当 支給月額の限度を給料及び扶養手当の合計額 の100分の6とすること 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務 3,800円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,800 円 5 期末手当 3月期の支給割合を0.55月分とする。 6 実施時期 平成9年4月1日。ただし、4については平成 10年1月1日、3については平成10年4月1日 から実施すること。	勧告どおり
27	10.10.5	2,946円 (0.73%)	改善額、率、計 2,781円 (0.71%) 給 料 月 額 2,254円 (0.58%) 諸 手 当 471円 (0.12%) そ の 他 56円 (0.01%) 計 2,781円 (0.71%) 1 初任給調整手当 支給限度額 316,400円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末ま での子 1人5,000円を加算すること 3 単身赴任手当 単身赴任手当の基礎額を月額23,000円とし、 距離区分に応じて加算される額の限度を月 額45,000円とすること。 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務 4,000円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,000 円 5 実施時期 平成10年4月1日。ただし、4については平成 11年1月1日から実施すること。	勧告どおり
28	11.10.5	1,062円 (0.26%)	改善額、率、計 888円 (0.23%) 給 料 月 額 875円 (0.22%) そ の 他 13円 (0.01%) 計 888円 (0.23%) 1 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務4,200円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,200 円	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 期末手当 (1) 平成11年度の支給割合 年間の支給割合が3.75月となるよう所要の措置を講ずること (2) 平成12年度以降の支給割合 3月、6月、及び12月の支給割合をそれぞれ0.55月分、1.45月分及び1.75月分とすること 3 実施時期 平成11年4月1日。ただし、1については平成12年4月1日から実施すること。	
29	12.10.4	432円 (0.11%)	改善額、率、計 488円 (0.12%) その他 488円 (0.12%) 計 488円 (0.12%) 1 扶養手当 (1) 配偶者以外の子等の扶養親族のうち2人までの手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者が ある場合又は職員に配偶者がいない場合に係る 1人目の手当の月額を除く。）を各1人につき 6,000円とすること (2) 子等の扶養親族のうち3人目からの手当の月 額を1人につき3,000円とすること 2 期末・勤勉手当 年間支給割合 4.75月分 3 実施時期 平成12年4月1日	勧告どおり
30	13.10.5	188円 (0.05%)	改善額、率、計 188円 (0.05%) その他（暫定一時金） 188円 (0.05%) 計 188円 (0.05%) 1 暫定一時金について 職員給与と民間給与との較差については、人事 院勧告を考慮して、暫定的な給与上の措置を講ず ること。 2 期末・勤勉手当 人事院勧告の内容に準じて、所要の措置を講ず ること。年間支給割合 4.7月分 3 実施時期 平成13年4月1日	勧告どおり ※人事委員会勧告に おける「暫定一時 金」と給与条例での 「特例一時金」は同 じ手当。
31	14.10.7	△8,319円 (△2.11%)	改定額、率、計 △7,460円 (△1.90%) 給料月額 △6,962円 (△1.77%) 諸手当 △350円 (△0.09%) その他 △148円 (△0.04%) 計 △7,460円 (△1.90%) 1 初任給調整手当 支給限度額 311,400円 2 扶養手当 配偶者14,000円 子等のうち3人目以降 各1人5,000円 3 期末・勤勉手当 (1) 人事院勧告の内容に準じて、所要の措置を講 ずること。年間支給割合 4.65月分 (2) 3月期の廃止（平成15年度から） 4 特例一時金の廃止 5 給料の調整額の経過措置 6 実施時期 この勧告を実施するための条例の公布の日の属 する月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日）から実施。ただし、平成15年度 以降の期末手当及び勤勉手当に係る措置について は平成15年4月1日から実施すること。	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
32	15. 9. 26	△4,448円 (△1.16%)	<p>改 定 額、率、計 3,930円 (△1.03%) 給 料 月 額 3,691円 (△0.96%) 諸 手 当 △ 137円 (△0.04%) そ の 他 △ 102円 (△0.03%)</p> <p>1 初任給調整手当 支給限度額 307,900円</p> <p>2 扶養手当 配偶者13,500円</p> <p>3 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 55,000円</p> <p>4 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、期末手当 の支給割合を0.25月分引き下げること。</p> <p>5 実施時期 この勧告を実施するための条例の公布の日の属 する月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日）から実施。ただし、3の通勤手 当及び4の平成16年度以降の期末手当の改定につ いては平成16年4月1日から実施すること。</p>	勧告どおり
33	16. 10. 6	△187円 (△0.05%)	<p>1 通勤手当 交通機関等利用者について、6箇月定期券等の 低廉な定期券の価額により一括支給とすること。</p> <p>2 任期付研究員（招へい型）及び特定任期付職員 の給料月額の上限を国家公務員における指定職俸 給表11号俸相当額とすること。</p> <p>3 実施時期 1については平成17年4月1日。2については この勧告を実施するための条例公布の日から実施 すること。</p>	勧告どおり
34	17. 10. 6	△1,497円 (△0.40%)	<p>改 定 額、率、計 1,281円 (△0.34%) 給 料 月 額 1,101円 (△0.29%) 扶 養 手 当 △ 137円 (△0.04%) そ の 他 △ 43円 (△0.01%)</p> <p>I 公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>1 初任給調整手当 支給限度額 306,900円</p> <p>2 扶養手当 配偶者13,000円</p> <p>3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.45月分となるよう、勤勉手当 の支給割合を0.05月分引き上げること。</p> <p>4 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属す る月の翌月の初日（公布日が月の初日であるとき は、その日） ただし、平成18年度以降の勤勉手当の改定につ いては、平成18年4月1日から実施すること。</p> <p>5 特例措置 4月からの公民較差を解消させる観点から、4 月から改定の実施前までの期間に係る較差相当分 を本年12月期の期末手当で制度的に調整</p> <p>II 給与構造の改革</p> <p>1 給料表 給与水準の是正（全体として平均4.8%引下 げ、給与カーブのフラット化）、級構成の再編 及び号給構成等の見直しを行うため、新たな給 料表の適用</p> <p>2 昇給制度 (1) 昇給は人事委員会規則で定める日に、同日 前1年間におけるその者の勤務成績に応じて 行うこと。</p>	<p>勧告どおり</p> <p>ただし、5の(2)を除く。</p>

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			<p>(2) 昇給の号給数は、(1)に定める期間の全部を良好な成績で勤務した場合、4号給を標準とすること。</p> <p>55歳昇給停止措置を55歳昇給抑制措置に替え、55歳を超える職員を昇給させる場合の号給数は、2号給を標準とすること。</p> <p>(3) 現行のいわゆる枠外昇給制度の廃止。</p> <p>3 地域手当の新設 現行の調整手当に替えて、地域手当を支給(6級地区分、3%~18%)</p> <p>4 実施時期 平成18年4月1日</p> <p>5 経過措置 (1) 差額の支給 新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、新給料月額の差額を支給。 (2) 昇給に関する特例措置 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間、昇給幅を1号給抑制。 (3) 地域手当の支給割合の特例措置 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に段階的に導入</p>	
35	18.10.5	146円 (0.04%)	<p>1 管理職手当 定率制から定額制へ移行</p> <p>2 扶養手当 3人目以降の子等の支給月額6,000円</p> <p>3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)適用者に係る地域手当の導入</p> <p>4 実施時期 1及び2については平成19年4月1日。3についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から実施すること。</p> <p>5 経過措置 1については、定額化後の管理職手当が平成19年3月31日に受けていた手当額に達しない職員に対して、必要な経過措置を講ずること。</p>	勧告どおり
36	19.10.12	3,752円 (1.01%)	<p>改 定 額、率、計 721円 (0.20%) 給 料 月 額 394円 (0.11%) 諸 手 当 327円 (0.09%)</p> <p>1 給料表 初任給を中心に若年層に限定し改定</p> <p>2 扶養手当 配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額6,500円</p> <p>3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.35月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き下げること。</p> <p>4 実施時期 平成19年4月1日。ただし、3についてはこの勧告を実施するための条例公布の日。</p>	勧告どおり
37	20.10.9	80円 (0.02%)	<p>1 給料表 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)について、特2級を設置</p> <p>2 初任給調整手当 支給限度額410,900円</p> <p>3 実施時期 平成21年4月1日</p>	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
38	21. 10. 8	△511円 (△0. 14%)	改 定 額、率、計 △623円 (△0. 17%) 給 料 月 額 △612円 (△0. 17%) は ね 返 り △ 11円 (△0. 00%) 1 期末・勤勉手当 年間支給割合が4. 15月分となるよう、期末手当 の支給割合を0. 15月分、勤勉手当の支給割合を 0. 05月分それぞれ引き下げること。 2 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属す る月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日）ただし、平成22年6月期以降の 期末・勤勉手当の改定については平成22年4月1日 から実施すること。	勧告どおり
39	22. 10. 7	△519円 (△0. 15%)	改 定 額、率、計 △502円 (△0. 14%) 給 料 月 額 △343円 (△0. 11%) 地 域 手 当 △159円 (△0. 04%) 1 給料表 中高年齢層（40歳台以上）が受ける給料月額に 限定して引下げ。 2 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等 給料の支給額を0. 2%減額。 ※ 給与構造改革の給与水準引下げに伴う経過措 置額についても、1の改定及び2の措置を踏ま えて引下げ。 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が3. 95月分となるよう、期末手当 の支給割合を0. 15月分、勤勉手当の支給割合を 0. 05月分それぞれ引き下げること。 4 地域手当 異動に係る地域手当を廃止 5 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属す る月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日） ただし、平成23年6月期以降の期末・勤勉手当 の改定については、平成23年4月1日から実施す ること。	勧告どおり ただし、4については 平成23年4月1日 実施
40	23. 11. 1	△668円 (△0. 19%)	改 定 額、率、計 △738円 (△0. 21%) 給 料 月 額 △728円 (△0. 21%) は ね 返 り △ 10円 (△0. 00%) 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属す る月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日）	勧告どおり
41	24. 10. 11	△532円 (△0. 15%)	改 定 額、率、計 △711円 (△0. 20%) 住 居 手 当 △711円 (△0. 20%) 1 住居手当 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する 住居手当は、廃止すること。 2 給与構造改革における経過措置額 平成18年度から実施された給与構造改革に伴う 経過措置額については、平成25年4月1日に2分 の1を減額して支給し、平成26年4月1日に廃止 すること。 3 実施時期 1についてはこの勧告を実施するための条例公 布の日の属する月の翌月の初日（公布日が月の 初日であるときは、その日） 2については平成25年4月1日から実施する こと。	1については勧告 どおり。 2については、平 成28年3月31日 までの間、給料 月額のほか、平 成25年4月1日 日から差額相当 額の2分の1に 相当する額（上 限5, 000円）、 平成26年4月1 日から差額相当 額が10, 000円 を超える場合に 限りその超える 額を、平成27年 4月1日から差 額相当額が15, 000円を超える 場合に限りその 超える額を給料 として支給する。

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
42	25.10.8	△146円 (△0.04%)	<ol style="list-style-type: none"> 55歳超職員の昇給の見直し 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給昇給）、特に良好以上の成績である場合に限り昇給させることとする。 実施時期 平成26年4月1日 	勧告どおり ただし、一般職員の昇給の号給数は、平成28年4月1日までの間、従前どおりとする。
43	26.10.7	830円 (0.24%)	<p>改 定 額、率、計 1,165円 (0.34%) 給 料 月 額 1,138円 (0.33%) は ね 返 り 27円 (0.01%)</p> <p>I 平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 給料表 若年層に重点を置いた引上げ改定 初任給調整手当 支給限度額412,200円 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.10月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げること。 単身赴任手当 再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。 実施時期等 平成26年4月1日 ただし、平成26年12月期の期末・勤勉手当の改定については平成26年12月1日から、平成27年6月期以降の期末・勤勉手当の改定及び4については平成27年4月1日から実施すること。 <p>II 給与制度の総合的見直しのための給与改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 給料表 水準を平均2%引き下げ。ただし、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置く。 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等 行政職給料表6級以上及びこれに相当する職員の給料月額の減額措置については、平成30年3月31日までの間とすること。 地域手当 支給割合 最大20% 単身赴任手当 基礎額30,000円、加算額8,000円～70,000円 管理職員特別勤務手当 災害への対処等臨時・緊急の必要により平日深夜午前0時～5時の間に勤務した場合、1回6,000円を上限として支給。 実施時期 平成27年4月1日 経過措置 平成30年3月31日までの間、激変緩和を図るため、人事院勧告に準じて経過措置（現給保障）を講じること。3及び4については段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経過措置に準ずること。 	<p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p>
44	27.10.13	707円 (0.21%)	<p>改 定 額、率、計 628円 (0.18%) 給 料 月 額 614円 (0.18%) は ね 返 り 14円 (0.00%)</p> <ol style="list-style-type: none"> 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定 初任給調整手当 支給限度額413,300円 	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.20月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 実施時期 平成27年4月1日 ただし、平成27年12月期の期末・勤勉手当の改定については平成27年12月1日から、平成28年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成28年4月1日からそれぞれ実施すること。	
45	28.10.11	934円 (0.27%)	改 定 額、率、計 637円 (0.18%) 給 料 月 額 626円 (0.18%) は ね 返 り 11円 (0.00%) 1 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定 2 初任給調整手当 支給限度額413,800円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.30月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 扶養手当 配偶者及び父母等6,500円、子10,000円 部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る扶養手当は支給しない。統括監級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円支給。 5 実施時期 平成28年4月1日 ただし、平成28年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成29年6月期以降の期末・勤勉手当の改定及び4については平成29年4月1日から実施すること。 6 扶養手当の月額等の特例措置 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、激変緩和を図るため、特例措置を講じること。	勧告どおり
46	29.10.10	650円 (0.19%)	改 定 額、率、計 562円 (0.16%) 給 料 月 額 555円 (0.16%) は ね 返 り 7円 (0.00%) 1 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定 2 初任給調整手当 支給限度額414,300円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 実施時期 平成29年4月1日 ただし、平成29年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成30年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成30年4月1日から実施すること。	勧告どおり
47	30.10.11	666円 (0.19%)	改 定 額、率、計 625円 (0.18%) 給 料 月 額 616円 (0.18%) は ね 返 り 9円 (0.00%) 1 給料表 初任給と若年層を中心として水準引上げ	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 初任給調整手当 支給限度額414,800円 3 宿日直手当 勤務1回に係る支給限度額を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（勤務時間が通常勤務の日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。 4 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.45月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げること。 5 実施時期 平成30年4月1日 ただし、平成30年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成31年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成31年4月1日から実施すること。	
48	令和元. 10. 8	495円 (0.14%)	改 定 額、率、計 453円 (0.13%) 給 料 月 額 442円 (0.13%) は ね 返 り 11円 (0.00%) 1 給料表 初任給と若年層の水準を引上げ 2 住居手当 手当の支給対象となる家賃額の下限を月額16,000円とし、手当額の上限を月額28,000円とすること。 3 実施時期 平成31年4月1日 ただし、2については令和2年4月1日から実施すること。 4 住居手当の支給に関する経過措置 令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、2の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、段階的に住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。	勧告どおり
49	2.11.2	—	勧告（期末・勤勉手当の改定）なし	
	2.12.1	△76円 (△0.02%)	勧告（給料表の改定）なし	
50	3.10.5	△27円 (△0.01%)	1 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.30月分となるよう、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げること。 2 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日から実施すること。ただし、令和4年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については、令和4年4月1日から実施すること。	勧告どおり ただし、令和3年12月期の期末手当については、令和4年6月期の期末手当において調整額を減ずる特例措置を実施

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
51	4.10.4	860円 (0.25%)	改 定 額、率、計 833円 (0.24%) 給 料 月 額 811円 (0.23%) は ね 返 り 22円 (0.01%) 1 給料表 初任給と若年層の水準を引上げ 2 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、勤勉手当 の支給割合を0.10月分引き上げること。 3 実施時期 令和4年4月1日 ただし、令和4年12月期の期末・勤勉手当の改 定についてはこの勧告を実施するための条例公布 の日から、令和5年6月期以降の期末・勤勉手当 の改定については令和5年4月1日から実施する こと。	

5 国及び県の一般職員の給与改定状況

年次	人 事 院					県 人 事 委 員 会								
	回	勧告 月日	改定額	改定率	実施 時期	回	勧告 月日	給 料		諸手当等		計		実施 時期
								改善額	配分率	改善額	配分率	改善額	配分率	
昭和47年	24	8.15	8,907	10.68	4.1	1	11.15	7,872	11.07	1,005	1.41	8,832	12.48	5.15
48年	25	8.9	14,493	15.39	4.1	2	9.14	12,311	13.42	1,757	1.91	14,068	15.38	4.1
49年	26	7.26	31,114	29.64	4.1	3	8.20	25,302	26.88	3,144	3.34	28,446	30.22	4.1
50年	27	8.13	15,177	10.85	4.1	4	9.30	13,113	9.54	1,375	1.00	14,508	10.54	7.1
51年	28	8.1	11,014	6.94	4.1	5	11.1	4,528	2.90	992	0.63	5,520	3.53	4.1
52年	29	8.9	12,005	6.92	4.1	6	11.1	10,539	6.29	1,135	0.67	11,674	6.96	4.1
53年	30	8.11	7,269	3.84	4.1	7	10.23	6,019	3.30	1,019	0.56	7,038	3.86	4.1
54年	31	8.1	7,737	3.70	4.1	8	11.1	6,302	3.19	1,040	0.53	7,342	3.72	4.1
55年	32	8.8	9,621	4.61	4.1	9	10.31	8,327	4.04	1,244	0.60	9,571	4.64	4.1
56年	33	8.7	11,528	5.23	4.1	10	11.2	10,035	4.67	499	0.23	10,534	4.90	4.1
57年	34	8.6	10,715	4.58	4.1	11	11.2	9,539	4.04	1,229	0.52	10,768	4.56	
		*1	0	0	見送り			0	0.00	0	0.00	0	0.00	見送り
58年	35	8.5	15,230	6.47	4.1	12	10.24	13,636	5.70	1,804	0.75	15,440	6.45	4.1
		*1	不明	2.03	一部			4,272	1.78	704	0.30	4,976	2.08	一部
59年	36	8.1	15,541	6.44	4.1	13	10.17	13,844	5.71	1,617	0.66	15,461	6.37	4.1
		*1	不明	3.37	一部			7,204	2.97	992	0.41	8,196	3.31	一部
60年	37	8.7	14,312	5.74	4.1	14	10.28	11,831	4.64	960	0.37	12,791	5.01	4.1
		*1												7.1
61年	38	8.12	6,096	2.31	4.1	15	10.15	5,708	2.09	506	0.18	6,214	2.27	4.1
62年	39	8.6	3,985	1.47	4.1	16	10.19	3,720	1.30	405	0.14	4,125	1.44	4.1
63年	40	8.4	6,470	2.35	4.1	17	10.18	6,098	2.07	722	0.25	6,820	2.32	4.1
平成元年	41	8.4	8,777	3.11	4.1	18	10.9	8,459	2.77	572	0.19	9,031	2.96	4.1
2年	42	8.7	10,728	3.67	4.1	19	10.19	10,380	3.26	482	0.15	10,862	3.41	4.1
3年	43	8.7	11,244	3.71	4.1	20	10.11	10,678	3.21	947	0.28	11,625	3.49	4.1
4年	44	8.7	9,072	2.87	4.1	21	10.9	8,257	2.34	865	0.24	9,122	2.58	4.1
5年	45	8.3	6,286	1.92	4.1	22	10.7	6,248	1.70	967	0.26	7,215	1.96	4.1
6年	46	8.2	3,975	1.18	4.1	23	10.6	3,953	1.04	517	0.14	4,470	1.18	4.1
7年	47	8.1	3,097	0.90	4.1	24	10.5	2,812	0.72	342	0.08	3,154	0.80	4.1
8年	48	8.1	3,367	0.95	4.1	25	10.4	3,005	0.77	315	0.08	3,320	0.85	4.1
9年	49	8.4	3,632	1.02	4.1	26	10.3	3,145	0.80	520	0.13	3,665	0.93	4.1
10年	50	8.12	2,785	0.76	4.1	27	10.5	2,254	0.58	527	0.13	2,781	0.71	4.1
11年	51	8.11	1,054	0.28	4.1	28	10.5	875	0.22	13	0.00	888	0.23	4.1
12年	52	8.15	434	0.12	4.1	29	10.4	0	0.00	488	0.12	488	0.12	4.1
13年	53	8.8	313	0.08	4.1	30	10.5	0	0.00	188	0.05	188	0.05	4.1
14年	54	8.8	△7,770	△ 2.03	12.1 *2	31	10.7	△6,962	△1.77	△498	△0.13	△7,460	△1.90	15.1.1 *2

年次	人 事 院					県 人 事 委 員 会								
	回	勧告 月日	改定額	改定率	実施 時期	回	勧告 月日	給 料		諸手当等		計		実施 時期
								改善額	配分率	改善額	配分率	改善額	配分率	
			円	%				円	%	円	%	円	%	
15年	55	8.8	△ 4,054	△ 1.07	11.1 _{*2}	32	9.26	△3,691	△0.96	△239	△0.07	△3,930	△1.03	12.1 _{*2}
16年	56	8.9	—	—	12.1	33	10.6	—	—	—	—	—	—	*3
17年	57	8.15	△ 1,389	△ 0.36	12.1 _{*2、*4}	34	10.6	△ 1,101	△ 0.29	△ 180	△ 0.05	△ 1281	△ 0.34	12.1 _{*2、*4}
18年	58	8.8	—	—	*5	35	10.5	—	—	—	—	—	—	*6
19年	59	8.8	1,352	0.35	4.1	36	10.12	394	0.11	327	0.09	721	0.20	4.1
20年	60	8.11	—	—	—	37	10.9	—	—	—	—	—	—	—
21年	61	8.11	△ 863	△ 0.22	12.1 _{*2}	38	10.8	△ 612	△ 0.17	△ 11	0.00	△ 623	△ 0.17	12.1 _{*2}
22年	62	8.10	△ 757	△ 0.19	12.1 _{*2}	39	10.7	△ 343	△ 0.11	△ 159	△ 0.04	△ 502	△ 0.14	12.1 _{*2}
23年	63	9.30	△ 899	△ 0.23	12.1 _{*2}	40	11.1	△ 728	△ 0.21	△ 10	0.00	△ 738	△ 0.21	12.1 _{*2}
24年	64	8.8	—	—	*7	41	10.11	0	0.00	△ 711	△ 0.20	△ 711	△ 0.20	*8
25年	65	8.8	—	—	*7	42	10.8	—	—	—	—	—	—	—
26年	66	8.7	1,090	0.27	4.1	43	10.7	1138	0.33	27	0.01	1165	0.34	4.1 _{*9}
27年	67	8.6	1,469	0.36	4.1	44	10.13	614	0.18	14	0.00	628	0.18	4.1
28年	68	8.8	708	0.17	4.1	45	10.11	626	0.18	11	0.00	637	0.18	4.1
29年	69	8.8	631	0.15	4.1	46	10.10	555	0.16	7	0.00	562	0.16	4.1
30年	70	8.10	655	0.16	4.1	47	10.11	616	0.18	9	0.00	625	0.18	4.1
令和元年	71	8.7	387	0.09	4.1	48	10.8	442	0.13	11	0.00	453	0.13	4.1
2年	72	10.7	—	—	—	49	11.2	—	—	—	—	—	—	—
3年	73	8.1	—	—	—	50	10.5	—	—	—	—	—	—	—
4年	74	8.8	921	0.23	4.1	51	10.4	811	0.23	22	0.01	833	0.24	4.1

- *1 上下段に分かれている年は、上段が勧告内容、下段が実施状況
- *2 マイナス勧告については、勧告を実施した年の4.1に年間調整を実施
- *3 通勤手当の改定はH17.4.1、任期付研究員等の給料月額に係る上限の改定はH16.12.28
- *4 給与構造改革に係る改定等はH18.4.1
- *5 俸給の特別調整額及び扶養手当の改定はH19.4.1
- *6 管理職手当の定額化等の改定はH19.4.1、特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)適用者に係る地域手当(医師等の特例措置)の導入についてはH19.3.30
- *7 昇給・昇格制度改正についてはH25.1.1、昇給回復についてはH25.4.1
- *8 持家に係る住居手当の支給廃止はH25.1.1、経過措置額の廃止等についてはH25.4.1
- *9 給与制度の総合的見直しをH27.4.1から実施。経過措置はH30.3.31まで(ただし、平成29年度に知事において終期を1年延長しH31.3.31限りとした。)

6 初任給の推移

年月	県内民間企業初任給			県行政職職員初任給					
	大学卒 (円)	短大卒 (円)	高校卒 (円)	上級		中級		初級	
				等級	(円)	等級	(円)	等級	(円)
昭和47年 8月	45,038	37,800	36,840	(6-1)	45,300	(7-5)	39,900	(7-3)	37,500
48年	54,089	47,199	43,137	(6-1)	53,500	(7-5)	47,500	(7-3)	44,800
49年	69,661	59,750	55,931	(6-1)	70,000	(7-5)	62,500	(7-3)	59,200
50年	76,483	64,000	60,352	(6-1)	77,300	(7-5)	69,700	(7-3)	66,000
51年	80,004	注2	68,408	(6-1)	82,500	(7-5)	74,300	(7-3)	70,300
52年	89,591	注2	78,693	(6-1)	88,000	(7-5)	79,300	(7-3)	74,900
53年	93,330	88,833	78,271	(6-1)	90,500	(7-5)	81,400	(7-3)	76,600
54年	101,426	89,574	80,459	(6-1)	93,200	(7-5)	83,900	(7-3)	78,900
55年	103,407	101,106	80,573	(6-1)	97,000	(7-5)	87,200	(7-3)	82,000
56年	100,856	84,560	84,162	(6-1)	101,900	(7-5)	91,500	(7-3)	85,900
57年	107,962	95,061	91,569	(6-1)	101,900	(7-5)	91,500	(7-3)	85,900
58年	112,519	99,280	99,185	(6-1)	104,000	(7-5)	93,400	(7-3)	87,700
59年	115,916	101,379	96,525	(6-1)	107,500	(7-5)	96,600	(7-3)	90,700
				級号給		級号給		級号給	
60年	122,261	103,798	99,087	(2-1)	113,200	(1-4)	101,700	(1-2)	95,500
61年	127,943	109,056	99,551	(2-1)	115,900	(1-4)	104,100	(1-2)	97,800
62年	133,191	110,374	107,080	(2-1)	117,900	(1-4)	105,900	(1-2)	99,500
63年	137,645	116,237	101,772	(2-1)	121,100	(1-4)	108,800	(1-2)	102,200
平成元年	146,241	120,653	113,704	(2-1)	126,300	(1-4)	113,500	(1-2)	106,600
2年	141,534	117,591	105,340	(2-2)	143,100	(1-5)	125,600	(1-3)	117,300
3年	153,032	123,166	112,588	(2-2)	153,700	(1-5)	133,800	(1-3)	124,900
4年	167,093	132,991	128,199	(2-2)	161,400	(1-5)	141,000	(1-3)	131,900
5年	168,274	133,286	134,045	(2-2)	164,900	(1-5)	144,200	(1-3)	134,900
6年	170,380	136,947	138,850	(2-2)	167,200	(1-5)	145,900	(1-3)	136,500
7年	169,475	138,758	143,735	(2-2)	169,000	(1-5)	147,400	(1-3)	137,900
8年	168,820	137,681	137,222	(2-2)	171,000	(1-5)	148,900	(1-3)	139,300
9年	172,391	140,528	147,013	(2-2)	173,000	(1-5)	150,500	(1-3)	140,700
10年	170,090	139,038	142,826	(2-2)	174,200	(1-5)	151,600	(1-3)	141,700
11年	172,053	148,110	147,179	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
12年	176,131	142,439	154,348	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
13年	168,251	146,177	149,833	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
14年	179,425	138,820	140,945	(2-2)	171,500	(1-5)	149,200	(1-3)	139,500
15年	179,358	142,971	141,581	(2-2)	170,700	(1-5)	148,500	(1-3)	138,800
16年	185,769	155,712	153,536	(2-2)	170,700	(1-5)	148,500	(1-3)	138,800
17年	174,735	136,741	154,638	(2-2)	170,200	(1-5)	148,000	(1-3)	138,400
18年	175,979	139,129	143,581	(1-25)	170,200	(1-15)	151,000	(1-5)	138,400
19年	178,333	153,102	139,724	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
20年	170,755	142,271	147,968	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
21年	175,389	146,230	144,618	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
22年	170,634	140,153	142,523	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
23年	173,780	141,385	144,287	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
24年	167,493	140,810	146,464	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
25年	166,040	141,616	141,771	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
26年	169,372	142,770	139,002	(1-25)	174,200	(1-15)	154,800	(1-5)	142,100
27年	169,307	139,040	139,576	(1-25)	176,700	(1-15)	157,300	(1-5)	144,600
28年	177,493	145,150	145,001	(1-25)	178,200	(1-15)	158,800	(1-5)	146,100
29年	176,999	154,709	149,121	(1-25)	179,200	(1-15)	159,800	(1-5)	147,100
30年	175,149	146,510	142,127	(1-25)	180,700	(1-15)	161,300	(1-5)	148,600
31年	170,711	145,277	144,527	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
令和2年	185,213	159,064	157,736	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
3年	182,091	155,584	156,580	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
4年	179,170	166,634	146,568	(1-25)	185,200	(1-15)	167,100	(1-5)	154,600

注1 : 「県内民間企業初任給」は民間給与実態調査結果（平成17年までは企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上、平成18年からは企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県下の民間事業所を対象に調査）における新卒事務員・技術者の平均初任給である。

注2 : 昭和51年及び52年の県内民間企業初任給のうち、短大卒については調査対象がいなかった。

注3 : 昭和60年7月に等級制から級制に見直しが行われた。

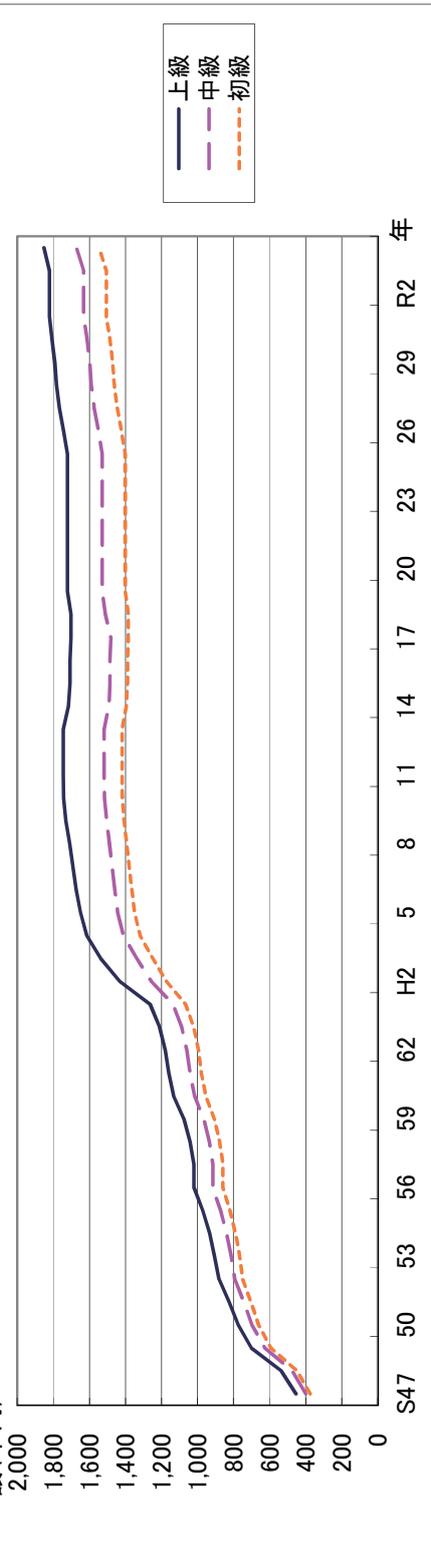
注4 : 平成18年に級構成の再編及び号給構成の見直しが行われた。

初任給基準の変遷（昭和47年以降）

期	職 種 等		行 政 職		公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(2)		医療職(3)		
	間	初 級	中 級	初 級	初 級	船 員 (高校卒)	助 手 (大学卒)	教 諭 (大学卒)	教 諭 (大学卒)	上 級	医 大 卒	薬 劑 師 (大学卒)	栄 養 士 (短大卒)	保 健 師 (大学卒)	看 護 師 (短大3卒)
15. 4. 1～	17. 3. 31	170,700	148,500	138,800	156,700	161,400	202,800	191,100	191,100	183,500	235,900	176,600	151,300	196,600	187,300
17. 4. 1～	18. 3. 31	170,200	148,000	138,400	156,200	160,900	202,200	190,500	190,500	183,000	235,200	176,100	150,800	196,000	186,700
18. 4. 1～	19. 3. 31	172,200	152,800	140,100	158,100	162,900	204,600	192,800	192,800	185,100	237,700	178,200	156,000	201,100	188,900
24. 4. 1～	25. 3. 31	172,200	152,800	140,100	158,100	162,900	204,600	192,800	192,800	185,100	237,700	200,800	156,000	201,100	188,900
25. 4. 1～	26. 3. 31	172,200	152,800	140,100	161,500	162,900	204,600	192,800	192,800	185,100	237,700	200,800	156,000	201,100	188,900
26. 4. 1～	27. 3. 31	174,200	154,800	142,100	163,800	165,200	207,000	195,100	195,100	187,200	240,100	202,700	158,100	203,400	191,300
27. 4. 1～	28. 3. 31	176,700	157,300	144,600	166,700	168,200	210,000	197,900	197,900	189,800	243,300	205,300	160,700	206,300	194,200
28. 4. 1～	29. 3. 31	178,200	158,800	146,100	168,400	169,900	211,700	199,500	199,500	191,400	245,200	206,800	162,200	208,000	195,900
29. 4. 1～	30. 3. 31	179,200	159,800	147,100	169,500	171,100	212,900	200,600	200,600	192,500	246,400	207,800	163,200	209,200	197,100
30. 4. 1～	31. 3. 31	180,700	161,300	148,600	171,200	172,900	214,600	202,300	202,300	194,000	247,900	209,000	164,700	210,900	198,800
平成31. 4. 1～	令和 3. 3. 31	182,200	163,100	150,600	173,400	175,200	216,400	204,000	204,000	195,600	249,800	210,500	166,400	212,600	200,700
令和 4. 4. 1～		185,200	167,100	154,600	178,000	179,900		207,400	207,400	198,800	253,600	213,600	170,500	216,000	204,900

注 1 医療職(1)の「医大卒」は平成2年4月から「新大6卒」となる。
 2 医療職(2)の薬剤師「大学卒」については、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により平成24年4月から「大学6卒」となる。
 3 金額の上記のものは、(等)級号給を示す。
 4 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年3月及び令和4年3月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

初任給の推移



7 民間における職種別給与の推移

(円)

年	職種別	部長		課長		係長		係員	
		事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術
昭和47年		146,381	147,526	106,989	104,646	92,544	91,525	56,058	78,683
48年		166,404	185,529	122,302	123,094	99,298	98,855	63,168	86,989
49年		198,238	197,725	139,951	154,761	115,714	120,316	77,812	103,823
50年		232,564	229,173	184,239	194,546	156,056	180,526	98,174	132,917
51年		276,667	274,447	212,996	223,216	170,678	188,569	112,224	149,760
52年		291,533	296,677	239,936	249,368	193,268	206,311	125,440	165,190
53年		312,914	287,793	254,948	252,963	213,337	233,128	136,224	186,410
54年		314,064	312,090	279,228	280,032	234,007	252,467	143,491	189,449
55年		327,149	355,402	289,982	289,467	240,357	272,094	148,457	200,404
56年		367,311	366,437	317,930	312,349	248,918	296,030	158,980	211,829
57年		399,899	406,039	339,649	348,253	269,751	303,568	166,452	213,028
58年		419,551	431,327	355,340	365,521	273,079	311,799	174,654	220,340
59年		424,512	447,496	357,963	376,381	271,868	348,620	176,782	225,836
60年		515,946	459,653	365,084	395,472	282,046	365,815	178,173	241,639
61年		473,011	437,691	387,377	405,106	337,850	315,426	180,850	224,783
62年		553,730	485,946	406,134	447,572	316,137	352,997	187,392	236,090
63年		480,020	465,229	406,184	442,980	309,711	351,798	196,629	254,391
平成元年		498,176	476,745	411,902	478,650	340,637	367,464	210,308	276,482
2年		523,324	529,172	458,057	502,654	340,709	380,694	223,293	278,075
3年		587,840	503,752	471,221	525,213	404,920	424,847	219,176	264,171
4年		519,479	548,865	436,478	500,773	384,684	481,060	219,249	279,989
5年		576,473	579,870	500,413	526,614	404,875	486,660	230,089	286,136
6年		531,378	606,347	512,536	603,183	418,225	505,514	231,450	281,556
7年		643,670	654,327	526,222	604,934	442,022	492,953	244,796	312,303
8年		561,879	560,706	482,952	593,758	421,419	525,698	231,842	298,356
9年		759,152	575,048	545,533	623,382	447,172	537,368	245,000	308,279
10年		610,650	554,057	513,619	614,437	436,882	574,088	249,537	298,105
11年		670,876	581,427	528,412	609,724	356,436	556,473	242,160	299,397
12年		590,797	543,359	517,315	595,304	413,505	540,751	246,554	316,487
13年		659,656	563,966	565,651	607,557	390,279	530,667	235,071	300,527
14年		633,768	568,549	457,117	627,480	378,554	509,946	233,307	276,673
15年		566,793	541,125	563,714	620,583	380,911	508,375	217,387	277,014
16年		559,502	538,627	509,323	559,779	364,800	421,496	237,562	263,380
17年		609,774	626,346	439,768	586,204	342,039	450,093	235,868	277,417
18年		579,881	508,020	443,880	414,306	334,850	393,264	218,844	239,978
19年		540,884	527,992	461,090	502,191	344,106	455,794	226,559	283,499
20年		588,846	535,723	460,006	477,386	335,962	407,997	220,627	247,133
21年		536,121	489,592	421,660	446,392	338,853	427,666	244,062	282,007
22年		560,406	527,465	444,381	461,129	350,647	427,811	234,420	267,295
23年		547,708	552,919	439,722	445,547	338,339	430,671	227,363	259,973
24年		581,531	573,543	441,397	476,748	319,694	427,480	231,244	272,369
25年		551,037	515,424	444,459	444,878	320,691	399,692	225,735	260,842
26年		544,183	497,559	444,537	472,826	320,245	400,322	228,170	249,453
27年		507,396	492,192	443,691	453,999	336,835	404,376	226,585	246,034
28年		558,570	509,004	460,150	482,161	347,072	405,739	230,680	270,015
29年		567,150	479,706	490,924	463,883	343,032	387,329	231,058	264,064
30年		573,247	506,253	466,357	510,217	330,306	340,803	231,838	259,829
31年		537,507	501,392	469,896	477,853	328,438	319,934	229,707	256,239
令和2年		546,888	539,695	495,423	542,012	316,758	356,459	229,676	263,556
3年		540,557	508,296	474,609	540,291	316,413	409,327	222,619	254,349
4年		579,085	534,520	511,815	480,164	327,188	336,917	229,205	259,552

8 諸手当の推移

(1) 初任給調整手当

(円)

区分 適用年月日	医 師 等	獣 医 師 (と畜検査又は狂 犬病予防従事者)	理工系職員	法文系職員
昭和47. 5. 15	100,000	5,000(48. 6. 1適用)	5,000	制定時1,000円だったが、s47. 12. 22廃止
48. 10. 1	110,000	8,000	8,000	
49. 4. 1	130,000	8,000	8,000	
50. 7. 1	140,000	8,000	8,000	
51. 4. 1	150,000	8,000	8,000	
52. 4. 1	160,000	8,000	8,000	
53. 4. 1	170,000	8,000	1,500(53. 12. 14適用)	
54. 4. 1	185,000	8,000	1,500	
55. 4. 1	195,000	8,000	1,500	
56. 4. 1	205,000	8,000	1,500	
58. 4. 1	209,500	8,000	1,500	
59. 4. 1	217,600	8,000	1,500	
60. 7. 1	230,000	8,000	1,500	
61. 4. 1	235,000	8,000	1,500	
62. 4. 1	239,000	8,000	1,500	
63. 4. 1	246,000	8,000	1,500	
平成元. 4. 1	255,000	8,000	1,500	
2. 4. 1	265,000	8,000	1,500	
3. 4. 1	276,000	8,000	1,500	
4. 4. 1	285,000	8,000	1,500	
5. 4. 1	294,000	8,000	1,500	
6. 4. 1	299,000	8,000	1,500	
7. 4. 1	302,900	8,000	1,500	
8. 4. 1	307,500	8,000	1,500	
9. 4. 1	312,200	8,000	1,500	
10. 4. 1	316,400	8,000	1,500	
15. 1. 1	311,400	8,000	1,500	
15. 12. 1	307,900	8,000	1,500	
17. 4. 1	307,900	8,000	廃止	
17. 12. 1	306,900	8,000		
21. 4. 1	410,900	8,000		
24. 4. 1	410,900	30,000		
26. 4. 1	412,200	30,000		
27. 4. 1	413,300	30,000		
28. 4. 1	413,800	30,000		
29. 4. 1	414,300	30,000		
30. 4. 1	414,800	30,000		

(2) 扶養手当 (平成 28 年度まで)

(円)

適用年月日	扶養親族で ある配偶者	扶養親族である子、父母等					特定期間に ある子に係 る加算額	備考	
		1 人目			2 人目	3 人目 以下			
		配偶者が養 親族である	配偶者が養 親族でない	配偶者が ない					
昭和 47. 5. 15	2,400	800		1,600	800	400	—	児童手当との調整	
48. 4. 1	3,500	1,000		2,500	1,000	400	—	扶養順位制導入	
49. 4. 1	5,000	1,500		3,500	1,500	400	—		
50. 4. 1	6,000	2,000		4,000	2,000	400	—		
51. 4. 1	7,000	2,200		4,500	2,200	1,000	—		
52. 4. 1	8,000	2,300		5,000	2,300	1,000	—		
53. 4. 1	9,000	2,700		5,500	2,700	1,000	—		
54. 4. 1	10,000	3,000		6,500	3,000	1,000	—		
55. 4. 1	11,000	3,500		7,500	3,500	1,000	—		
56. 4. 1	11,600	3,500		8,000	3,500	1,000	—		
57. 4. 1	11,600	3,500		8,000	3,500	1,000	—		
58. 4. 1	12,300	3,800		8,300	3,800	1,000	—		
59. 4. 1	13,200	4,200		8,900	4,200	1,000	—		
60. 7. 1	14,000	4,500		9,500	4,500	1,000	—		
61. 4. 1	15,000	4,500		10,000	4,500	1,000	—		
62. 4. 1	15,000	4,500		10,000	4,500	1,000	—		
63. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		
平成元. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		(注) 2
2. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		児童手当との 調整を廃止 (注) 3
3. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	—		
4. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	—		
5. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	1,000		
6. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	2,000		
7. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	2,500		
8. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	3,000		
9. 4. 1	16,000	5,500	6,500	11,000	5,500	1,000	4,000		
10. 4. 1	16,000	5,500	6,500	11,000	5,500	1,000	5,000		
12. 4. 1	16,000	6,000	6,500	11,000	6,000	3,000	5,000		
15. 4. 1	14,000	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
15. 12. 1	13,500	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
17. 12. 1	13,000	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
19. 4. 1	13,000		6,500	11,000		6,500	5,000		

(注) 1. 昭和 49 年 4 月 1 日前の「扶養親族である子、父母等」欄の手当額は子についてのものであり、父母等については「3 人目以下」の手当額と同額であった。

2. 子、孫、弟妹に係る扶養手当の支給年齢の上限は、当初満 18 歳未満であり、その後、支給期間を平成元年 4 月 1 日以降は満 18 歳の年度末、平成 4 年 4 月 1 日以降は満 22 歳の年度末に改定した。

3. 「特定期間にある子」とは、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子をいう。

(2) 扶養手当（平成 29 年度以降）

(円)

適用年月日	扶養親族である配偶者			扶養親族である子	扶養親族である父母等			配偶者がいない場合の一人目		特定期間にある子に係る加算額	備考
	行政職 7 級相当まで	行政職 8 級相当	行政職 9 級相当		行政職 7 級相当まで	行政職 8 級相当	行政職 9 級相当	扶養親族である子	扶養親族である父母等		
～29. 3. 31	13,000	13,000	13,000	6,500	6,500	6,500	6,500	11,000	11,000	5,000	
29. 4. 1	10,000	10,000	10,000	8,000	6,500	6,500	6,500	10,000	9,000	5,000	
30. 4. 1	6,500	6,500	6,500	10,000	6,500	6,500	6,500	-	-	5,000	
31. 4. 1	6,500	3,500	3,500	10,000	6,500	3,500	3,500	-	-	5,000	
令和2. 4. 1	6,500	3,500	-	10,000	6,500	3,500	-	-	-	5,000	

※「特定期間にある子」とは、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子をいう。

(3) 住居手当

(円)

区分 適用年月日	借家・借間居住者				自宅居住者	
	基礎控除額	全額支給 限度額	2分の1加算 の限度額	最高支給 限度額	新築・購入 5年未満	新築・購入 5年以上
昭和 47. 5. 15	3,000	—	3,000	3,000	—	—
48. 10. 1	4,000	3,000	2,000	5,000	—	—
49. 4. 1	4,000	6,000	2,000	8,000	2,500	1,000
50. 7. 1	5,000	6,000	3,000	9,000	2,500	1,000
51. 4. 1	5,000	7,000	3,500	10,500	2,500	1,000
52. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000
53. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000
54. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
55. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
56. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
57. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
58. 4. 1	9,000	7,500	6,800	14,300	2,500	1,000
59. 4. 1	9,000	7,500	7,200	14,700	2,500	1,000
60. 4. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000
61. 4. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000
62. 4. 1	11,000	9,500	8,500	18,000	2,500	1,000
63. 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000
平成元 . 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000
2. 4. 1	11,000	10,000	11,500	23,000	2,500	1,000
3. 4. 1	11,000	10,000	13,000	23,000	2,500	1,000
4. 4. 1	12,000	11,000	15,000	26,000	2,500	1,000
5. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	1,000
6. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	
9. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	3,000	
19. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	
25. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	廃止	
令和 2. 4. 1	16,000	11,000	17,000	28,000	—	

(注) 平成8年1月1日より、単身赴任手当受給職員で、配偶者などが居住する借家・借間の家賃を支払っている者に対して、住居手当の月額2分の1相当額を支給している。

(4) 通勤手当

適用 年月日	区分	交通機関等利用者																備考		
		全額支給 限度額	1 / 2 加算 限度額	最高支給 限度額	2 km以上 6 km未満	6 km以上 12km未満	12km以上	12km以上 18km未満	18km以上 25km未満	25km以上	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上						
昭和 47. 5. 15		4,000	2,000	6,000	1,000	1,500	2,400													
48. 10. 1		5,000	2,000	7,000	1,100	1,500	2,500													
49. 4. 1		8,000	4,000	12,000	1,300	2,300		3,600	4,300	5,000										
50. 7. 1		10,000	5,000	15,000	1,600	2,800		4,200	4,900		5,600	6,300	7,000	7,700						
51. 4. 1		12,500	5,000	17,500	1,700	3,000		4,600	5,300		6,000	6,700	7,400	8,100						
52. 4. 1		14,000	5,500	19,500	2,000	3,400		5,300	6,100		6,900	7,700	8,500	9,300						

適用 年月日	区分	交通機関等利用者																		備考		
		全額支給 限度額	1 / 2 加算 限度額	最高支給 限度額	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km 以上 55km 未満	55km 以上 60km 未満	60km 以上 65km 未満	65km 以上 70km 未満	70km 以上			
53. 4. 1		15,000	1 / 2 制限 無し	最高 支給 限度 無し	2,000	3,600	5,600	6,900	8,700	9,700	10,500	11,500								1 / 2 加算限度廃止		
54. 4. 1		15,000			2,000	3,600	5,600	7,700	9,600	10,400	11,500	12,500										
55. 4. 1		16,000			2,000	3,600	6,100	8,400	10,400	11,300	12,500	13,300										
56. 4. 1		17,000			2,000	3,600	6,100	8,900	10,900	11,800	13,000	14,300										
58. 4. 1		17,600			2,000	3,900	6,400	9,300	11,400	13,400	15,800	18,200										
59. 4. 1		18,300			2,000	4,100	6,600	9,600	11,800	13,900	16,300	18,800										
60. 7. 1		20,000			2,000	4,100	6,600	9,600	11,800	13,900	16,300	18,800										
62. 4. 1		21,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700										
平成元年 . 4. 1		30,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700	22,700	24,500	27,100	30,000						
3. 4. 1		40,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700	22,700	24,500	27,100	30,000						
7. 4. 1		40,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000			
8. 4. 1		45,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000	(注) 1		
16. 4. 1		55,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000			
17. 4. 1		55,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000	(注) 2		

(注) 1. 平成 8 年 1 月 1 日より、異動に伴い通勤困難になった職員で、高速自動車国道等を利用することにより通勤事情が相当程度改善するものについてはその通勤に要する特別料金等の 1 / 2 相当の額（上限 2 万円）を支給している。

2. 平成 17 年 4 月 1 日より、普通交通機関等利用者に係る通勤手当について、6 箇月定期券等の低廉な価額により一括支給するため、定期券の最長通用期間に相当する期間を支給単位期間として設定し、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額（運賃等相当額）を通勤手当として一括支給している。この場合、1 箇月当たりの運賃等相当額が 55,000 円を超える場合には、1 箇月当たりの運賃等相当額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額を 1 箇月当たりの運賃等相当額とする。なお、自動車等に係る通勤手当については、支給単位期間は 1 箇月である。

(5) 単身赴任手当

①平成2年4月1日～平成5年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 1000km未満	1,000km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	15,000円	18,000円
(基礎額) 20,000円				

②平成5年4月1日～平成6年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 1000km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	23,000円	26,000円	29,000円
(基礎額) 20,000円							

③平成6年4月1日～平成10年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 200km未満	200～ 300km未満	300～ 400km未満	400～ 500km未満	900～1,100km 未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	23,000円	26,000円	29,000円
(基礎額) 20,000円							

④平成10年4月1日～平成19年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 200km未満	200～ 300km未満	300～ 400km未満	400～ 500km未満	900～1,100km 未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
(基礎額) (11.1.1) 20,000円							

⑤平成19年4月1日～平成27年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
(基礎額) 23,000円							

⑥平成27年4月1日～平成28年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500～ 2,000km未満	2,000～ 2,500km未満	2,500km 以上
6,000円	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	43,000円	48,000円	53,000円	58,000円
(基礎額) 30,000円									

⑦平成28年3月31日～

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500～ 2,000km未満	2,000～ 2,500km未満	2,500km 以上
8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円	46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円
(基礎額) 30,000円									

(6) 特殊勤務手当（平成18年度まで）

	昭47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度				
伝染病予防手当	1日につき 100円		(49.10.1) 130円		(52.4.1) 130円 170円	(53.4.1) 210円	(53.4.1) 210円														(4.4.1) 290円																		
夜間看護等手当	1回につき 300円・350円 240円・280円	(48.4.1) 1,500円 1,200円			(52.4.1) 1,700円 1,360円	(53.4.1) 1,900円 1,520円	(55.4.1) 2,000円 1,600円		(元4.1) 2,300円	(5.4.1) 4時間以上2,600円 3～4時間2,300円 2時間未満1,600円											(5.4.1) 3,200円 2,800円 2,000円		(9.4.1) 3,300円 2,900円										(17.4.1) 看護 4時間以上3,300円 師等 2～4時間2,900円 2時間未満2,000円 医師 1,620円	(18.2.3) 深夜全部6,800円 4時間以上3,300円 2～4時間2,900円 2時間未満2,000円	(18.4.1) 削除				
種雄牛等取扱手当	1日につき 100円					(53.4.1) 210円	(55.4.1) 230円																												(7.4.1) 種雄牛馬取扱手当 →種雄牛取扱手当	(8.4.1) 種雄牛取扱手当 →種雄牛等取扱手当			
用地等交渉手当	1日につき 130円		(49.10.1) 200円			(53.4.1) 300円	(57.4.1) 400円		(63.4.1) 500円 (6時以降300円加算)														(7.4.1) 600円 (6時以降400円加算) 第2号新設 14,200円																
刑事作業手当	(1) 私服	1日につき 150円			(51.1.1) 260円	(53.4.1) 330円															(4.4.1) 410円														(13.4.1) 560円				
	(2) 看守	1日につき 80円			(51.1.1) 140円	(55.4.1) 180円																																	
	(3) 護送	1日につき 80円			(51.1.1) 150円	(55.4.1) 190円																																	
	(4) 鑑識	1日につき 100円			(51.1.1) 180円	(53.1.1) (現)300円 (内)220円																(4.4.1) (現)380円 (内)280円																	
	(5) 交整	1日につき 30円			(51.1.1) 200円	(53.1.1) 250円																(53.1.1) 250円		(8.4.1) 高速道路の場合を追加 460円											(17.4.1) 510円 840円				
	(6) 白バイ	1日につき 150円			(51.1.1) 260円	(53.1.1) 330円																(4.4.1) 410円																	
	(7) バト	1日につき 130円			(51.1.1) 200円	(53.1.1) 250円																(4.4.1) 310円																	
	(8) 警ら(外)	1日につき 120円			(51.1.1) 200円																	(4.4.1) 250円																	
	(9) 術科	1日につき 95円			(51.1.1) 160円	(55.4.1) 200円																																	
	(10) 警ら(機動隊)	1日につき 120円			(51.1.1) 200円																																(17.4.1) 削除		
	(11) 爆発取	1日につき 100円			(51.1.1) 180円	(55.4.1) 220円																																	
	(12) 死体	1日につき 150円			(51.1.1) 300円	(53.1.1) 500円		(61.4.1) 500円 1,000円														(4.4.1) 620円 1,240円		(8.4.1) 1,100円 2,200円	(10.4.1) 1,100円但し場合に応じ ア2,200円 イ2,200円 ウ2,500円														
	(13) 指令室	1日につき 80円			(51.1.1) 140円	(53.1.1) 170円																																	
	(14) 路上		(48.4.1新設) 1日につき 80円		(51.1.1) 140円	(55.4.1) 170円																																	
	(15) 端末機				(51.1.1新設) 1日につき 100円	(55.4.1) 120円																															(17.4.1) 削除		
	(16) 渉外機動警ら				(51.1.1新設) 1日につき 260円	(55.4.1) 320円																(4.4.1) 400円															(17.4.1) 削除		
	(17) 爆発処理				(51.1.1新設) 1回につき 2,000円	(53.1.1) 3,000円		(59.4.1) 3,300円														(4.4.1) 4,600円		(8.4.1) 実験作業の場合を追加 460円															
	(18) 通訳				(51.1.1) 1日につき 200円	(55.4.1) 1日につき 250円																																	

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平成 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
刑事 作業 手当	(19) 呼出									(55. 4. 1) 新設 1 回につき 500 円 3 時間以上 1,000 円										(4. 4. 1) 620 円 1,240 円															
	(20) 潜水作業											(59. 4. 1) 新設 1 時間あたり 240 円 600 円 1,200 円										(6. 4. 1) 310 円 780 円 1,500 円													
	(21) 救難救助及び そのための訓 練の作業									(56. 1. 5 新設) 1 回につき 500 円 訓練時 350 円										(4. 4. 1) 840 円 580 円					(9. 4. 1) 「特別の場合」追加 1,680 円					(13. 4. 1) 「訓練時」削除					
	(22) 銃器犯罪 捜査従事作業																					(9. 4. 1) 1 日につき 現場逮捕 1,200 円 逮捕 800 円 固定配置 600 円 張付警戒 600 円													
	(23) 身辺警護作業																					(9. 4. 1) 1 日につき 640 円 1,150 円													
(24) ハブ等の 捕獲作業																					(9. 4. 1) 1 回につき 800 円														
高電圧作業	1 日につき 80 円							(53. 4. 1) 160 円										(4. 4. 1) 230 円																	
海上業務手当	1 日につき 140 円							(54. 4. 1) 200 円			(57. 4. 1) 230 円																								
ハブ取扱手当	1 日につき 100 円							(53. 4. 1) 210 円			(57. 4. 1) 230 円										(13. 4. 1) 削除														
夜間特殊業務手当	(48. 10. 1) 深夜全部 300 円 一部 200 円 2 時間未満 160 円							450 円 300 円 250 円			(53. 4. 1) 660 円 440 円 350 円			(55. 4. 1) 780 円 520 円 410 円			(元. 4. 1) 980 円 660 円 410 円																		
らい接触業務手当	1 日につき 100 円			(49. 10. 1) 100 円 2,500 円			(52. 4. 1) 100 円 2,500 円										(9. 4. 1) 削除																		
電子計算作業手当	1 日につき 60 円							(53. 4. 1) 100 円			(57. 4. 1) 120 円										(13. 4. 1) 削除														
巡回診療手当	1 日につき 医師等 3,000 円 その他 500 円			(49. 10. 1) 5,000 円 1,500 円																															
多学年学級 担当手当								(53. 4. 1) 210 円										(2. 4. 1) 290 円																	
通信教育 添削指導手当	1 通につき 30 円							(53. 4. 1) 50 円										(13. 4. 1) 削除																	
通信教育 面接指導手当	1 時間につき 500 円							(54. 4. 1) 1,500 円																											
兼務授業手当	授業 1 時間につき 500 円							(51. 4. 1) 500 円																											
暴風時手当	1 時間につき 250 円					(51. 4. 1) 500 円																													
舎監業務手当	1 回につき 1,000 円 1,500 円			(49. 4. 1) 2,000 円 2,500 円			(50. 4. 1) 追加 4 時間以内 1,200 円			(57. 4. 1) 削除																									
家畜保健衛生手当	1 月につき 4,500 円					(62. 4. 1) 7,000 円			(53. 4. 1) 9,150 円			(55. 4. 1) 10,970 円			(2. 4. 1) 13,200 円					(4. 4. 1) 15,000 円			(7. 4. 1) 16,000 円			(9. 4. 1) 16,800 円		(10. 4. 1) 17,500 円							
速記手当	1 月につき 4,000 円 (議会閉会中)2,000 円																				(9. 4. 1) 5,000 円 2,500 円					(13. 4. 1) 削除									

(6) 特殊勤務手当（平成18年度まで）

	昭47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
社会福祉手当	1月につき 4,000円	(49. 7. 1) 5,000円	(52.4.1) 7,000円	(53. 4. 1) 7,200円	(55. 4. 1) 7,600円															(4. 4. 1) 8,000円	(6. 4. 1) 8,800円	(8. 4. 1) 9,700円	(13. 4. 1) 勤務箇所及び職務に応じ、6,400円、12,800円												
職業訓練手当	1月につき 給料月額10/100																											(13. 4. 1) 上限を設定 40,000円							
定時制 夜間勤務手当	1月につき 1,000円 2,000円		(55. 4. 1) 事務長2,000円 その他4,000円																																
県外事務所 勤務手当	1月につき 給料月額30/100		(57. 4. 1) 15/100 経過措置：61年度まで毎年3/100ずつ漸減															(13. 4. 1) 削除 経過措置：平成17年度まで毎年3/100ずつ漸減																	
税務手当	S 47	S 49.10. 1～H 2. 9. 30																	H 2.10. 1～H 3. 9. 30			H 3.10.1～H 4. 9. 30			H 4.10. 1～H 13. 3. 31			H 13. 4. 1以降							
	5/100 10/100	10/100 15/100																	総務部 1級 9,000円 2級 10,000円 3級 12,500円 4級 17,000円 5級 19,500円 6級 22,500円 7級 24,000円 8級 25,750円 9級 26,750円 10級 28,500円			税務署 1級 9,000円 2級 10,000円 3級 12,500円 4級 17,000円 5級 19,500円 6級 22,500円 7級 24,000円 8級 25,750円 9級 26,750円 10級 28,500円			税務課 1級 9,000円 2級 9,500円 3級 11,500円 4級 13,500円 5級 14,500円 6級 ～ 10級 17,000円			税務課 1級 9,000円 2級 9,500円 3級 11,500円 4級 13,500円 5級 14,500円 6級 ～ 10級 16,000円							
																			自動車税事務所 1級 18,000円 2級 20,000円 3級 25,000円 4級 34,000円 5級 39,000円 6級 45,000円 7級 48,000円 8級 51,500円 9級 53,500円 10級 57,000円			支庁自動車税事務所及び 1級 18,000円 2級 20,000円 3級 25,000円 4級 34,000円 5級 39,000円 6級 45,000円 7級 48,000円 8級 51,500円 9級 53,500円 10級 57,000円			自動車税事務所 1級 18,000円 2級 19,000円 3級 23,000円 4級 27,000円 5級 29,000円 6級 ～ 10級 34,000円			自動車税事務所及び支庁 1級 18,000円 2級 19,000円 3級 23,000円 4級 27,000円 5級 29,000円 6級 ～ 10級 32,000円			自動車税事務所 1級 19,000円 2級 23,000円 3級 28,000円 4級 ～ 8級 32,000円				
医師 手当	(1)	1月につき 160,000円		(53. 4. 1) 200,000円		(18. 4. 1) 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 160,000円 宮古保健所 八重山保健所																													
	(2)	1月につき 140,000円		(53. 4. 1) 180,000円		本庁 北部福祉保健所 95,000円 北部保健所																													
	(3)	1月につき 120,000円		(53. 4. 1) 160,000円		中部福祉保健所 南部福祉保健所 中央保健所 45,000円 衛生環境研究所 総合精神保健福祉センター																													
	(4)	1月につき 100,000円		(53. 4. 1) 150,000円																															
	(5)	1月につき 70,000円		(53. 4. 1) 95,000円																															
	(6)	1月につき 50,000円		(53. 4. 1) 75,000円																															
	(7)	1月につき 30,000円		(49. 4. 1) 40,000円	(53. 4. 1) 45,000円																														
	(8)	1月につき 10,000円		(53. 4. 1) 25,000円																															
介輔手当			(49. 4. 1 新設) 1月につき 50,000円 40,000円															(4. 4. 1) 削除																	
浄化処理作業手当	1日につき 100円 1月につき1,000円		(50. 4. 1) 200円 2,000円		(13. 4. 1) 日額を削除 1月につき 8,400円																														
臨時特別手当	国・都道府県との人事交流により採用された職員で、採用の前日に国・都道府県で支給されていた調整手当の額（3年間支給）																																		
教員特殊業務手当	1日につき 1,500円 1,000円 1,200円 600円		(53. 4. 1) 1,700円 1,200円 1,400円 720円		(57. 3.15) 第4号新設 500円		(元. 4. 1) 2,100円 1,500円 1,700円 620円 900円												(5. 1. 1) 第4号増額 750円			(9. 4. 1) 第4号増額 1,200円													

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
教育業務 連絡指導手当												(57. 4. 1 新設) 1 日につき 200 円																							
爆発物取締 作業手当	1 日につき 100 円						(53. 4. 1) 180 円			(57. 4. 1) 230 円																									
と畜検査手当												(48. 4. 1 新設) 1 日につき 1,000 円 30 頭未満 800 円											(13. 4. 1) 800 円 640 円												
狂犬病予防手当												(48. 4. 1 新設) 1 日につき 1,000 円 800 円			(50. 4. 1) 1 日につき 1,000 円														(13. 4. 1) 500 円						
渉外労務管理手当												(48. 4. 1 新設) 1 日につき 3,000 円 2,500 円 2,200 円 100 円																	(14. 4. 1) 削除						
寮母手当												(49. 4. 1 新設) 1 日につき 300 円			(57.12. 6) 削除																				
有害薬物等 取扱手当												(49. 4. 1 新設) 1 日につき 100 円			(49. 4. 1 新設) 1 日につき 100 円			(55. 4. 1) 230 円						(4. 4. 1) 290 円											
放射性同位元素 取扱者												(49. 4. 1 新設) 1 月につき 5,000 円 1 日につき 120 円			(52.4.1) 10,000 円			(53. 4. 1) (120 円) 200 円			(55. 4. 1) 11,000 円 230 円			(57. 4. 1) 追加 440 円			(59. 8. 1) 1 月につき 11,000 円 1 日につき 230 円			(13. 4. 1) 1 号を日額とする 600 円					
大型農業機械 運転手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円			(57. 4. 1) 230 円						(5. 4. 1) 大型農業機械運転作業手当 →農業機械等運転作業手当											
特殊現場作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円			(57. 4. 1) 230 円																	
清しき作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 150 円			(53. 4. 1) 300 円			(57. 4. 1) 500 円						(5. 4. 1) 620 円											
遺骨収集作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(52.4.1) 150 円			(53.4.1) 250 円																	
病虫害防除 指導手当												(49.10. 1 新設) 1 月につき 給料月額の 8/100											(13. 4. 1) 上限を設定 32,000 円												
精神衛生業務手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円			(53. 4. 1) 230 円																	
潜水作業手当												(49. 4. 1 新設) 1 時間につき 150 円 400 円 800 円			(53. 4. 1) 200 円 500 円 1,000 円			(55. 4. 1) 240 円 600 円 1,200 円						(6. 4. 1) 310 円 780 円 1,500 円											
農業教育指導手当												(52. 4. 1) 1 月につき 10/100											(13. 4. 1) 上限を設定 40,000 円												
消防訓練指導手当												(53. 4. 1) 1 日につき 300 円			(55. 4. 1) 400 円						(4. 4. 1) 300 円														
埋没不発弾発掘 現場作業立会手当												(53. 4. 1) 1 日につき 1,500 円																							
高温炉取扱手当												(53. 4. 1) 1 日につき 200 円																							

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度				
航空手当																			(55. 4. 1 新設) 1 時間につき 4,100 円 1,800 円 (1,200 円) 1,500 円											(4. 4. 1) 5,100 円 2,200 円 (1,500 円) 1,900 円									
航空機整備 業務手当																			(元. 4. 1 新設) 1 月につき 23,000 円																				

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
種雄牛等 取扱手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
交通取締等 手当	(19. 4. 1) (1日につき)560円 840円(高速等での作業)				(23. 4. 1) 「涉外事件通訳官」を追加										
自動車等警ら 作業手当	(19.4.1) 1日につき 310円 410円	(20. 4. 1) 1日につき 420円 560円													
爆発物取締作 業手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
海上業務手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円							(25. 4. 1新設) (1日につき)230円((特に困難な作業)90円)							
暴風雨時手当	(19. 4. 1) (1時間につき)500円														
社会福祉手当	(19. 4. 1) 1月につき		(21. 4. 1) 1日につき		(23.4.1) 児童等 の心理 学的判 定業務 に従事 する職 員を追 加	(24. 4. 1) 児童福祉司のうち人事委員会規則で定める職員の手当 額を追加850円						(3. 4. 1) 児童相談所に勤務し現 業を行う児童福祉司及 び児童等の心理学的判 定業務に従事する職員 の手当額を追加900円 児童福祉司のうち人事 委員会規則で定める職 員の手当額1,120円			
	社会福祉主事 児童福祉司 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司	12,800 円	680円												
	上記以外の職員	6,400 円	340円												
特殊現場作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
遺骨収集作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)250円														
精神保健業務 手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
爆発物等処理 作業手当	(19.4.1) 1回につき 4,600円 460円	(20. 4. 1) 1回につき 5,200円													
潜水作業手当	(19. 4. 1) (1時間につき) 310円(潜水深度20mまで) 780円(潜水深度30mまで) 1,500円(潜水深度30m以上)				(23. 4. 1) 特に困難な作業追加 (1時間につき)310円(加算)										
救難等作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)840円 1,680円														
航空手当	(19. 4. 1) (2項)(1時間につき)5,100円 2,200円(1,500円) 1,900円 (3項)上記額の100分の30(加算) (上限80/100)														
銃器犯罪捜査 手当	(19.4.1) 1日につき 1,200円 800円 600円	(20. 4. 1) 1日につき 1,640円 1,100円 820円													

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
はぶ等捕獲 作業手当	(19. 4. 1) (1回につき)800円														
死体処理作業 手当	(19.4.1) 1体につき 2,500円 (5,000円) 2,200円 1,100円	(20. 4. 1) 1体につき 3,200円 3,200円 1,600円													
家畜保健衛生 手当	(19. 4. 1) (1月につき)17,500円		(21. 4. 1) 削除												
実習船指導 手当						(24. 4. 1新設) (1日につき)820円(1,750円) 1,640円(3,500円) 410円(870円) 230円 2,750円 1,650円									
浄化処理作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)8,400円		(21. 4. 1) (1日につき) 450円		(23. 4. 1) (1日につき)450円(290円) 290円(加算)										
防疫等作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)290円					(25. 4. 1) (1日につき)290円 380円(760円)									
有害薬物取扱 等手当	(19. 4. 1) (1日につき)290円														
用地等交渉 手当	(19. 4. 1) (1月につき) 14,200円 (1日につき) 600円(1,000円)		(21. 4. 1) (1日につき)750円(1,000円)												
私服捜査等 手当	(19. 4. 1) (1日につき)560円														
看守手当	(19.4.1) 1日につき 180円	(20. 4. 1) 1日につき 240円													
護送手当	(19.4.1) 1日につき 190円	(20. 4. 1) 1日につき 240円													
鑑識作業手当	(19.4.1) 1日につき 380円 (280円)	(20. 4. 1) 1日につき 560円													
警ら作業手当	(19.4.1) 1日につき 250円	(20. 4. 1) 1日につき 340円													
術科指導手当	(19.4.1) 1日につき 200円	(20. 4. 1) 削除													
短波無線電話 取扱作業手当	(19.4.1) 1日につき 170円	(20. 4. 1) 削除													
通訳作業手当	(19.4.1) 1日につき 250円	(20. 4. 1) 削除													

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
夜間特殊業務 手当	(19. 4. 1) (1回につき)980円 650円((2時間未満)410円)														
巡回診療手当	(19. 4. 1) (1日につき)1,000円														
多学年学級担 当手当	(19. 4. 11) (1日につき)290円														
面接指導手当	(19. 4. 1) (1時間につき)1,500円														
兼務授業手当	(19. 4. 1) (1時間につき)1,500円														
職業訓練手当	(19. 4. 11) (1月につき) 給料月額10/100 (上限40,000円)					(21. 4. 1) 削除									
税務手当	H19. 4. 11～H21. 3. 31		H21. 4. 1以降												
			1月につき					1月につき							
	税務課	1級 9,500円 2級 11,500円 3級 14,000円 4級以上 16,000円	税務課	1級 500円 2級 610円 3級 740円 4級以上 850円											
	県税事 務所、 自動車 税事務 所、官 古事務 所及び 八重山 事務所、 県税課	1級 19,000円 2級 23,000円 3級 28,000円 4級以上 32,000円	県税事 務所、 自動車 税事務 所、官 古事務 所及び 八重山 事務所、 県税課	1級 1,010円 2級 1,220円 3級 1,490円 4級以上 1,700円											
教員特殊業務 手当	(19. 4. 1) 1日につき 2,100円 1,500円 1,700円 1,200円 900円		(21. 4. 1) 1日につき 6,400円 (12,800円) 6,000円 3,400円 2,400円 900円					(27. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 4,250円 3,000円 900円			(30. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 5,100円 3,600円 900円		(2. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 5,100円 2,700円 900円		
路上免許試験 作業手当	(19.4.1) 1日につき 170円	(20. 4. 1) 削除													
農業機械等運 転作業手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
病害虫防除指 導手当	(19. 4. 1) (1月につき)給料月 額の8/100 (上限32,000円)					(21. 4. 1) (1日につき) 1級 870円 2級 1,200円 3級 1,380円 4級 1,510円 5級 1,590円 6級 1,690円 7級以上 1,700円									
農業教育指導 手当	(19. 4. 1) (1月につき)給料月 額の10/100 (上限40,000円)					(21. 4. 1) 削除									
消防訓練指導 手当	(19. 4. 1) (1日につき)700円														
夜間緊急呼出 手当	(19.4.1) 1回につき 620円 (1,240円)	(20. 4. 1) 1回につき 1,240円 (削除)													
教育業務連絡 指導手当	(19. 4. 1) (1日につき)200円														

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度		
航空機整備業務手当	(19. 4. 1) (1月につき)23,000円		(21. 4. 1) 削除														
身辺警護等作業手当	(19. 4. 1) (1日につき)640円 1,150円																
定時制夜間勤務手当	(19. 4. 1) (1月につき)4,000円 (2,000円)		(21. 4. 1) (1日につき)130円														
医師手当	(19.4.1) 1月につき 160,000円 95,000円 45,000円	(20. 4. 1) 削除 宮古島市及び宮古郡並びに石垣市及び八重山郡に所在する公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31、 H26. 4. 1～H27. 3. 31、 H27. 4. 1～H28. 3. 31、 H28. 4. 1～H29. 3. 31、 160,000円 145,000円 130,000円 115,000円 100,000円 85,000円 H29. 4. 1～H30. 3. 31、 H30. 4. 1～H31. 3. 31、 H31. 4. 1～H32. 3. 31、 H32. 4. 1～H33. 3. 31 70,000円 55,000円 40,000円 25,000円 名護市及び国頭郡に所在する公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31、 H26. 4. 1～H27. 3. 31、 H27. 4. 1～H28. 3. 31、 H28. 4. 1～H29. 3. 31、 95,000円 80,000円 65,000円 50,000円 35,000円 20,000円 H29. 4. 1～H30. 3. 31 5,000円 上記に掲げる公署以外の公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31 45,000円 30,000円 15,000円															
外国手当			(23. 4. 1 新設) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定を適用したとしたならば受けることとなる 在勤基本手当の額の80/100 住居手当 扶養手当 子女教育手当														
東日本大震災関連作業手当(特例条例)			1日につき 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟外): 20,000円 左記敷地内で故障した設備等を現場で確認するもの: 20,000円 左記敷地内の屋外作業: 13,300円 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟内): 5,000円 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟内): 3,300円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示による警戒地域の屋外作業: 10,000円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示で帰還困難地域に指定された地域の屋外作業: 6,600円 上記のうち、福島第一原子力発電所から3キロメートル以内の屋外作業: 20,000円 上記警戒地域のうち屋内作業: 2,000円 上記帰還困難地域の屋内作業: 1,330円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示による居住者等が立退きを行うこととされた地域の屋外作業: 5,000円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示により居住制限区域に設定された地域の屋外作業: 3,300円 上記立ち退きを行うこととされた地域の屋内作業: 1,000円 上記居住制限区域のうち屋内作業: 660円 H23. 5. 8 適用 H24. 8. 14 適用														
防疫等作業手当の特例(特例条例)										1日につき 新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業: 4,000円 上記以外の作業: 3,000円 R2. 2. 1 適用			1日につき 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行う作業の手当額を追加: 4,000円 R2. 4. 6 適用				

(7) 宿日直手当

適用年月日 区分	S47. 5. 15	48. 10. 1	49. 1. 1	49. 9. 1	51. 4. 1
一般の宿日直勤務	620 (930)	1,000 (1,500)	1,000 (1,500)	1,300 (1,950)	1,600 (2,400)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	1,200 (1,800)	2,000 (3,000)	$\left\{ \begin{array}{l} 2,000 \\ (3,000) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 1,500 \\ (1,500) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 2,600 \\ (3,900) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 2,000 \\ (2,000) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 3,200 \\ (4,800) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 2,400 \\ (3,200) \end{array} \right.$

適用年月日 区分	62. 1. 1	H 4. 1. 1	5. 1. 1	7. 1. 1	8. 1. 1
一般の宿日直勤務	2,300 (3,450)	2,900 (4,350)	3,200 (4,800)	3,300 (4,950)	3,400 (5,100)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	$\left\{ \begin{array}{l} 4,200 \\ (6,300) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 3,300 \\ (4,950) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 5,100 \\ (7,650) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,100 \\ (6,150) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 5,600 \\ (8,400) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,500 \\ (6,750) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,000 \\ (9,000) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,800 \\ (7,200) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,400 \\ (9,600) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,100 \\ (7,650) \end{array} \right.$

適用年月日 区分	9. 1. 1	10. 1. 1	11. 1. 1	12. 1. 1	30. 4. 1
一般の宿日直勤務	3,600 (5,400)	3,800 (5,700)	4,000 (6,000)	4,200 (6,300)	4,400 (6,600)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	$\left\{ \begin{array}{l} 6,600 \\ (9,900) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,300 \\ (7,950) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,800 \\ (10,200) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,500 \\ (8,250) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,000 \\ (10,500) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,700 \\ (8,550) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,200 \\ (10,800) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,900 \\ (8,850) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,400 \\ (11,100) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 6,100 \\ (9,150) \end{array} \right.$

(注) 1. 宿日直勤務が5時間未満の場合の手当額はその定められた手当額の1/2の額である。

2. ()内の額は、勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までと割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続き行う宿日直手当の場合の手当額である。

(8) 期末勤勉手当の支給割合の推移

年	区分	期末手当				勤勉手当			合計
		6 月期	12 月期	3 月期	計	6 月期	12 月期	計	
		月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
昭和 47		1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	1.20	4.80
48		1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	1.20	4.80
49		1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
50		1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
51		1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	1.10	5.00
52		1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	1.10	5.00
53		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
54		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
55		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
56		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
57		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
58		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
59		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
60		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
61		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
62		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
63		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
平成元年		1.50	1.90	0.50	3.90	0.60	0.60	1.20	5.10
2		1.60	2.00	0.55	4.15	0.60	0.60	1.20	5.35
3		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	1.20	5.45
4		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	1.20	5.45
5		1.60	2.00	0.50	4.10	0.60	0.60	1.20	5.30
6		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
7		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
8		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
9		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	1.20	5.25
10		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	1.20	5.25
11		1.60	1.65	0.50	3.75	0.60	0.60	1.20	4.95
12		1.45	1.60	0.55	3.60	0.60	0.55	1.15	4.75
13		1.45	1.55	0.55	3.55	0.60	0.55	1.15	4.70
14		1.45	1.55	0.50	3.50	0.60	0.55	1.15	4.65
15		1.55	1.45	-	3.00	0.70	0.70	1.40	4.40
16		1.40	1.60	-	3.00	0.70	0.70	1.40	4.40
17		1.40	1.60	-	3.00	0.70	0.75	1.45	4.45
18		1.40	1.60	-	3.00	0.725	0.725	1.45	4.45
19		1.40	1.60	-	3.00	0.725	0.625	1.35	4.35
20		1.40	1.60	-	3.00	0.675	0.675	1.35	4.35
21		1.40	1.45	-	2.85	0.675	0.625	1.30	4.15
22		1.25	1.35	-	2.60	0.700	0.650	1.35	3.95
23		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
24		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
25		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
26		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.825	1.50	4.10
27		1.225	1.375	-	2.60	0.750	0.850	1.60	4.20
28		1.225	1.375	-	2.60	0.800	0.900	1.70	4.30
29		1.225	1.375	-	2.60	0.850	0.950	1.80	4.40
30		1.225	1.375	-	2.60	0.900	0.950	1.85	4.45
31		1.30	1.30	-	2.60	0.925	0.925	1.85	4.45
令和 2 年		1.30	1.30	-	2.60	0.925	0.925	1.85	4.45
3		1.30	1.15	-	2.45	0.925	0.925	1.85	4.30
4		1.225	1.225	-	2.45	0.925	1.025	1.95	4.40

(9) 寒冷地手当

①昭和59年4月1日～平成元年3月31日
8月31日（基準日）に北海道に在勤する職員支給。
支給額＝基準額＋加算額

1) 基準額＝定率部分の額＋定額部分の額

世帯等の区分		定率部分の額	定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	基準日の（給料月額＋扶養手当の月額）× 30/100	63,100円
	扶養親族のない職員		42,000円
その他の職員			21,000円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	81,600円
	扶養親族のない職員	54,400円
その他の職員		27,200円

②平成元年4月1日～平成9年4月1日

1) 基準額＝定率部分の額＋定額部分の額

世帯等の区分		定率部分の額	定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	基準日の（給料月額＋扶養手当の月額）× 30/100	63,100円
	扶養親族のない職員		42,000円
その他の職員			21,000円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	51,600円
	扶養親族のない職員	34,400円
その他の職員		17,200円

③平成9年4月1日～（平成16年12月28日廃止）
10月31日（基準日）に北海道に在勤する職員支給。

1) 基準額＝定額部分の額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	163,700円
	扶養親族が1人又は2人ある職員	136,500円
	扶養親族のない職員	82,900円
その他の職員		59,200円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	51,600円
	扶養親族のない職員	34,400円
その他の職員		17,200円

(10) 教職調整額

教育職給料表(2)又は(3)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が2級又は1級（平成21年4月以降は特2級も含む）である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額を支給している。

なお、教職調整額の支給を受けない職員で3級（昭和60年以降）の教育職員については、特例として給料月額に加算額が支給されており、その改正経過については下記のとおりとなっている。

適用年月日	教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	円	特定の号給に対する加算額	円	特定の号給に対する加算額
昭和47. 5. 15	3,200		3,000	
49. 4. 1	3,500		3,500	
51. 4. 1	3,700		3,700	
52. 4. 1	4,000		4,000	
53. 4. 1	4,400		4,400	
54. 4. 1	4,800		4,800	
55. 4. 1	5,000		5,000	
56. 4. 1	5,000	1-18は5,700円	5,000	1-23は7,000円
58. 4. 1	5,100	1-18は5,700円	5,100	1-23は6,900円
59. 4. 1	5,300	1-18は6,000円	5,300	1-23は6,900円
60. 7. 1	5,600	3-17は6,400円	5,600	3-22は7,200円
61. 4. 1	5,700	3-17は6,500円	5,700	3-22は7,400円
62. 4. 1	5,800	3-17は6,500円	5,800	3-22は7,500円
63. 4. 1	5,900	3-17は6,800円	5,900	3-22は7,700円
平成元. 4. 1	6,100	3-17は6,900円	6,100	3-22は8,000円
2. 4. 1	6,300	3-17は7,200円	6,300	3-22は8,100円
3. 4. 1	4,700	3-16は5,300円 3-17は7,600円	4,800	3-19は5,300円 3-21は5,900円 3-22は7,800円
4. 4. 1	5,000	3-16は6,000円	5,000	3-19は6,000円 3-21は6,600円 3-22は8,400円
5. 4. 1	6,100	3-16は6,100円	6,000	3-19は7,100円 3-21は7,500円 3-22は9,100円
6. 4. 1	7,000	3-16は7,700円	6,900	3-19は7,900円 3-21は8,200円 3-22は9,800円
7. 4. 1	8,000		7,900	
8. 4. 1	8,200		8,000	
9. 4. 1	8,200		8,000	
13. 4. 1	8,200		8,000	
18. 4. 1	7,700		7,500	

(1) 医師暫定手当

①昭和47年5月15日～昭和47年11月30日

別表第1

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	41,600円	55,700円	——円	62,100円
2	39,400	53,900	61,200	62,200
3	37,200	51,900	59,400	62,400
4	35,000	49,900	57,500	62,500
5	32,800	47,900	55,700	62,700
6	30,400	45,900	53,900	62,800
7	28,000	43,800	51,900	63,000
8	25,600	41,600	49,900	61,200
9	23,100	39,400	47,800	59,400
10	20,700	37,200	45,800	57,500
11	18,100	35,000	43,800	55,700
12	15,500	32,800	41,600	53,800
13	12,800	30,300	39,300	51,800
14	10,200	27,900	37,100	49,700
15	7,500	25,500	34,800	47,600
16	7,700	23,000	32,500	45,500
17	7,800	20,500	30,000	43,500
18	7,900	17,900	27,600	41,200
19	8,100	15,200	25,100	38,900
20		12,500	22,500	36,600
21		9,800	20,000	34,200
22		7,100	17,300	31,900
23		7,200	14,600	29,400
24			11,800	

②昭和47年5月15日～昭和48年6月30日

別表第1

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	49,800円	70,900円	——円	82,100円
2	46,800	67,900	80,000	82,200
3	43,800	64,900	77,000	82,400
4	40,800	61,900	73,900	82,500
5	37,800	58,900	70,900	82,700
6	34,800	55,900	67,900	82,800
7	31,800	52,800	64,900	83,000
8	28,800	49,800	61,900	80,000
9	25,700	46,800	58,800	77,000
10	22,700	43,800	55,800	73,900
11	19,700	40,800	52,800	70,900
12	16,700	37,800	49,800	67,800
13	13,600	34,700	46,700	64,800
14	10,600	31,700	43,700	61,700
15	7,500	28,700	40,600	58,600
16	7,700	25,600	37,500	55,500
17	7,800	22,500	34,400	52,500
18	7,900	19,500	31,400	49,400
19	8,100	16,400	28,300	46,300
20		13,300	25,100	43,200
21		10,200	22,000	40,000
22		7,100	18,900	36,900
23		7,200	15,800	33,800
24			12,600	

※国に準じて別表第2を改正し、昭和47年5月15日に遡って適用。

③昭和48年7月1日～昭和60年6月30日

別表第1

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	41,600円	55,700円	——円	62,100円
2	39,400	53,900	61,200	62,200
3	37,200	51,900	59,400	62,400
4	35,000	49,900	57,500	62,500
5	32,800	47,900	55,700	62,700
6	30,400	45,900	53,900	62,800
7	28,000	43,800	51,900	63,000
8	25,600	41,600	49,900	61,200
9	23,100	39,400	47,800	59,400
10	20,700	37,200	45,800	57,500
11	18,100	35,000	43,800	55,700
12	15,500	32,800	41,600	53,800
13	12,800	30,300	38,300	51,800
14	10,200	27,900	37,100	49,700
15	7,500	25,500	34,800	47,600
16	7,700	23,000	32,500	45,500
17	7,800	20,500	30,000	43,500
18	7,900	17,900	27,600	41,200
19	8,100	15,200	25,100	38,900
20		12,500	22,500	36,600
21		9,800	20,000	34,200
22		7,100	17,300	31,900
23		7,200	14,600	29,400
24			11,800	

※医師等確保の困難性等の理由により、別表第2を当初(①の表)の額に改正。

④昭和60年7月1日～平成2年3月31日

別表第1

職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級
1	89,200円	100,200円	100,700円	122,600円
2	91,400	100,400	102,900	124,500
3	93,500	100,500	105,400	126,400
4	95,700	100,700	108,900	128,300
5	97,800	100,900	112,400	130,200
6	100,000	100,900	115,900	131,900
7	100,200	101,900	119,300	133,700
8	100,400	102,800	122,600	135,500
9	100,500	103,800	124,500	137,200
10	100,700	104,800	126,400	139,000
11	100,800	105,600	128,300	140,600
12	100,800	106,400	130,200	142,300
13	101,700	107,300	131,800	143,900
14	102,600	108,100	133,600	145,600
15	103,500	108,900	135,400	147,200
16	104,500	109,500	137,100	151,700
17	105,200	110,300	138,800	156,200
18	106,000	111,000	140,400	160,700
19	106,800	111,600	142,000	165,300
20	107,500	112,300	143,600	169,900
21	108,300	112,800	145,200	
22		113,400	146,800	
23		113,900	151,200	
24		114,400	155,600	
25		114,900	160,000	
26		115,400	164,400	

別表第2

職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級
1	62,200円	61,200円	55,700円	41,600円
2	62,400	59,400	53,900	39,400
3	62,500	57,500	51,900	37,200
4	62,700	55,700	49,900	35,000
5	62,800	53,900	47,900	32,800
6	63,000	51,900	45,900	30,400
7	61,200	49,900	43,800	28,000
8	59,400	47,800	41,600	25,600
9	57,500	45,800	39,400	23,100
10	55,700	43,800	37,200	20,700
11	53,800	41,600	35,000	18,100
12	51,800	39,300	32,800	15,500
13	49,700	37,100	30,300	12,800
14	47,600	34,800	27,900	10,200
15	45,500	32,500	25,500	7,500
16	43,500	30,000	23,000	7,700
17	41,200	27,600	20,500	7,800
18	38,900	25,100	17,900	7,900
19	36,600	22,500	15,200	8,100
20	34,200	20,000	12,500	8,300
21	31,900	17,300	9,800	
22		14,600	7,100	
23		11,800	7,200	
24		9,000	7,300	
25		6,200	7,400	
26		3,400	7,500	

※「等級制」→「級制」への移行に伴う改正。

⑤平成2年4月1日～平成8年3月31日

別表第1

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	100,200円	100,700円	122,600円
2	91,400	100,400	102,900	124,500
3	93,500	100,500	105,400	126,400
4	95,700	100,700	108,900	128,300
5	97,800	100,900	112,400	130,200
6	100,000	100,900	115,900	131,900
7	100,200	101,900	119,300	133,700
8	100,400	102,800	122,600	135,500
9	100,500	103,800	124,500	137,200
10	100,700	104,800	126,400	139,000
11	100,800	105,600	128,300	140,600
12	100,800	106,400	130,200	142,300
13	101,700	107,300	131,800	143,900
14	102,600	108,100	133,600	145,600
15	103,500	108,900	135,400	147,200
16	104,500	109,500	137,100	151,700
17	105,200	110,300	138,800	156,200
18	106,000	111,000	140,400	160,700
19	106,800	111,600	142,000	165,300
20	107,500	112,300	143,600	169,900
21	108,300	112,800	145,200	
22		113,400	146,800	
23		113,900	151,200	
24		114,400	155,600	
25		114,900	160,000	
26		115,400	164,400	

※平成2年4月1日からの初任給改善（初任給基準の1号引上げ）に伴い、1級の初号は1号給から2号給に引上げられたことによる改正。

⑥平成8年4月1日～平成14年3月31日

別表第1

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	100,200円	102,900円	122,600円
2	91,400	100,400	105,400	124,500
3	93,500	100,500	108,900	126,400
4	95,700	100,900	115,900	128,300
5	97,800	100,900	119,300	130,200
6	100,200	101,900	122,600	131,900
7	100,400	103,800	124,500	133,700
8	100,500	104,800	126,400	135,500
9	100,800	105,600	128,300	137,200
10	100,800	106,400	130,200	139,000
11	101,700	107,300	131,800	140,600
12	103,500	108,100	133,600	142,300
13	104,500	108,900	135,400	143,900
14	105,200	109,500	137,100	145,600
15	106,000	110,300	138,800	147,200
16	106,800	111,000	140,400	151,700
17	107,500	111,600	142,000	156,200
18	108,300	112,300	143,600	160,700
19		112,800	145,200	165,300
20		113,400	146,800	169,900
21		113,900	151,200	
22		114,400	155,600	
23		114,900	160,000	
24		115,400	164,400	

※平成8年4月1日適用の医(1)給料表の号給削減に伴う改正。

別表第2

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	61,200円	55,700円	41,600円
2	62,400	59,400	53,900	39,400
3	62,500	57,500	51,900	37,200
4	62,700	55,700	49,900	35,000
5	62,800	53,900	47,900	32,800
6	63,000	51,900	45,900	30,400
7	61,200	49,900	43,800	28,000
8	59,400	47,800	41,600	25,600
9	57,500	45,800	39,400	23,100
10	55,700	43,800	37,200	20,700
11	53,800	41,600	35,000	18,100
12	51,800	39,300	32,800	15,500
13	49,700	37,100	30,300	12,800
14	47,600	34,800	27,900	10,200
15	45,500	32,500	25,500	7,500
16	43,500	30,000	23,000	7,700
17	41,200	27,600	20,500	7,800
18	38,900	25,100	17,900	7,900
19	36,600	22,500	15,200	8,100
20	34,200	20,000	12,500	8,300
21	31,900	17,300	9,800	
22		14,600	7,100	
23		11,800	7,200	
24		9,000	7,300	
25		6,200	7,400	
26		3,400	7,500	

別表第2

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	61,200円	53,900円	41,600円
2	62,400	59,400	51,900	39,400
3	62,500	57,500	49,900	37,200
4	62,700	53,900	45,900	35,000
5	62,800	51,900	43,800	32,800
6	61,200	49,900	41,600	30,400
7	59,400	45,800	39,400	28,000
8	57,500	43,800	37,200	25,600
9	53,800	41,600	35,000	23,100
10	51,800	39,300	32,800	20,700
11	49,700	37,100	30,300	18,100
12	45,500	34,800	27,900	15,500
13	43,500	32,500	25,500	12,800
14	41,200	30,000	23,000	10,200
15	38,900	27,600	20,500	7,500
16	36,600	25,100	17,900	7,700
17	34,200	22,500	15,200	7,800
18	31,900	20,000	12,500	7,900
19		17,300	9,800	8,100
20		14,600	7,100	8,300
21		11,800	7,200	
22		9,000	7,300	
23		6,200	7,400	
24		3,400	7,500	

(勤務時間及び休暇等関係)

1 休暇制度の変遷

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
年次休暇	S. 47. 5. 15	年20日	計算は暦年、年中途で採用の場合は月数に応じて比例付与 1時間単位で取得可 その年に受けなかった日数は、翌年に限り繰越可 琉球政府時代に積み立てていた年次休暇については、復帰の日から10年間は行使可
	S. 57. 3. 30		琉球政府時代に積み立てていた年次休暇の行使期間を10年間から15年間に延長
	S. 62. 5. 15		琉球政府時代に積み立てていた年次休暇の残日数（10日を限度とする）の行使期間を昭和63年5月14日まで延長
	H. 13. 4. 1		再任用短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 17. 4. 1		任期付短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 20. 2. 27		育児短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 28. 9. 1		県立学校及び市町村立の小学校、中学校等に勤務する職員（指導主事を除く。）については、暦日によらず、9月1日を初日とすることを規定
公傷休暇	S. 47. 5. 15	1年6月以内	公務上の負傷、疾病（公務災害と認定される場合に限る）による療養
療養休暇	S. 47. 5. 15	1年以内	結核性疾患による療養
病気休暇	S. 47. 5. 15	90日以内	公務外の負傷、疾病（結核性疾患を除く）による療養 1時間単位で取得可
	H. 17. 1. 1	90日以内 (妊娠に起因する疾病 120日以内)	妊娠に起因する疾病の場合について、90日以内を120日以内に拡充
	H. 28. 4. 1	90日以内 (妊娠に起因する疾病 120日以内、精神性疾患による場合180日以内)	精神性疾患による休暇の場合について、最初に請求する場合に限り90日以内を180日以内に拡充
生理休暇	S. 47. 5. 15	必要と認める期間	生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な業務に従事する女性職員の請求により付与

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容	
産前休暇及び産後休暇	S. 47. 5. 15	産前6週 産後8週	出産予定の女性職員及び出産した女性職員に付与	
	S. 49. 6. 13	産前8週 (多胎妊娠は10週) 産後8週	産前8週(多胎妊娠は10週)に改める	
	H. 10. 4. 1	産前8週 (多胎妊娠は14週) 産後8週	多胎妊娠を10週から14週に改める	
慶弔休暇				
親族が死亡した場合				
配偶者	S. 47. 5. 15	10日	生計を一にする姻族は、血族に準ずる いわゆる代襲相続において祭具等の承継 を受ける場合は、7日とする 遠隔地に赴く場合は、実際に要する往復 日数を加算	
血族	父母	S. 47. 5. 15		7日
	子	S. 47. 5. 15		5日
		H. 7. 2. 28		7日
	祖父母	S. 47. 5. 15		3日
	孫	S. 47. 5. 15		1日
	兄弟姉妹	S. 47. 5. 15		3日
	おじ又はおば	S. 47. 5. 15		1日
姻族	父母の配偶者又は配偶者の父母	S. 47. 5. 15		3日
	子の配偶者又は配偶者の子	S. 47. 5. 15		1日
		H. 8. 3. 31		3日
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	S. 47. 5. 15		1日
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	S. 47. 5. 15		1日
	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	S. 47. 5. 15		1日
父母、配偶者及び子の祭しを行う場合	S. 47. 5. 15	1日	祭しとは、年祭、回忌等に祭事、法事等を営む場合をいう	
	H. 10. 4. 1		遠隔地に赴く場合は、実際に要する往復日数を加算	
結婚する場合	S. 47. 5. 15	3日	結婚式等の日を含む継続した3日以内	
	S. 48. 12. 1	5日	5日に改める	
	S. 50. 7. 1	7日	7日に改める	

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
特別休暇			
条例第16条列記	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 職員が勤務可能であるにもかかわらず交通の制限又は遮断により勤務に従事できない場合に付与
	風水震災火災その他非常災害による交通遮断	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 職員が勤務可能であるにもかかわらず交通の制限又は遮断により勤務に従事できない場合に付与
	風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	S. 47. 5. 15	15日（連続した日） 職員が現に居住する住居が滅失又は破壊された場合に付与
	交通機関の事故等（交通機関のストを含む）不可抗力の事故	S. 49. 5. 18	理由の発生期間 出勤不可能の状態が本人の責によらない場合に限る
	業務、事業の全部又は一部停止（台風の来襲等による事故発生防止の措置を含む）	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 所属長が業務等の停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し付与
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	S. 47. 5. 15	必要な日又は時間 本人の責によらないで証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る
	選挙権等公民権の行使	S. 47. 5. 15	必要な日又は時間 公民権の具体例 選挙権 最高裁判所裁判官の審査権 憲法改正の場合の国民投票権 議長、長の解職の投票権 住民投票の権利
	職員が生後1年に達しない生児を育てる場合（育児休暇）	S. 47. 5. 15	1日2回各30分又は1日1回60分 女性職員が生後1年に達しない生児を育てる場合に付与 生後1年の計算は、民法の一般原則による
		H. 9. 4. 1	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分 取得時間を改める 男性職員が取得できるよう改める 男性職員に対しては、配偶者が育児休業をしている場合等は付与できない 男性職員には、1日について90分から配偶者が付与される育児休暇（相当するものを含む）を減じた時間の範囲内で付与
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合（妊婦通勤緩和休暇）	S. 48. 8. 1	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間 育児休暇が付与されている場合は、重複して付与しない
職員の配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育（育児参加休暇）	H. 18. 1. 1	5日 男性職員の育児参加を促進するため、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間の期間に取得可能	
中学校就学の始期に達するまでの子の看護又は予防接種若しくは健康診断（子の看護休暇）	H. 14. 7. 10	5日 「小学校就学の始期に達するまで」とは、6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう	
	H. 22. 4. 1	5日（子が2人以上の場合10日） 小学校就学を中学校就学に拡充 子の看護（負傷、疾病にかかった子の世話）に加え、予防接種及び健康診断を追加	
夏季休暇	H. 16. 1. 1	6月から10月までの期間内の5日 夏季における心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実の休暇を特別休暇として規定（従来の職務専念義務免除の運用から変更）	
	R. 4. 4. 1	5月から11月までの期間内の5日 取得可能期間を5月から11月までに拡大	

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
短期介護休暇	H. 22. 4. 1	5日（要介護状態にある対象家族が2人以上は10日）	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の短期の介護、その他の世話
条例第16条第14号による協議	妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合（通院休暇）	S. 49. 7. 1	1日の正規の勤務時間の範囲内で必要な時間
		S. 55. 1. 1	妊娠7月（1月は28日として計算）まで4週1回 妊娠8月以降2週1回 出産後1年以内1回
		H. 9. 5. 13	妊娠満23週まで4週1回 妊娠満24～35週まで2週1回 妊娠満36週～出産まで1週1回 出産後1年以内1回
		H. 11. 2. 15	離島公署に勤務する職員が交通機関等の事情により1日で受診することが困難である場合は、その都度必要と認められる時間の範囲内とする
妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合（妊娠障害休暇）	S. 50. 7. 1	妊娠期間中7日（継続・分割可）	病気休暇及び産前休暇とは別につわり等により勤務することが著しく困難な場合に付与
配偶者の出産のための看護・家事等に従事する場合（出産補助休暇）	S. 49. 5. 1	出産後10日以内において3日	出産する配偶者のため看護、家事等に従事する場合に付与
	S. 55. 1. 1	出産前10日以内又は出産後10日以内において3日	適用範囲を出産前10日以内まで拡大
子供の予防接種	S. 49. 5. 1	1日	子供の予防接種を受けさせる場合に付与
	H. 22. 4. 1		「子の看護休暇」の取得要件に含まれることとなったため、廃止する
旧盆	S. 48. 8. 7	該当日のうち1日	業務に支障のない職員に対し、旧盆該当日のうち1日を付与
風水震災火災その他天災地変により本人（現に居住する住居を除く）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	S. 52. 8. 1	本人10日 家族5日	職員が現に居住する住居以外の住居の滅失、破壊による復旧作業に従事する場合に付与
骨髄移植のための登録又は検査、入院等	H. 5. 6. 1	必要な期間	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録、提供に伴う検査、入院等の場合に付与
	H. 25. 3. 14		要件に、末梢血幹細胞の提供を加える
	H. 30. 5. 29		「子」の取扱いについて、特別養子縁組及び養子縁組里親等を含める

休暇の種類		適用年月日	取得期間	内 容
	社会に貢献する活動を行う場合	H. 9. 4. 1	5日以内	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援を除く）を行う場合に付与
		H. 14. 12. 1		休暇の対象となる活動を行う施設の追加等
		H. 22. 3. 30		休暇の対象となる活動を行う施設に係る根拠法の改正に伴う所要の改正
		H. 23. 6. 27		東日本大震災関係に対処するための特例を規定（平成23年12月31日までの間）
		H. 30. 5. 29		休暇の対象となる活動を行う施設の追加等 東日本大震災に対処するための特例の削除
	インフルエンザ	H. 21. 6. 10	必要と認められる期間	新型インフルエンザ等感染症により出勤することが困難であると認められる場合に付与
	永年勤続休暇	H. 25. 4. 1	連続する3日以内	当分の間、勤続20年及び勤続30年に達する職員に付与
組合休暇		S. 47. 5. 15	30日以内	職員団体の規約に定める機関及び職員団体の加入する上部団体の機関の業務に従事する場合に付与（無給休暇）
介護休暇		H. 11. 4. 1	一の連続する状態ごとに連続する3月以内	家族の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合に付与（無給休暇） 1時間単位で取得可
		H. 14. 4. 1	一の連続する状態ごとに連続する6月以内	取得期間を6月以内に改める
		H. 29. 4. 1	一の連続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月以内	3回を超えない範囲内で取得可能とした
介護時間		H. 29. 3. 31	一の連続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	家族の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合に付与（無給） 30分単位で取得可 始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続した2時間の範囲内

2 育児休業者数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知事部局	134 (0)	131 (1)	206 (0)	143 (0)	145 (2)
教育委員会	329 (0)	380 (2)	155 (2)	63 (1)	111 (1)
警察本部	3 (0)	9 (0)	13 (0)	5 (0)	8 (0)
計	466 (0)	520 (3)	374 (2)	211 (1)	264 (3)

区分 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
知事部局	149 (5)	164 (10)	187 (7)	191 (12)	185 (15)	182 (19)
教育委員会	406 (19)	469 (25)	419 (23)	414 (18)	387 (27)	469 (27)
警察本部	19 (0)	18 (0)	21 (0)	25 (1)	26 (0)	20 (1)
計	574 (24)	651 (35)	627 (30)	630 (31)	598 (42)	671 (47)
(参考) (内) 知事部局のみ	80 (8)	88 (2)	80 (9)	80 (11)	74 (8)
(参考) (内) 他任命権者	84 (2)	99 (5)	111 (3)	105 (4)	108 (11)

区分 \ 年度	29年	30年	31年	令和2年	3年
知事部局	172 (9)	187 (16)	206 (30)	225 (52)	245 (53)
教育委員会	435 (25)	476 (36)	485 (45)	473 (41)	474 (69)
警察本部	22 (3)	23 (2)	21 (4)	24 (1)	45 (16)
計	629 (37)	686 (54)	712 (79)	722 (94)	764 (138)
(参考) (内) 知事部局のみ	68 (4)	83 (13)	90 (20)	93 (39)	96 (34)
(参考) (内) 他任命権者	104 (5)	104 (3)	116 (10)	132 (13)	149 (19)

注1 数値は年度内新規休業者数であり、下段（ ）書は男性の休業者数で内数である。

注2 「…」は未集計のため数値不詳

3 介護休暇取得者数の状況

(単位：人)

区分 \ 年度	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
知事部局	10 (2)	2 (0)	4 (1)
教育委員会	2 (1)	3 (1)	6 (0)
警察本部	0 (0)	0 (0)	1 (1)
計	12 (3)	5 (1)	11 (2)

区分 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
知事部局	14 (2)	9 (5)	49 (41)	50 (25)	14 (4)	14 (4)	36 (23)	33 (17)
教育委員会	65 (12)	68 (13)	48 (9)	50 (9)	50 (9)	57 (10)	54 (14)	44 (7)
警察本部	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)
計	79 (14)	78 (19)	99 (52)	102 (36)	64 (13)	72 (15)	91 (37)	78 (25)
(参考) (内) 知事部局のみ	3 (1)	2 (1)	23 (20)	46 (25)	9 (2)	8 (3)	31 (22)	27 (14)
(参考) (内) 他任命権者	11 (1)	7 (4)	26 (21)	4 (0)	5 (2)	6 (1)	5 (1)	6 (3)

区分 \ 年度	31年	令和2年	3年
知事部局	53 (37)	51 (32)	33 (16)
教育委員会	78 (14)	75 (14)	57 (18)
警察本部	4 (2)	1 (1)	5 (2)
計	135 (53)	127 (47)	95 (36)
(参考) (内) 知事部局のみ	42 (34)	43 (32)	20 (11)
(参考) (内) 他任命権者	11 (3)	8 (0)	13 (5)

注1 介護休暇は、平成11年4月1日から制度を導入。

注2 数値は年度内新規取得者数であり、下段（ ）書は男性の取得者数で内数である。

注3 「・・・」は未集計のため、数値不詳

(出典：地方公共団体の勤務条件等に関する調査(総務省調査))

(公平審査関係)

1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表 (県関係)

事案名	当局	措置要求者	主な措置要求の趣旨及び概要	処置状況等
昭和55年(指)第1号	知事	知事部職員	県からの要請により国の機関から割愛採用されたが、採用の際に提示された初任給と実際に決定された初任給とは3号給の開きがある。また、国の機関で受けていた俸給と比較しても低い。	判定：棄却 (昭和58.3.29)
昭和59年(指)第1号	知事及び出納長	知事部職員	旅費を支給する際は実費で船賃を支給し、かつ、当局は船賃の支給に関する運用解釈を是正するよう求めた。	取下げ (昭和61.5.26)
昭和60年(指)第1号	校長及び県教育委員会	教諭	欠勤として減額された給与の回復	判定：棄却 (平成3.3.20)
昭和60年(指)第2号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第3号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第4号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第5号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和63年(指)第1号	校長及び県教育委員会	教諭	教職員組合主催の教育研究会に参加するために職務専念義務免除の申請を行い、これが認められず、そのまま当該研究会に参加したため、欠勤扱いとされ給与の減額支給を受けた。	判定：棄却 (平成3.12.17)
平成元年(指)第1号	校長及び県教育委員会等	教諭	全国教育研究会に参加するために校長に年次休暇を申請したが、拒否され欠勤扱いされ、また、欠勤したとして町教育委員会から文書訓告を受け、さらに給与の減額を受けた。	取下げ (平成元.8.22)
平成14年(指)第1号	知事	知事部職員	着後手当の不足分の支給を求める。	判定：棄却 (平成15.2.18)
—	県教育委員会	教諭	大学院派遣の取扱いの見直しを求める。	取下げ (平成15.12.17)
—	県教育委員会	教諭	勤務先(研修先)の変更を求める。	取下げ (平成18.10.13)
平成21年(指)第1号	知事	知事部職員	分限休暇期間を公傷休暇に振り替えること及び必要な期間の公傷休暇を付与することを求める。	判定：棄却 (平成22.2.16)
—	県教育委員会	学校事務職員	人事異動内示の取消しを求める。	却下 (平成22.4.13)
平成24年市町村(指)第1, 2, 4, 6, 12, 14, 17, 24, 26, 39, 41, 42号 (計31件) ※1	県教育委員会等	教諭及び事務職員計27名	要求年月日：平成22.3.19 学校長から職務専念義務の承認を得て、地区英語教育研究会等へ参加した。 会評実地検査において「教職員の勤務時間における職務専念義務が遵守されないにもかかわらず、その時間の給与が支給されている」旨の指摘を受け、教育委員会が措置要求者らの職務専念義務を取消したことから、「職務専念の取消しに対する取消し」と「欠勤処理の取消し」を求める。 受理年月日：平成24.4.10(1, 2, 4, 6号)、平成24.5.23(12, 14号)、平成24.6.19(17, 24号, 26, 28号)、平成24.9.3(29, 39号)及び平成24.9.25(41, 42号)	判定：要求認容 (平成24.12.18)
平成24年市町村(指)第3, 5, 7号	校長及び県教育委員会等	教諭3名	同上	取下げ (平成24.11.13)
平成24年市町村(指)第8, 9号 ※2	県教育委員会等	教諭2名	受理年月日：平成24.3.21、平成24.3.27及び平成24.6.7 同上	判定：棄却及び一部要求認容 (平成25.1.15)

事 案 名	当 局	措置要求者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
平成24年市町村(措)第10, 11号 ※ 3	県教育委員会等	教諭2名	市町村教育委員会は、措置要求者らが、夏季休業前の職員会議にて、校長から夏季休業中の休憩時間を本来の45分から60分にする提案を受け入れ、勤務時間が短縮されたことから、夏季休業期間中に計12, 13時間欠勤したと認定した。 また、県教育委員会は、措置要求者らに対して欠勤に係る過払い給与の返納を通知した。それらを受けて、措置要求者らは、欠勤の取消しと返納命令の取消しを要求した。 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：要求認容(平成25. 1. 15)
平成24年市町村(措)第15号 ※ 4	県教育委員会等	教諭	校長から職専免の承認を得て、地区中文連誼会等へ参加した。 会計実地検査において「教職員の勤務時間における職務専念義務が遵守されていないにもかかわらず、その時間の給与が支給されている」旨の指摘を受け、教育委員会が措置要求者らの職専免を取消した上で、欠勤処理したことから、「職専免の取消しに対する取消し」と「欠勤処理の取消し」を求める。 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：棄却及び一部要求認容(平成25. 2. 19)
平成24年市町村(措)第16, 40号 ※ 5	県教育委員会等	教諭2名	同上 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：棄却(平成25. 2. 19)
平成24年市町村(措)第25, 43, 44号 ※ 6	校長及び県教育委員会等	教諭5名 学校事務職員1名	同上 受理年月日：平成24. 3. 28、平成24. 8. 29及び平成24. 9. 3	取下げ(平成24. 12. 18)
	知事	知事部職員	沖縄県職員人事評価実施規程を改正し、再任用職員を人事評価の対象から除くこと及び所属長から措置要求者に対して人事評価システムへの入力を行う旨の指導を撤回させることを求める。 要求年月日：平成28. 9. 28	却下(平成28. 10. 21)
	県教育委員会	学校事務職員	パワハラを行った校長を処分すること、県教育委員会は徹底した調査を行うこと及び県教委は団体交渉に誠実に応じることを求める。 要求年月日：令和2. 12. 28	却下(令和3. 3. 2)
	県教育委員会	学校事務職員	パワハラを行った校長を処分すること、県教育委員会は公益通報に基づく調査を行うこと及び公益通報に関する説明を行うことを求める。 要求年月日：令和3. 2. 22	却下(令和3. 5. 18)
	県教育委員会	学校事務職員	県立学校職員に適用される人事評価関係規程が県教育庁等職員に適用される規程と異なる理由等を説明すること及び県立学校職員にも県教育庁等職員と同様の規程を適用させること。 要求年月日：令和3. 7. 26	却下(令和3. 9. 28)
	県教育委員会	学校事務職員	県教育委員会の教職員評価システム担当者の不適切な対応の是正、同人の処分及び教職員評価システムでの苦情処理における調査を実施すること。 要求年月日：令和3. 7. 26	却下(令和3. 9. 28)
令和3年(措)第1号	県教育委員会	学校事務職員	1 扶養親族移動料を支払うこと。 2 要求者の異動に伴う住居を確保すること。 3 任命権者は、誠意ある対応を行うこと。 受理年月日：令和3. 9. 14	判定：1 棄却 2 却下 3 却下 (令和4. 4. 19)
令和4年(措)第1号	県教育委員会	学校事務職員	1 教職員住宅への入居を承認すること。 2 任命権者は、誠意ある対応を行うこと。 受理年月日：令和4. 7. 5	判定：1 棄却 2 却下 (令和4. 7. 5)

※ 1～6：平成24年市町村(措)第1～44号の措置要求者はいずれも県費負担教職員であることから、本来であれば事案名は「平成24年(措)第〇号」とするところ、「平成24年市町村(措)第〇号」と発出しているため、そのまま表記している。

2 不利益処分に関する不服申立て事案一覧表（琉球政府関係）

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
1955年第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	勤務中に飲酒酩酊し、民間人と口論する等した。 受理年月日：昭和30.8.11	判定：処分承認（昭和31.7.3）
1955年第2号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒減給（1/100 1月）	送迎会後に飲酒酩酊し、喧嘩口論し、刑事事件として送検された。 受理年月日：昭和30.10.1	判定：処分取消（昭和30.12.17）
1955年第2号 に対する再審	1. 不服申立人：警察局長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒減給（1/100 1月）	判定は形式的な手続上の違背のみを指摘するが、懲戒権の本質的な面に重点がおかれるべきである。 申立年月日：昭和30.12.22	却下（昭和31.3.26）
1955年第1号 に対する再審	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	処分事実の認定に重大なる事実誤認があり、再審を請求する。 申立年月日：昭和31.7.9	却下（昭和31.9.14）
1957年第1号	1. 不服申立人：刑務官 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒減給（2/100 2月）	無断退庁したこと及び監獄法施行規則により禁じられている煙草を面会人が受刑者に与えているところを現認しているながら何等措置することをしなかった。 受理年月日：昭和32.5.16	判定：処分承認（昭和34.2.13）
1957年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	出張命令を履行せず旅費を受領する等の非行 受理年月日：昭和32.7.3	取下げ（昭和32.7.22）
1957年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒免職	勤務中無断で外出し、あるいは無断欠勤し、勤務態度、勤務成績不良である。 受理年月日：昭和32.7.10	判定：処分修正（昭和33.2.22）
1961年第1号	1. 不服申立人：検察事務官 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	不服申立人の瑕疵により被疑者を逃走させた。 受理年月日：昭和36.5.18	判定：処分承認（昭和36.6.27）
1962年第1号等併合	1. 不服申立人：一般職員14名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（1月） 懲戒減給（5/100 3月） 懲戒戒告	争議行為を実施し、その際上司の解散命令に違反して大会を続行し、出席し、多数の公務員に職場を放棄せしめた。 受理年月日：昭和37.5.25	判定：一部処分承認、一部処分取消 （昭和41.12.13）
1963年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任	転任処分は、正当な組合活動、活発な組合活動をしたが故の処分である。 受理年月日：昭和38.1.14	判定：処分承認（昭和39.4.17）
1963年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任	転任処分は、活発な組合活動をしたが故の処分である。 受理年月日：昭和38.1.14	判定：処分承認（昭和39.4.17）
1963年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任、職種の変更	不服申立人に対する転任処分は組合活動を行ったが故になされた不当配転である。 受理年月日：昭和38.12.12	判定：処分承認（昭和40.5.21）

事案名	処分の概要	主な処分理由又は不服理由	処理状況等
1964年第1号等併合	1. 不服申立人：一般職員4名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒減給（1/10 1月） 懲戒戒告	禁制品であるサンゴの原木を携行し、外国の税関に没収された。 受理年月日：昭和39. 10. 1	判定：処分取消（昭和41. 1. 17）
1965年第1号	1. 不服申立人：教員 2. 処分者：校長 3. 処分内容：一	年休行使に対する賃金カット 受理年月日：昭和40. 1. 26	取下げ（昭和40. 3. 16）
1965年第2号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	収賄 受理年月日：昭和40. 1. 25	判定：処分承認（昭和40. 5. 21）
1965年第2号に対する再審	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	処分者の処分が承認されたことにつき、量定不当である。 請求年月日：一	却下（昭和40. 6. 14）
1965年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	公衆電話で市外電話をかけ、料金を請求されると欺言をろうし、それを免れた。 受理年月日：昭和40. 3. 1	判定：処分取消（昭和40. 12. 6）
1966年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	官公労の年休闘争に際し、管理者としての配慮を請求され、よってその争議行為を助長した。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：処分承認（昭和41. 12. 17）
1966年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	官公労の年休闘争に際し、管理者として要求される配慮を欠き、これを承認し、よって職員争議行為を助長した。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：処分承認（昭和41. 12. 17）
1966年第3号等併合	1. 不服申立人：一般職員22名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（1月） 懲戒減給（5/100 3月） 懲戒減給（3/100 1月） 懲戒戒告	争議行為を企て、多数の職員に実行させた。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：一部処分承認、一部処分取消（昭和41. 11. 5）
1968年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	配置換等に関する不満から上司を殴打した。 受理年月日：昭和43. 12. 5	判定：処分修正（昭和45. 8. 11）
1968年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	飲酒酩酊し、宿直勤務を欠いた。また、宿直者の勤務を妨害した。以前懲戒停職6月に付されたことがあり、累犯である。 受理年月日：昭和43. 12. 30	判定：処分修正（昭和44. 12. 26）
1968年第1号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒戒告	誤認逮捕。事件処理の適切を欠いた。 受理年月日：昭和44. 7. 26	判定：処分取消（昭和46. 3. 26）
1970年第1号	1. 不服申立人：元一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒免職	収賄容疑で起訴された。 受理年月日：昭和45. 8. 5	判定：処分承認（昭和47. 5. 13）

事案名	処分の概要	主な処理由又は不服理由	処理状況等
1970年第2号	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人:警察官 処分者 :警察本部長 処分内容 :懲戒減給 (5/100 6月) 	暴力団員との交遊関係が情報収集の域を逸脱している。 受理年月日 : 昭和45. 8. 22	判定 : 処分修正 (昭和46.11.20)
1970年第3号	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人:一般職員 処分者 :行政主席 処分内容 :分限休職 	刑事事件で起訴されたことによる休職処分 受理年月日 : 昭和45. 10. 1	取下げ (昭和46. 1. 27)
1970年第4号等併合	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人:一般職員9名 処分者 :行政主席 処分内容 :懲戒停職 (1月~3月) 	争議行為を企て、多数の職員を教唆し、自らもこれに参加した。 受理年月日 : 昭和45. 10. 13	判定 : 処分承認 (昭和47. 5. 12)
1971年第1号	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人:一般職員 処分者 :行政主席 処分内容 :転任 	転任に伴い減収となった。また、専門外の業務のため、精神的苦勞も多く、不利益を受けている。 受理年月日 : 昭和46. 8. 18	取下げ (昭和47. 5. 13)
1971年第2号	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人:一般職員 処分者 :行政主席 処分内容 :懲戒減給 (5/100 3月) 	部下職員が業務上横領罪で起訴され、医療保険金の支払事務に幾多の疑惑をもたらしたことで、不服申立人が管理責任を問われた。 受理年月日 : 昭和46. 8. 25	判定 : 処分修正 (昭和47. 5. 9)

3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（県関係）

事案名	処分の概要	主な処分理由又は不服理由	処理状況等
昭和49年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による交通事故 受理年月日：昭和49.3.13	判定：処分承認(昭和51.12.6)
昭和52年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：警察官2名 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒戒告	部下の看守が留置人の事故を未然に防止できず、監督責任を問われた。 受理年月日：昭和52.8.4	取下げ(昭和53.10.6、昭和53.10.20)
昭和52年(不)第3号等 併合	1. 不服申立人：元知事部職員3名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒免職	人事異動の指令を拒否し勤務を怠った。 受理年月日：昭和52.8.25	判定：処分承認(昭和55.10.16)
昭和53年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による人身事故等 受理年月日：昭和53.1.12	判定：処分承認(昭和55.2.21)
昭和53年(不)第2号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員2名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	組合活動を理由とした不当配転 受理年月日：昭和53.6.22	取下げ(昭和58.1.18)
—	1. 不服申立人：知事部職員2名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：—	職員労働組合が実施する年休行使闘争に際し、管理者として適切な対応を取っていない。 申立年月日：昭和56.5.27	取下げ(昭和56.8.4)
—	1. 不服申立人：知事部職員50名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：文書訓告	争議行為を行ったとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和56.5.29	却下(昭和56.7.23)
昭和56年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員44名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給6名 (1/10 3月他) 懲戒戒告38名	争議行為を企画し、指導し、実行し自らも参加した。 受理年月日：昭和56.7.23	取下げ(昭和58.1.18)
昭和56年(不)第45号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員4名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	本人の同意を得ずして保母職から主事へ転任させたのは不当である。 受理年月日：昭和56.9.24	取下げ(昭和58.3.4)
—	1. 不服申立人：教諭9名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：文書訓告	病氣療養中の校長に面会を強要する等、公務員に相応しくない行為をしたとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和56.12.28	却下(昭和57.4.8)
—	1. 不服申立人：教諭6名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：文書訓告	校長への報告を阻止し、また職務命令に従わなかったとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和57.2.1	却下(昭和57.4.27)
昭和57年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員24名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給9名 (1/10 3月他) 懲戒戒告15名	争議行為を企画し、指導し、実行した。 受理年月日：昭和57.5.28	取下げ(昭和62.2.23)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
—	1. 不服申立人：知事部職員19名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を行わせた。 申立年月日：昭和57.5.28	却下（昭和57.8.6）
昭和58年（不）第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯びで運転の上、他車に衝突し現場から逃走した。 受理年月日：昭和58.2.2	判定：処分承認（平成2.8.3）
—	1. 不服申立人：知事部職員35名 教育庁職員1名 2. 処分者：知事、県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を行わせた。 申立年月日：昭和58.5.30	却下（昭和58.7.29）
昭和58年（不）第2号等 併合	1. 不服申立人：教諭10名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和58.6.8	取下げ（昭和62.2.23）
昭和58年（不）第12号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員10名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和58.6.8	取下げ（昭和63.3.31）
昭和58年（不）第22号等 併合	1. 不服申立人：教諭8名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式において、市教育委員会の告辞を阻止する行動をし、また、事情聴取に応じなかった。 受理年月日：昭和58.9.13	取下げ（昭和62.2.23 1名、平成6.8.18 7名）
昭和58年（不）第30号等 併合	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	体罰を行うなど指導方法に問題がある。指導内容が適正になされていない。 受理年月日：昭和58.10.14	判定：処分承認（平成12.10.31）
昭和59年（不）第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭4名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式において、教育委員会の告辞を阻止する行動をした。 受理年月日：昭和59.2.29	取下げ（平成元.5.13 1名、平成6.8.18 2名、平成6.9.2 1名）
—	1. 不服申立人：学校事務吏員 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	学校事務職員の県外研修に際し、派遣依頼した6名のうち不服申立人だけを他人に差し替えて参加者を選定したのは、不法・不当な処分である。 申立年月日：昭和59.4.5	取下げ（昭和59.4.23）
昭和59年（不）第5号等 併合	1. 不服申立人：教諭13名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和59.5.31	取下げ（昭和63.3.31）
昭和59年（不）第18号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員4名 教育庁職員1名 2. 処分者：知事、県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和59.5.31	取下げ（昭和63.9.29）
昭和59年（不）第23号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	主任研修会不参加に関する事情聴取に応じなかった。 受理年月日：昭和59.7.10	取下げ（昭和59.9.28） ※処分者による処分取消し（昭和59.7.31）
昭和60年（不）第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭32名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和60.6.11	取下げ（平成2.4.16 11名、平成3.1.14 21名）

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和60年(不)第33～40号	1. 不服申立人：知事部職員7名 ：教育庁職員1名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和60.6.11	取下げ(昭和63.9.29)
—	1. 不服申立人：知事部職員36名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為 申立年月日：昭和61.5.28	取下(昭和61.7.1)
昭和61年(不)第1～7号及び第27号	1. 不服申立人：知事部職員7名 ：教育庁職員1名 2. 処分者：知事 ：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10、昭和61.7.8	取下げ(昭和63.9.29)
昭和61年(不)第8号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	不当労働行為にあたる。 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成元.3.24)
昭和61年(不)第9号等併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(1月) 懲戒減給(1/10・2月)	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポシ の着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第11号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第12号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第13号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第14号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第15号等併合	1. 不服申立人：教諭6名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	授業参観日に保護者に対して日の丸・君が代に反対する署名活動を行うなどの服務規律違 反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第21号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポシ の着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和61年(不)第22号等 併合	1. 不服申立人：教諭5名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒減給1名(1/10 2月) 懲戒戒告4名	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第28号等 併合	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒減給(5/100 1月) 分限免職	(懲戒)無断欠勤、職務命令拒否 (分限)上記の理由の他、職務回避等 受理年月日：昭和61.7.29、昭和62.2.24	判定：処分承認(平成8.3.26)
昭和61年(不)第29号等 併合	1. 不服申立人：教諭13名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポンの着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.10.7	取下げ(平成6.8.18)
昭和61年(不)第42号等 併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和63年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	学校施設の無断使用等 受理年月日：昭和63.9.27	判定：処分承認(平成6.6.21) ※1名取下げ(平成2.7.3)
平成元年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭3名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	異動方針の逸脱及び組合役員への就任を予定していた者への転任処分は組合への不当介入である。 受理年月日：平成元.6.30	取下げ(平成4.6.29 1名、平成6.12.16 2名)
平成元年(不)第4号	1. 不服申立人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒免職	収賄 受理年月日：平成元.10.17	取下げ(平成8.3.11)
平成2年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯び運転の反復継続 受理年月日：平成2.1.30	取下げ(平成3.10.25)
平成2年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	本件転任は実質的な降格処分である。 受理年月日：平成2.6.4	取下げ(平成4.5.9)
平成2年(不)第3号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	違法な転任処分である。 受理年月日：平成2.6.4	取下げ(平成4.6.22)
平成3年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	拾得物から現金を横領した。 受理年月日：平成3.1.14	取下げ(平成6.2.22)
平成5年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(2月)	校長への面談を強要した。 受理年月日：平成5.2.2	却下(平成12.10.31)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成8年(不)第1号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	収賄事件に関連した処分 受理年月日：平成8.12.24	取下げ(平成9.3.17)
平成10年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	信用失墜行為及び守秘義務違反 受理年月日：平成10.9.30	取下げ(平成11.10.8)
平成13年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限休職	就労可能であるが、休職を強要され生活権を侵害されている。 受理年月日：平成13.5.17	取下げ(平成13.2.5)
平成14年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯びで自家用車を運転した。 受理年月日：平成14.6.25	判定：処分承認(平成16.7.20)
平成14年(不)第2号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：転任	本署の係長から交番所長に異動させられた。 受理年月日：平成14.11.12	却下(平成16.7.27)
平成15年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	生徒に体罰を行った。また生徒へのセクハラ的言動により学校現場を混乱させた。 受理年月日：平成15.8.26	判定：処分承認(平成17.5.24)
平成15年(不)第2号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(1月)	生徒に対してセクハラ行為をした。 受理年月日：平成15.11.11	判定：処分承認(平成17.3.25)
平成16年(不)第1号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	事務職に配属されたことに対する不服申立て 受理年月日：平成16.7.27	取下げ(平成17.8.3)
平成16年(不)第2号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	研修命令を拒否し、正当な理由なく欠勤した。 受理年月日：平成17.3.25	却下(平成18.8.2)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	指導力不足等教員として認定され、さらに指導力不足等教員研修を命ぜられた。 申立年月日：平成17.5.9	却下(平成17.8.3)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒停職(1月)	懲戒停職処分に対する不服申立て 申立年月日：平成18.4.4	却下(平成18.9.12)
平成19年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	教育委員会の職務命令に従わず、一定期間欠勤した。 受理年月日：平成19.6.11	判定：処分修正(停職1月)(平成19.10.16)
平成19年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	長期入院治療中の分限休職中の職員に対する分限休職の更新処分への不服申立て 受理年月日：平成19.7.31	判定：処分取消(平成19.10.16)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成19年(不)第2号に 対する再審	1. 不服申立人：知事 2. 処分者：同上 3. 処分内容：分限休職	処分当時申立人の主治医かつ公立病院医師の診断の事実に係る判断が欠けている。 請求年月日：平成20.2.19	却下(平成20.3.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	分限休職処分(更新)を公傷休職に替えたうえで、同休職期間中における給与の全額を支給し、又は、本件分限休職期間中において、賞与を含む給与の全額を支給することを求める。 申立年月日：平成20.8.21 同上 申立年月日：平成20.10.21	却下(平成20.12.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	平成20.8.21付け及び同10.21付け不服申立てに係る再審請求 申立年月日：平成21.6.19	却下(平成21.10.14)
平成21年(不)第1号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による交通事故 受理年月日：平成21.11.24	判定：処分承認(平成22.9.14)
—	1. 不服申立人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	分限免職処分に対する不服申立て 申立年月日：平成21.12.21	却下(平成22.1.25)
平成21年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	同僚に対するモラルハラスメント及び不適切な会計処理 受理年月日：平成21.12.16	判定：処分修正(減給1/10 1月)(平成24.7.3)
平成23年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	泥酔保護した女性にわいせつ行為をした。 受理年月日：平成23.11.15	取下げ(平成25.10.8)
平成24年(不)第1号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	脅迫行為 受理年月日：平成24.2.21	判定：処分修正(減給1/10 3月)(平成25.5.20)
—	1. 不服申立人：教諭8名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	職専免を取消し及び欠勤扱いに変更したことに伴う給与減額に対する不服申立て 申立年月日：平成24.5.9、平成24.5.10	却下(平成24.11.24)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限休職	分限休職に対する不服申立て 申立年月日：平成24.12.7	取下げ(平成24.12.27)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：留任	現任教における留任に対する不服申立て 申立年月日：平成26.3.28	却下(平成26.4.9)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成26年(不)第1号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	女子生徒にわいせつ行為をした。 受理年月日：平成26.6.18	判定：処分承認(平成28.7.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性欠如及び受診命令拒否 申立年月日：平成27.2.19	却下(平成27.3.4)
平成29年(審)第1号	1. 審査請求人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	再任用職員に係る人事評価の拒否 受理年月日：平成29.2.28	裁決：処分承認(平成30.4.24)
—	1. 審査請求人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：人事評価	適格性欠如及び受診命令拒否 請求年月日：平成29.6.28	却下(平成29.7.25)
—	1. 審査請求人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	現任教への転任は不利益処分であるとの主張 請求年月日：平成29.6.28	却下(平成29.7.25)
平成30年(審)第1号	1. 審査請求人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	児童等への叱責及び受診命令拒否 受理年月日：平成30.4.10	裁決：処分承認(令和2.3.31)
—	1. 審査請求人：県立病院職員 2. 処分者：病院事業局長 3. 処分内容：異動内示	人事異動内示先への転任は降格にあたるとの主張 請求年月日：平成31.4.17	却下(令和元.5.7)
平成30年(審)第1号に 対する再審	1. 審査請求人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	裁決の基礎となった証拠が虚偽、裁決に影響を及ぼすような新たな証拠の発見等 請求年月日：令和2.10.8	却下(令和3.4.9)
令和元年(審)第1号	1. 審査請求人：大学教授 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給	学生に対する教育的配慮を欠いた不適切な発言及び指導管理不足等 受理年月日：令和元.11.19	取下げ(令和4.7.5)
令和元年(審)第2号	1. 審査請求人：元学校事務職員 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	窃盗及び飲酒運転 受理年月日：令和元.12.17	裁決：処分承認(令和3.9.7)
令和2年(審)第1号	1. 審査請求人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性の欠如及び受診命令拒否 受理年月日：令和2.4.21	裁決：処分承認(令和4.9.20)
令和3年(審)第1号	1. 審査請求人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性の欠如及び受診命令拒否 受理年月日：令和2.12.18	裁決：処分承認(令和4.4.19)
令和3年(審)第2号	1. 審査請求人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	人事異動に伴い給料や手当が減額されたことは実質的な降格人事にあたる。 受理年月日：令和3.9.21	裁決：処分承認(令和4.9.20)

(市町村等公平審査関係)

1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（市町村等関係）

事 案 名	当 局	措 置 要 求 者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
昭和47年市町村(措)第1号	市町村長及び市町村教育委員会	市町村職員	本土復帰に伴う身分移行の際の職務の等級格付けの是正を求める。 受理年月日：昭和47.11.30	判定：要求容認（昭和49.3.13）
昭和48年市町村(措)第1号	市町村長及び市町村議会	市町村職員	地公法上、常勤の一般職である教育長の給与が非常勤職として格付けされていることは違法な措置であるとして、常勤の一般職としての正規の給与の支払いを求める。 受理年月日：昭和48.1.27	判定：棄却（昭和48.10.19）
昭和51年市町村(措)第1号～第99号	市町村長、市町村教育委員会、市町村議会、市町村選挙管理委員会及び市町村農業委員会	市町村職員99名	措置要求者は、当局の適正な時季変更権の行使に従わず年休を取得したとして処分を受けた。措置要求者は正当な年休権の行使に対し、給与の減額を行うことは裁量権を逸脱するとして、給与の回復を求める。 受理年月日：昭和51.3.5	取下げ：12名（昭和51.11.13） 1名（昭和52.6.1） 86名（昭和53.8.1）
昭和53年市町村(措)第1号等併合	市町村長及び市町村議会	市町村職員90名	当局と期末手当の支給割合を削減しない旨の合意が存在したにもかかわらず、議会において一方的に措置要求者らに不利となる削減を強行採決したことは違法である。 受理年月日：昭和53.10.2	取下げ（昭和55.3.31）
—	市町村長	市町村職員	派遣により国家公務員から市町村職員となった措置要求者は、給与決定にあたって、当局が要求者の20年の経験年数を何ら考慮し調整することなく新規採用者と同様に初任給を決定したのは、他の同等の職員の給与と比較して著しく均衡を失っているとして給与の適正な是正を求める。 要求年月日：昭和55.4.19	取下げ（昭和55.6.9）
平成9年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	時間外勤務の改善及び事務分掌の改善を求める。 受理年月日：平成9.8.26	取下げ（平成11.1.27）
平成13年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	経験年数及び学歴からみて他との間に給与差が開いており、不均衡となっており、是正を求める。また、昇格運用基準の早期作成と実施を求める。 受理年月日：平成13.7.10	判定：却下及び一部棄却（平成14.3.12）
—	市町村長	市町村職員8名	全職員の給与の見直し 要求年月日：平成14.11.5	取下げ（平成15.1.24）
—	市町村長	市町村職員	合併に伴う給与の格差是正 要求年月日：平成21.3.30	却下（平成21.6.18）
平成21年組合(措)第1号	組合管理者	組合職員	提案もなしに給与等の減額をしないこと。 受理年月日：平成21.12.22	却下（平成22.6.17）
平成21年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	合併協議会において合意された市町村間の一般職の給料の格差是正正について、合併後も是正されていない状況がある。 受理年月日：平成21.6.18	判定：要求容認（平成22.10.14）
平成21年市町村(措)第2号	市町村長	市町村職員	同上 受理年月日：平成21.6.18	判定：要求容認（平成22.10.14）
令和2年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	人事異動における課長補佐級の昇任を見直すことを求める。 受理年月日：令和2.9.29	却下（令和3.3.9）
令和2年市町村(措)第2号	市町村長	市町村職員	措置要求者と職員Aを同一部署に配置しないこと及びその際速やかに補充の職員を採用するよう求める。 受理年月日：令和2.9.29	取下げ（令和3.5.12）
令和2年市町村(措)第3号	市町村長	市町村職員	不当に減額された通勤手当を復活するよう求める。 受理年月日：令和2.9.29	取下げ（令和3.3.29）

事 案 名	当 局	措 置 要 求 者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
—	市町村長	消防職員	昇任理由解明及び昇任見直し 要求年月日：令和3.2.26	却下（令和3.6.28）
令和3年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	人事評価結果に関する異議申立てを判断し、人事評価結果を開示すること、縮減された勤続手当を支給し、適法に査察指導員を任用することを求める。 受理年月日：令和3.5.18	判定：棄却（令和4.3.29）
—	市町村長	消防職員	昇任理由解明及び昇任見直し 要求年月日：令和3.9.27	却下（令和3.10.26）
—	市町村長	消防職員	同上	却下（令和4.4.26）
令和4年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	要求年月日：令和4.1.12 1 支給を停止された通勤・住居手当を支給すること。 2 上記に伴う遅延損害金及び損害賠償金を支払うこと。 受理年月日：令和4.3.1	判定：1 棄却 2 却下 （令和4.7.12）

2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（市町村等関係）

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和48年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	取締 受理年月日：昭和49.2.28	判定：処分修正（懲戒戒告）（昭和51.12.6）
昭和48年市町村(不) 第1号に対する再審	1. 不服申立人：市町村長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒免職	判定に影響を及ぼすような事実についての判断が欠けている。 処分者は、収賄で起訴されたこと及びその内容について自ら調査し非行事実の認定を行って本件処分に及んだものである。 申立年月日：昭和52.3.4	却下（昭和52.4.14）
昭和49年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	従来係長が出張所長として業務を処理していた部署へ職長職である不服申立人を充てることは、実質的な降任であり、違法処分である。 受理年月日：昭和49.8.29	取下げ（昭和51.3.2）
昭和49年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	行政職から技術職への本件転任処分は不服申立人の知識、能力等を度外視した処分であり、首長選挙に絡む報復人事である。 受理年月日：昭和49.10.31	取下げ（昭和49.12.9）
昭和49年市町村(不) 第3号等併合	1. 不服申立人：市町村職員5名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長から主幹及び係長事務扱いへの転任は実質的な降任処分であり、市町村合併に伴う報復人事である。 受理年月日：昭和49.11.28	取下げ（1名 昭和50.12.8） （4名 昭和52.1.10）
昭和49年市町村(不) 第8号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本件転任処分は首長選挙に絡む報復人事、不当な転任である。 受理年月日：昭和49.12.	取下げ（昭和52.2.24）
昭和49年市町村(不) 第9号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本人の承諾も得ない技術職から事務職への本件転任処分は、首長選挙に絡む報復人事である。 受理年月日：昭和49.12.26	取下げ（昭和52.2.24）
昭和51年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本件転任処分は選挙に絡む降任を伴う報復人事である。 受理年月日：昭和51.10.21	取下げ（昭和52.4.28）
昭和53年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	公務中の交通事故 受理年月日：昭和53.4.10	判定：処分取消し（昭和58.1.25）
昭和53年市町村(不) 第1号に対する再審	1. 不服申立人：市町村長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒戒告	原裁判は物損事故を軽微と判断しているが、その基準が全く不明であり、合理的根拠がない。 申立年月日：昭和58.5.10	取下げ（昭和58.6.24）
昭和54年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	公金の着服 受理年月日：昭和54.3.14	取下げ（昭和56.3.30）
—	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	逮捕・勾留後、公訴提起され、その後、市町村教育委員会から起訴休職処分。保釈決定後に懲戒免職処分 申立年月日：昭和54.6.27	却下（昭和54.7.5）
昭和54年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	人事異動の際には事前に本人と協議するという従来の労使慣行を踏みにじり、人事権の濫用にあたり、不当処分である。 受理年月日：昭和54.9.17	取下げ（昭和57.9.6）

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和54年市町村(不) 第4号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限免職	病気による勤務実績不良者に対する免職処分は過酷であり、手続的に違法である。また、分限審査委員会で弁明の機会を与えていない。 受理年月日：昭和54.10.4	判定：処分承認（昭和57.2.17）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（3月と10日）、転任	収賄容疑事件に関連して起訴された後、懲戒停職処分を受け期間満了後に転任処分を受けた。 申立年月日：昭和54.10.15	取下げ（昭和54.12.22）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（1年）、転任	同上 申立年月日：昭和54.11.16	取下げ（昭和54.12.22）
昭和55年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	転任処分により組合活動の著しい制限及び業務内容の変更等で不利益を受けた。 受理年月日：昭和55.2.14	取下げ（昭和57.9.25）
昭和55年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職（10日）	公共工事の設計変更について、正規の手続きを経ることなく事業者に執行を指示し、職務上の義務を怠った。 受理年月日：昭和55.11.13	取下げ（昭和56.4.13） ※処分者による処分取消し（昭和56.3.28）
昭和56年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職（3月）	火災現場において消防活動に従事せず雑談をしたり、上司に対し脅迫じみたる暴言をした等の非違行為を行った。 受理年月日：昭和56.2.25	取下げ（昭和57.5.20）
昭和56年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：元市町村職員5名 市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職5名 懲戒停職（6月）2名	争議行為を計画し、その遂行を共謀し、自ら参加した。 受理年月日：昭和56.2.25	取下げ（昭和56.10.12） ※処分者による処分修正
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	市町村長部局から水道局への転任 申立年月日：昭和58.6.24	却下（昭和58.8.2）
昭和59年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長及び市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職（1月）	市町村議会の開催を阻止し、威力業務妨害罪で逮捕・拘留後に罰金に処せられた。 受理年月日：昭和59.2.21	取下げ（昭和60.4.19）
昭和60年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転により死傷事故を起こしたうえ、救護義務違反をした。 受理年月日：昭和60.8.6	判定：処分承認（平成3.4.19）
昭和61年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	市町村長部局から教育委員会（学校事務）への転任 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ（昭和62.3.2）
昭和62年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（3月）、分限降任	公共施設への不法侵入 受理年月日：昭和62.1.20	取下げ（昭和62.3.4） ※処分者による処分取消し

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和62年市町村(不) 第3号等併合	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職(3月)、分限降任	同上 受理年月日：昭和62.3.10	取下げ(平成元.2.7)
昭和63年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	公務中の死亡事故 受理年月日：昭和63.10.18	取下げ(平成元.10.2)
平成元年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	転任処分は事前に内示もなく、実質的な降任処分である。 能力以上の職に配転させることによって、職務遂行に混乱を招き、結果として自主退職の環境を作るものである。 受理年月日：平成元.10.17 公職選挙法違反等により有罪判決を受け失職 受理年月日：平成2.2.13	取下げ(平成元.12.25)
平成2年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：失職	公職選挙法違反等により有罪判決を受け失職 受理年月日：平成2.2.13	判定：処分承認(平成6.12.20)
平成2年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長職から主幹職への転任は、実質的な降任処分であり裁量権の濫用にあたる。市町村長選挙に絡む不正人事であり、平等取扱いの原則に反する。 受理年月日：平成2.9.5	取下げ(平成5.2.2)
平成3年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	多額の不明金を発生させたことによる失職 受理年月日：平成3.10.28	取下げ(平成5.3.5)
平成6年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員4名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	市町村長選挙に絡む報復人事、論功行賞人事であり、また、人事異動基本方針及びび人事異動ローテーションに反する。 受理年月日：平成6.7.19	判定：処分承認(平成7.12.19) ※うち1名取下げ(平成6.9.2)
平成7年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員5名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長又は参事から主幹への異動は、職務上、上位の職から下位の職への降任処分であり、不利益処分にあたる。 受理年月日：平成7.6.13 条件付き採用が取消しとなった。 申立年月日：平成7.7.14	判定：処分取消(平成10.3.31)
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：— 3. 処分内容：—		却下(平成7.8.31)
平成7年市町村(不) 第6号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	わいせつ行為による逮捕 受理年月日：平成7.8.1	判定：処分修正(停職6月)(平成11.4.30)
平成10年組合(不)第1号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	不適正な事務処理及び職務怠慢 受理年月日：平成10.6.10	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第1号に対する再審	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	裁決は、原処分の具体的妥当性について何ら判断をしていない。 申立年月日：平成13.3.12	却下(平成13.4.24)
—	1. 不服申立人：消防職員(13名) 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：文書訓告	上司とのトラブルを理由に訓練に参加しなかったとして訓告処分を受けた。 申立年月日：平成10.11.27	却下(平成10.12.22)

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成10年組合(不)第2号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	副参事から係長への分限降格処分を受けた。 受理年月日：平成10.12.9	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第3号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	次長から係長への分限降任処分を受けた。 受理年月日：平成10.12.9	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第3号に対する再審	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	裁決は、形式的、抽象的な認定、判断となっており、また解釈に誤りがある。 申立年月日：平成13.3.12	却下(平成13.4.24)
平成10年市町村(不)第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	事務局長から副参事へ、課長から参事への転任は、実質的な降任処分である。また、転任により管理職手当がカットされた。 受理年月日：平成10.12.15	判定：処分承認(平成12.6.6)
平成12年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	職員への度重なる脅迫及び乱暴な行為による逮捕 受理年月日：平成12.10.31	判定：処分承認(平成14.4.23)
平成16年組合(不)第1号	1. 不服申立人：組合一般職員 2. 処分者：組合管理者 3. 処分内容：転任	組合への派遣を解かれた。 受理年月日：平成16.7.27	取下げ(平成17.8.3)
平成20年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長及び市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	職員間の確執により年度途中で町教育委員会への出向、また、図書室勤務を命ぜられた。 受理年月日：平成20.1.23	判定：処分承認(平成21.9.29)
平成20年市町村(不)第2号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯び運転及び追突事故 受理年月日：平成20.7.14	判定：処分修正(停職6月)(平成21.3.31)
平成20年市町村(不)第3号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	公文書改ざんによる懲戒処分及び不適正な会計事務処理による懲戒処分を踏まえ、適格性欠如による分限降任処分を受けた。 受理年月日：平成20.12.16	判定：処分承認(平成22.1.25)
平成20年市町村(不)第3号に対する再審	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	同上 申立年月日：平成22.5.10	却下(平成22.7.15)
平成23年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	利害関係者に対する便宜供与を問われた。 受理年月日：平成23.6.5	判定：処分修正(停職1月)(平成24.12.18)
平成23年市町村(不)第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う、管理監督責任を問われた。 受理年月日：平成23.7.26	判定：処分取消(平成23.9.13)
平成23年市町村(不)第2号に対する再審	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	不適法と判断した裁決に事実誤認がある。 申立年月日：平成23.9.13	却下(平成24.4.24)

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成23年市町村(不) 第3号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う管理監督責任を問われた。 受理年月日：平成23.7.26	判定：処分取消（平成23.9.13）
平成23年市町村(不) 第3号に対する再審	1. 不服申立人：市町村教育委員会 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う管理監督責任を問われた。 申立年月日：平成23.9.13	却下（平成24.4.24）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（5/100 6月）	市町村長選挙に絡む服務規律違反 申立年月日：平成25.11.21	取下げ（平成25.11.28）
平成26年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村議会事務局長 2. 処分者：市町村議会議長 3. 処分内容：懲戒減給（8/100 3月）	議会において暴言及び答弁拒否等をした。 受理年月日：平成26.2.20	判定：処分取消（平成27.9.15）
平成26年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転のうえ、警察官の求める免許証提示及び飲酒検知を拒否した。 受理年月日：平成26.6.18	判定：処分承認（平成27.7.28）
平成27年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（20/100 3月、15/100 3月）	税徴収に係る不適正な事務処理 受理年月日：平成27.10.20	判定：処分修正（減給20/100 1月） （平成29.3.29）
平成30年組合(審)第 1号	1. 審査請求人：消防職員 2. 処分者：組合管理者 3. 処分内容：懲戒減給（10/100 6月）	パワハラ、脅迫メール及び現場指揮における内部規定違反 受理年月日：平成30.4.10	裁決：処分取消（令和元.11.19）
平成30年市町村(審) 第1号	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	勤務実績不良による主任主事から主事への分限降任 受理年月日：平成30.11.13	裁決：処分承認（令和3.3.23）
—	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	嚴重注意に伴う転任処分 請求年月日：令和2.4.16	却下（令和2.6.2）
令和2年市町村(審) 第1号	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（10/100 1月）	部下の非遵行為に対する管理監督責任 受理年月日：令和2.5.19	裁決：処分取消（令和4.7.12）

(労働基準監督関係)

労働基準監督機関としての主な職権行使件数 (昭和47年度～平成8年度)

	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8
解雇予告除外認定		2	7	1		2	1	2	1	2	1	2						1	1	1	1				1
三六協定届出		4																							
事業場の個別監督			32				6	9	12													4			
労基・労安実態調査実施(書面)																									
労基・労安実態調査実施(実地)																									
産業医選任報告													14												
衛生管理者選任報告			2	1	3																				
事務所換気設備設置届																									
ボイラー設置届			2	1	3							2		1											1
〃 落成検査			2	1	3							2		1											1
〃 性能検査			4	9	5	6	7	6	4	6	7	6	7	7	7	7	8	7	7	7	7	6	6	7	5
〃 廃止届(検査証返還)			1	1	1	1	1	1	1			2	1										1	2	1
〃 取扱作業主任者選任報告			4		1	1																			
小型ボイラー設置報告			1	1	1																				
第一種圧力容器設置届					2		2	1	1	2	1			1											
〃 落成検査						1		1	3	1	1			1											2
〃 性能検査					1	2	2	4	7	7	5	8	8	8	8	8	9	9	10	10	10	9	8	8	5
〃 廃止届(検査証返還)																									7
第二種圧力容器設置報告			4	1	1	4	2																		
クレーン設置報告																									
小型クレーン設置報告										2	1														
クレーン落成・性能検査									1																
ゴンドラ性能検査																									
エレベーター性能検査																									
放射線装置等設置届						2	1																		
有機溶剤一部適用除外認定																						1			
特殊健康診断結果報告						3	9	6																	
健康診断結果報告							3																		
事故報告							1																		
断続的な労働(宿日直勤務含む。)許可																									
労働者死傷病報告																									
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告																									

* H2.9月から届出不要

労働基準監督機関としての主な職権行使件数（平成9年度～令和3年度）

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
解雇予告除外認定	1	2	5	3	2	2	0	0	1	0	2	0	1	1	0	1	4	2	1	2	1	3	0	3	0	1
三六協定届出																										
事業場の個別監督																										
労基・労安実態調査実施（書面）						165	53	51	59	53	48	54	54	52	54	50	50	50	52	51	53	51	51	51	53	54
労基・労安実態調査実施（実地）						30	30	28	30	24	22	14	10	13	13	13	13	6	13	11	14	18	17	0	4	4
産業医選任報告						1	12	15	29	14	76	14	12	8	11	19	14	16	8	15	16	4	7	6	23	
衛生管理者選任報告						1	45	72	102	84	98	91	61	55	60	54	57	56	60	48	68	75	68	75	71	
事務所換気設備設置届																										
ボイラー設置届			1	1													1									1
〃 落成検査			1	1			1	1									1	1			1					
〃 性能検査	5	5	3	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	5	5	6	5	5	6	5	6	5	
〃 廃止届（検査証返還）			1	1		1	1	1	1								1				1	1				
〃 取扱作業主任者選任報告																										
小型ボイラー設置報告												1														
第一種圧力容器設置届		1	1		1											1	2									
〃 落成検査		1	1		1	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2									
〃 性能検査	8	7	7	8	8	9	8	9	9	10	10	10	11	11	11	10	11	9	11	11	10	10	10	10	10	
〃 廃止届（検査証返還）	1	1			1	2	1		1			1				1		2							1	
第二種圧力容器設置報告																										
クレーン設置報告	4																									
小型クレーン設置報告	4					1					4	13	1	12	4	5	2	4	1	2	1	2	1	2	1	
クレーン落成・性能検査	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	3	0	4	0	3	0	3	0	2	4	2	4	2	5	
ゴンドラ性能検査	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0														
エレベーター性能検査																										
放射線装置等設置届		2		1					1			2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
有機溶剤一部適用除外認定													1													
特殊健康診断結果報告							2	2											88	5	2	7	10	8	15	
健康診断結果報告							71	89	78	89	83	83	85	95	94	81	87	91	88	91	85	95	94	97	90	
事故報告																			1							
断続的な労働（宿日直勤務含む。）許可							14					4		3	9	5	2	1		4	2	1	1	1	3	
労働者死傷病報告												2	25	13	12	26	22	16	17	6	21	15	28	23	17	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告																					81	88	91	96	91	